独立行政法人農業者年金基金の 令和6年度に係る業務の実績に関する評価書

厚生労働省 農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関	する事項	
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年	年度評価	令和6年度(第5期)
度	中期目標期間	令和5年度~令和9年度

2	. 評価の実施者に関する	事項		
主	務大臣	農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 上野 昌文
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 藏谷 恵大
主	務大臣	厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 海老 敬子
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官(調査分析・評価担当)諏訪 克之

3. 評価の実施に関する事項

7月23日:独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会の開催

4. その他評価に関する重要事項

特になし。

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定							
評定	B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 7	本中期目標	期間におけ	る過年度の)総合評定の	の状況
(S, A, B, C, D)		大項目のうち1項目がA評定、残りの5項目がB評定となり、大項目の点数をウェイトを用いて算と					
		В	В				
評定に至った理由	項目別評定は、重要な業務 11 項目のうち、2項目が a 評定、9項目が b 評定であるが、年金資産の安全かつ効いて成果が見られたため、農林水産省の評価基準に基づき、6つの大項目のうち1項目がA評定、残りの5項目が結果、「B」評定とした。 ※3点(A)×5/13+2点(B)×4/13+(2点(B)×1/13)×4項目=2.385点 1.5点以上 2.5点未満: B						

2. 法人全体に対する評価	i
法人全体の評価	農業者年金の重要な項目である「年金資産の安全かつ効率的な運用」及び「農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実」について目標を上回る成果が認められ、他の
	項目においても特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
に考慮すべき事項	

3. 項目別評定における主	要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した課	被保険者資格の適用及び収納関係業務で事務処理状況調査対象期間以外の期間に遅延が発覚していることから、その原因究明及び再発防止対策を講じているところである
題、改善事項	が、今後は当該再発防止対策の効果検証をすることが望ましい。
その他改善事項	該当なし。
主務大臣による改善命令	該当なし。
を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	(外部有識者からの意見)
	・政策アセットミクスが現行のままでよいのか、地政学リスクによるマーケットの混乱が生じた場合の対策も含め、資産運用に特化した人材を育成していただきたい。
	・一社応札となった案件すべてについて辞退届にアンケートを加えているのは効果につながっており、分析と対策を引き続きお願いしたい。
	・65 歳以上の裁定請求を行っていない方への対応について、今後単身者が増えていくことを見据えた上で、本人の意思を確認して区分するような対策を立てるべき。
	・若者の新規加入目標について年間 1,100 人の目標を上回ったのは素晴らしいと思うが、老後の生活の安定だけではなく、若者を農業に誘致するという農業者年金の制度目
	的を踏まえると、目標設定の水準について今後中期計画策定の際に議論すべき。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)	評価年度				項目 備考		中	期計画(中期目標)	評価年度					項目	備考	
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	別				5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	別	
						No									No	
I 国民に対して提供するサービスそ	В	Α				第1		Ш	財務内容の改善に関する事	В	В				第3	
の他の業務の質の向上に関する目標									項							
を達成するためとるべき措置																
1 農業者年金事業	Α	В				第1			財務内容の改善に関する事項	В	В					
						- 1										
(1)迅速かつ適正な事務処理(適用・	а	b							(1)業務の効率化を反映した	b	b					
収納関係)									予算の策定と遵守							
(2)被保険者資格の適切な管理	a〇重	b〇重							(2)決算情報・セグメント情	b	b					
(3)保険料収納業務の円滑な実施	b	b							報の開示							
(4)過大に納付された保険料の迅速	b	b							(3)業務達成基準に基づく会	b	b					
かつ確実な還付									計処理の適切な実施							
(5)迅速かつ適正な事務処理(給付関	а	b							(4)貸付金債権等の適切な管	b	b					
係)									理等							
(6)年金等の受給漏れの防止	a〇重	bO重							(5)長期借入金の適切な実施	b	b					
(7)受給資格のある者への適切な年	b〇重	bO重							(6)将来必要となる旧制度に	b	b					
金給付									おける年金等給付費の試算							
(8)源泉徴収事務の適切な実施	b	b							と点検							
2 年金資産の安全かつ効率的な運	Α	Α				第1		IV	予算(人件費の見積りを含	В	В				第4	
用						-2			む)、収支計画及び資金計画							
(1)基本方針に基づく安全かつ効率	a〇重	a〇重							予算(人件費の見積りを含	В	В					
的な運用									む)、収支計画及び資金計画							
(2)資金運用委員会等によるモニタ	b	b							(1)支出削減の取組	b	b					
リング									(2)法人運営における資金の	b	b					
(3)政策アセットミクスの検証・見	a	b							配分状況							
直し								V	 短期借入金の限度額	_	_				第5	
(4)運用の透明性の確保	b	b							不要財産又は不要財産とな	_	В				第6	
(5)スチュワードシップ責任を果た	а	а							ることが見込まれる財産が							
すための活動及び ESG を考慮した									ある場合には、当該財産の							
投資									処分に関する計画							
3 農業者年金制度の普及推進及び	В	Α				第1		VII	その他主務省令で定める業	В	В				第7	
情報提供の充実	_					– 3		_	務運営に関する事項							
III TAIAC IN TO JOS	l	I	l	l	l	ı	ı l		WALDI-W/ VTX							

	_		_			
(1)若い農業者の加入の拡大	<u>b O重</u>	<u>a 〇重</u>				
(2)女性農業者の加入の拡大	<u>b</u>	<u>a</u>				
(3)加入推進活動の実施	b	а				
(4)加入者に係るデータ収集・分析	b	b				
(5)ホームページ等による情報の提	а	а				
供						
4 加入者等に対して提供するサー	В	В			第1	
ビスの向上					-4	
(1)年金額の「見える化」の推進	b	b				
(2)手続のオンライン化等	b	b				
(3)年金相談	b	b				
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を	В	В			第2	
達成するためとるべき措置						
1 業務改善の推進	В	В			第2	
					- 1	
(1)業務の簡素化・効率化	b	а				
(2)農業者年金記録管理システムの	b	b				
利用促進						
(3)業務のデジタル化による諸規程	а	b				
等の見直し						
2 手続・業務のデジタル化の推進	A	В			第2	
等					-2	
(1)事務手続・事務処理のデジタル化	а	b				
の推進						
(2)新たな農業者年金記録管理シス	b	b				
テムの構築						
(3)源泉徴収システムの検討及び整	b	b				
備		١.				
(4)情報システムの適切な整備及び	а	b				
管理						
○ ************************************	_	<u> </u>			** ^	
3 運営経費の抑制 	В	В			第2	
					-3	
(1)一般管理費及び業務経費の削減	b	b				
(2)給与水準の適正化 	b	b				

1 職員の人事に関する計画	Α	В				第7	
(人員及び人件費の効率化						- 1	
に関する目標を含む。)							
(1)方針	а	b					
(2)人員に関する指標	b	b					
2 積立金の処分に関する事	В	В				第 7	
項						-2	
3 内部統制の充実・強化	В	В				第7	
						-3	
(1)経営管理会議による内部	b O重	bO重					
統制の充実・強化							
(2) コンプライアンスの推進	b〇重	b O重					
(3)リスク管理の徹底	b〇重	b O重					
4 情報セキュリティ対策及	Α	В				第7	
び個人情報保護の強化・徹						-4	
底							
(1)情報セキュリティ対策の 推進	a 〇重	b O重					
 (2)個人情報保護対策の推進	b〇重	b〇重					
(3)研修等の実施	a O重	b〇重					
5 情報公開の推進・適切な	В	В			:	第 7	
文書管理						- 5	
(1)情報公開	b	b					
(2)文書管理	b	b					
6 適正な監査の実施等	В	В				第7	
						- 6	
7 業務運営能力の向上等	В	В				第7	
						- 7	
(1)研修の充実	b	b					
(2)委託業務の質の向上	b	b					
8 温室効果ガスの排出の削	В	В				第7	
減						-8	
	I	I	I		I	I	

4 調達の合理化	В	В		第2	
				-4	
5 組織体制の整備等	В	В		第2	
				- 5	
(1)組織体制の整備	а	b			
(2)働き方改革の推進	b	b			
(3)情報システムの整備及び管理の	b	b			
ための体制整備					

^{※1} 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「〇」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

^{※2} 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

1. 当事務及び事業に関する	3基本情報		
第1一1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー 0	003217

①主要なアウ	トプット(ア	プウトカム)情	報					②主要なインプット	情報(財務情報)	及び人員に関す	つる情報)		
評価の対象	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
となる指標													
国民年金の	不整合者		0.52%	0.55%				予算額 (千円)	179, 440, 771	168, 874, 126			
被保険者記	の占める												
録との突合	割合を												
による不整	0.6%以下												
合者の割合													
								決算額 (千円)	173, 641, 290	163, 701, 301			
								経常費用 (千円)	100, 020, 386	64, 400, 788			
								経常利益 (千円)	$\triangle 21, 733, 285$	6, 790, 063			
								行政コスト (千円)	100, 020, 386	64, 422, 069			
								従事人員数	38. 13	38. 63			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評	2価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第3 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する事 項	第1 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置	第1 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置			A	評定 A 4つの中項目のうち2項目がA 定であり、農林水産省評価基準に基 くウェイトを用いて算出した結果 「A」評定 ※3点(A)×3/12+3点(A)×5/12+2 (B)×2/12×2項目=2.67点 2.5点以上3.5点未満:A
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			В	評定 B 8つの小項目全てがb評価であ農林水産省評価基準に基づくウェーを用いて算出した結果、「B」評定※2点(b)×2/10×2項目+2点(1/10×6項目=2.00点1.5点以上2.5点未満:B
(1の係ア 格保に決標(るき間同理も状度表 理処生は究止被用務迅事被の険関定準基通標をじをに況、す仮誤理し、明策保及 速務保適料すに処金常準い。行、を定るにり遅たそとを険び か処険用のるい理が要的。内うの、的 事や延場原再じ資納 適 者及収処で期定すな以にと処毎に 務事が合因発る格関 正 資び納理、間めべ期下処と理年公 処務発にの防。	の係ア 格保に決基れのに 関続る届入や準要あま機用務迅事被の険関定金た処行業にが主出内添備するえ関及 速務保適料すにに届理う務お長な書容付にるこ業担い つ理険用のるい提出を 受い期因等の書時こと務当が処保適料すにに届理う務お長な書容付にるこ業担が が処保適料すにに届理う務お長な書容付にるこ業担関 正 資び納理、さ等速 機手す、記認のをで踏託を関 正 資び納理、さ等速 機手す、記認のをで踏託を	託機関にが 関にが 長妻に 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	・申出書等の処理状 況の調査結果の公 表。 <評価の視点> ・事務処理遅延等が 発生した場合に は、適切にその原	(主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和6年度農業者年金新任者等業務研修会」(令和6年5月開催)や「令和6年度農業者年金専門業務研修会」(令和6年6月開催)(以下「専門研修会」という。)において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 また、都道府県段階の業務受託機関が主催する農業委員会及びJA担当者を集めた研修会においても制度説明の他、届出書等の記入方法や必要な添付書類の説明を行った。 ② 提出のあった届出書等に係る標準処理期間(30 日)内の処理割合は、令和6年8月処理分及び令和7年2月処理分がいずれも100.00%となった。 【標準処理期間内処理割合】 (単位:件、%) 処理年月 処理件数(a) 期間内処理(b) b/a 令和6年8月 166 166 100.00 令和7年2月 449 449 100.00 ④ 全業務受託機関を対象にした事務処理状況調査を令和6年度は、令和6年9月2日~9月20日を調査実施期間とし、事務処理遅延が発覚した場合は、「事務処理遅延報告書(速報)」を求め、10月17日までに「業務改善計画(再発防止策)」を提出するよう周知した。	で公表した。 令和6年8月処理分及び令和7年 2月処理分のいずれも標準処理期間 内処理の割合が100%となった。 また、業務受託機関での事務処理遅 延が発生したが、届出者への説明対 応、業務改善計画(再発防止策)の提 出を求めた。	評定 b 標準処理期間内で申出書等の処理 実施するとともに、処理状況の調理 年2回実施しその結果を公表した。 大、業務受託機関で発生した事務 遅延について再発防止対策の効果をすることが望ましいものの、業 善計画を提出させるなど再発防止 おける取組は十分であることから、己評価の「b」評定が妥当である

遅延等が発生し	理能力の向上	速化に努めま		
た場合には、適切	を図り、業務受	す。	⑤ 事務処理状況調査以外の期間で7業務受託機関 13 件の事	
にその原因の究	託機関での処	これにより、	務処理遅延が発覚した旨の報告があった。基金は当該業務受	
明と再発防止策	理の迅速化に	提出された届	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
を講じたか。	努める。	出書等につい	書(速報)」及び「業務改善計画(再発防止策)」の提出を求	
を 構 し /こが。	安める。 これにより、	ては、標準処理	************************************	
			処理を行った。	
	提出された届	期間(基金が定	延達を打りた。	
	出書等につい	める通常要す		
	ては、標準処理	べき標準的な		
	期間(基金が定	期間をいう。以		
	める通常要す	下同じ。)内に		
	べき標準的な	処理すること		
	期間をいう。以	とし、届出書等		
	下同じ。)内に	の処理状況の		
	処理すること	調査を8月と		
	とし、その結果	2月に行い、そ		
	について、毎年	の結果を翌月		
	度、定期的に公	の9月と3月		
	表する。	に公表します。		
	なお、不備が	なお、不備が		
	判明した届出	判明した届出		
	書等について	書等について		
	は、補正等が早	は、補正等が早		
	急に行われる	急に行われる		
	よう業務受託	よう業務受託		
	機関へ迅速な	機関へ迅速な		
	返戻等を行う	返戻等を行う		
	とともに、適正	とともに、適正		
	な届出書等の	な届出書等の		
	提出が行われ	提出が行われ		
	るよう指導す			
	る。	ます。		
	仮に事務処	仮に事務処		
	理誤りや事務	理誤りや事務		
	処理遅延が発	処理遅延が発		
	生した場合に	生した場合に		
	は、適切にその	は、適切にその		
	原因の究明及	原因の究明と		
	び再発防止策	再発防止策を		
	を講じる。	講じます。		
	また、毎年	また、年1		
	度、業務受託機	回、業務受託機		
	関における事	関における事		
	務処理状況を	務処理状況を		
	調査し、著しい	調査し、著しい		
	遅延が発見さ	遅延が発見さ		
	れた場合には、	れた場合には、		
	当該業務受託	当該業務受託		
	機関に対して	機関に対して		
	原因の究明と	原因の究明と		

	再発防止策の	再発防止策の							
	報告を求める。	報告を求めま							
		す。							
イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	<主な定量的指標>	<主要な業務実績	<u>†</u> >			<評定と根拠>	評定 b
の適切な管理	の適切な管理	の適切な管理	・不整合者の占める	① 農業者年金被	保険者資格記	録と国民年金被	保険者資格記録	評定 : b	農業者年金被保険者資格の確認のた
国民年金被保	国民年金被保	国民年金被保	割合。	との整合性を図	るため、令和	16年4月及び1	1月に全ての被	被保険者資格記録の突合を年2回	め、年2回、国民年金被保険者資格記
険者資格記録と	険者資格記録と	険者資格記録と		保険者及び待期	者を対象に両	i記録の突合を実	施した。	実施し、不整合者に対して必要な届出	録との突合を行い、不整合となった被
整合した被保険	整合した被保険	整合した被保険	<その他の指標>	この突合結果	により、不整を	合となった被保障	食者等(以下「不	書等の提出を遅滞なく行うよう、①不	保険者等に必要な申出書等を提出する
者資格記録に基	者資格記録に基	者資格記録に基	・農業者年金被保険	整合者」という。	。) に係る記録	確認リストを不	整合者がいる業	整合者に係る記録確認リストの業務	よう通知するとともに、業務受託機関
づき、適切な年	づき、適切な年金	づき、適切な年	者記録と国民年金	務受託機関へ送	付し、必要な	届出書等を速や	かに提出するよ	受託機関への送付、②不整合者に対す	への指導を行うことにより、不整合者
金給付を行うた	給付を行うため、	金給付を行うた	保険者資格記録と	う指導を依頼す	るとともに、	基金からも不整	合者に対して申	る届出書等の提出を促すための通知	の占める割合を目標である 0.6%を下
め、全ての被保	全ての被保険者	め、全ての被保	の突合の実施。	出書等の提出を	促すための通	知を送付した。		の送付、③国民年金付加保険料納付の	回る 0.55%を達成するなど、取組は十
険者及び待期者	及び待期者を対	険者及び待期者	・突合結果を踏まえ					義務を記載した重要事項の説明・配付	分であり、自己評価の「b」評定が妥
を対象に、毎年	象に、毎年度、国	を対象に、国民	た適正な管理。	【不整合者の状	況】		(単位:人、%)	の徹底、④研修会等における周知、⑤	当であると認められる。
度、国民年金被	民年金被保険者	年金被保険者資		龙	突合対象	不整合者数【不	整合者の割合】	従来の新規加入時に加えて、再加入時	
保険者資格記録	資格記録の確認	格記録の確認を	<評価の視点>	突合年月	者数	当初	6か月経過後	の重要事項の説明・配付の実施等、取	
の確認を定期的	を2回以上実施	年2回以上実施	・突合を行ったか。	令和6年4月	68, 637	1, 163 [1. 69]	376 [0.55]	組可能な働きかけを粘り強く行い、不	
に行い、不整合	する。	します。	・その結果、不整合					整合者の占める割合が年度計画の目	
が確認された者	不整合が確認	不整合が確認	となった被保険者	令和6年11月	68, 220	944 [1.38]	_	標である 0.6%以下を下回り、かつ前	
に対し、必要な	された者に対し	された者に対し	等に対し、必要な					中期目標期間の平均値 0.58%も下回	
手続を遅滞なく	ては、不整合事由	ては、不整合事	申出書等の提出を		•	•		る 0.55%となったことからb評定と	
行うよう働きか	を通知し、資格記	由を通知し、資	遅滞なく行うよう	主な不整合事	由が、国民年	金付加保険料の	記録がないこと	した。	
ける。	録の訂正等に必	格記録の訂正等	働きかけている	であることから	、業務受託機	関に対して、国	民年金付加保険		
また、特例保	要な届出書等の	に必要な届出書	か。	料納付の届出が	必要であるこ	とを記載した「	農業者年金に関	(評定区分)	
険料について、	提出を遅滞なく	等の提出を遅滞		する重要事項の	ご案内」(以「	下「重要事項」と	こいう。) につい	s:取組は十分であり、かつ、目標	
要件を満たして	行うよう働きか	なく行うよう働		て、新規加入申	込者及び再加	入申込者への説	明及び配付を徹	を上回る顕著な成果がある	
いない被保険者	けるとともに、業	きかけるととも		底するとともに	、国民年金付	加保険料納付の	届出の指導を行	a:取組は十分であり、かつ、目標	
に適用されるこ	務受託機関に不	に、業務受託機		うよう依頼した。	0			を上回る成果がある	
とを防止するた	整合が確認され	関に不整合が確		また、加入申	込書に業務受	:託機関が加入申	込者に対して重	b:取組は十分である	
め、特例保険料	た者の不整合記	認された者の不		要事項の説明及	び配付を行っ	たことを確認す	る欄を設け、指	c:取組はやや不十分であり、改善	
の申出時に加え	録を掲載したリ	整合記録を掲載		導の徹底を図っ	ている。			を要する	
て、定期的な確	ストを送付し、業	したリストを送						d:取組はやや不十分であり、抜本	
認が可能となる	務受託機関から	付し、業務受託		② 政策支援加入				的な改善を要する	
よう検討を進め	も該当者へ同様	機関からも該当				し自己点検を行	•		
る。 【151 で 】	の働きかけがな	者へ同様の働き		点検の結果、	不整合であっ	た場合には、速	やかに届出書の		
【指標】	されるようにす	かけがなされる		提出を行うよう	周知した。				
○ 国民年金の	る。	ようにします。							
被保険者記録	これらの取組	これらの取組							
との突合を年	を通じて、不整	を通じて、不整							
2回以上実施	合者の占める割	合者の占める割							
する。	合を 0.6%以下	合を 0.6%以下							
(前中期目標期	とする。	とします。							
間実績:年2回)	また、特例保険	また、特例保							
○ 不整合者の	料について、要件	険料について、 西供も港をして							
占める割合を	を満たしていない神仏除者に適	要件を満たして いない被保険者							
0.6%以下と	い被保険者に適 用されることを	いない彼保険有に適用されるこ							
→ する。 - (前中期目標期)	用されることを 防止するため、特	とを防止するた							
	例正りるため、特 例保険料の申出	とを防止するにめ、年1回、特							
10年均恒: 0.58%)	時に加えて、毎年	例保険料の対象							
0.9870)	时に加んし、世年	が体験性の対象		<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>

	T	度1回確認を行	となっている被				
		及 1 回催 応 で 11 う。	保険者に自己点				
		J o	検票を送付し、				
			その結果、不該				
			当であった際に				
			は必要な届出書				
			等の提出を遅滞				
			なく行うよう働				
			きかけます。				
ウ保『) 険料収納業	ウ 保険料収納業	ウ 保険料収納業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	円滑な実施	務の円滑な実施	務の円滑な実施		① 毎月、口座振替不能者(以下「振替不能者」という。)がい		自己評価の「b」評定が妥当である
	険料を円滑	保険料を円滑し	保険料を円滑		る業務受託機関にリストを送付し、当該業務受託機関から振		
	確実に収納	かつ確実に収納	かつ確実に収納	<その他の指標>	替不能者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な届出書		
	ため、口座	するため、口座	するため、口座			対応等を依頼した。	
	が不能とな	振替不能該当者	振替不能該当者			また、12回継続した振替不能者につ	
	被保険者に	や口座振替停止	や口座振替停止	び指導依頼。	 ② 12 回連続した振替不能者については、口座振替停止の措置		
	て、当該被	該当者のリスト	該当者のリスト	・12 回継続して口座			
	者を業務受	を毎月業務受託	を毎月業務受託		し、当該業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対		
, , , , , ,	関に提示	機関に送付し、	機関に送付し、	ト作成及び働きか			
	継続加入の	業務受託機関に	業務受託機関に	け依頼。	頼している。	さらに、連続振替不能5回及び10回	
	確認を行い	おいて該当者へ	おいて該当者へ	<評価の視点>	なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回	の段階においても該当者に対してお	
ながら	ら、保険料	の継続加入等の	の継続加入等の	・業務受託機関へリ	の段階で、該当者に対し振替の勧奨の通知を送付した。	知らせを送付し、働きかけを行ったこ	
の納作	付の指導等	意向確認や相談	意向確認や相談	ストを送付してい	さらに、振替停止となった後も届出書等が未提出の者がい	とからも評定とした。	
その原	原因に応じ	対応を行うとと	対応を行うとと	るか。	る業務受託機関に対し令和6年9月と令和7年3月にリス		
た措置	置を講じる	もに、保険料の	もに、保険料の	・指導等の依頼を行	トを送付し、届出書等の提出の指導を依頼した。	(評定区分)	
と 본 형	もに、必要	納付や必要な届	納付や必要な届	っているか。		s:取組は十分であり、かつ、目標	
な手糸	続を遅滞な	出等の指導がな	出等の指導がな		③ 自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについては	を上回る顕著な成果がある	
く行う	うよう働き	されるようにす	されるようにし		令和6年6月に被保険者に対して情報提供を行った。	a:取組は十分であり、かつ、目標	
かける	る。	る。	ます。			を上回る成果がある	
なま	お、近年の	また、一定期	また、12 回			b:取組は十分である	
自然如	災害のリス	間継続して口座	連続して口座振			c:取組はやや不十分であり、改善	
クの	高まりか	振替が不能とな	替が不能となっ			を要する	
	当該自然災	っている者につ	ている者につい			d:取組はやや不十分であり、抜本	
	発生した地	いて、口座振替	て、口座振替停			的な改善を要する	
	の被保険者	停止の措置を講	止の措置を講じ				
	険料の振替	じた上で、その	た上で、その者				
	取扱いにつ	者に対してその	に対してその旨				
	情報提供す	旨及び口座振替	及び口座振替の				
る。		の再開手続等を	再開手続等を通				
		通知して、意図	知して、意図し				
		しない口座振替	ない口座振替の				
		の防止を図ると	防止を図るとと				
		ともに、業務受	もに、年2回、				
		託機関に定期的	業務受託機関に				
		に口座振替停止	口座振替停止者				
		者のリストを送	のリストを送付				
		付し、業務受託	し、業務受託機				
		機関からも働き	関からも働きか				
		かけがなされる	けがなされるよ				
		ようにする。	うにします。				

	なお、近年の	なお、近年の				
	自然災害のリス	自然災害のリス				
	クの高まりか	クの高まりか				
	ら、自然災害が	ら、自然災害が				
	発生した際の保	発生した際の保				
	険料振替等の取	険料振替等の取				
	扱いについて、	扱いについて、				
	毎年度、被保険	年1回、被保険				
	者に対し情報提	者に対し情報提				
	供する。	供します。				
エ 過大に納付さ	エ 過大に納付さ	エ 過大に納付さ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
れた保険料の迅	れた保険料の迅	れた保険料の迅	_	保険料の納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当である
速かつ確実な還	速かつ確実な還	速かつ確実な還		した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者	発生した過大納付保険料について、	と認められる。
付	付	付	<その他の指標>	等に対して還付金の発生通知及び請求書を送付した。	速やかに請求書等を送付し、請求があ	
保険料納付後	保険料納付後	保険料納付後	・過大納付発生後の	また、公金受取口座への振込を希望した被保険者等には、マ	ったものについては還付方法ごとの	
に、被保険者資	に、被保険者資格	に、被保険者資	速やかな事務処理	イナンバーによる情報連携後1週間以内に、その他の口座へ振	期間内に還付処理を行ったことから	
格の喪失や保険	の喪失や保険料	格の喪失や保険	の実施。	込を希望した場合は、還付請求があってから1週間以内に還付	b評定とした。	
料額の変更等に	額の変更等によ	料額の変更等に		処理を行った。		
より還付すべき	り還付すべき保	より還付すべき	<評価の視点>		(評定区分)	
保険料につい	険料について、被	保険料につい	・被保険者等からの		s:取組は十分であり、かつ、目標	
て、迅速かつ確	保険者等から申	て、被保険者等	請求に基づき1週		を上回る顕著な成果がある	
実に当該被保険	出のあった還付	から申出のあっ	間内で処理してい		a:取組は十分であり、かつ、目標	
者等に対し、還	方法により、迅速	た還付方法ごと	るか。		を上回る成果がある	
付処理を行う。	かつ確実に当該	に、以下の期間			b:取組は十分である	
【指標】	被保険者等に対	内で当該被保険			c:取組はやや不十分であり、改善	
○ 還付金の新た	し、還付処理を行	者等に対し、還			を要する	
な還付方法を踏	う。	付処理を行いま			d:取組はやや不十分であり、抜本	
まえて、標準的	還付金の新た	す。			的な改善を要する	
な処理日数を定	な還付方法(注)	• 公金受取口座				
めたか。	を踏まえて、標準	へ還付する場				
○ 標準的な処理	的な処理日数を	合は、マイナ				
日数を定めた年	定める。	ンバーによる				
度の翌年度以降	なお、当該処理	情報連携後、				
において、当該	日数内で処理が	1週間以内。				
処理日数内に還	できなかった場	・還付請求書の				
付処理が終了し	合は、その原因の	提出により還				
たか。	究明と対策を講	付する場合				
○ 当該処理日数	じる。	は、被保険者				
内で処理できな	(注)新たな還	等からの請求				
かった案件につ	付方法とは、公	後、1週間以				
いて、適切にそ	的給付の支給等	内。				
の原因の究明と	の迅速かつ確実	・直接還付を希				
その対策を講じ	な実施のための	望した者に対				
たか。	預貯金口座の登	し還付する場				
	録等に関する法	合は、還付発				
	律(令和3年法	生月の末日か				
	律第 38 号) 第 9	ら1週間以				
	条に基づく公的	内。				
	給付支給等口座	なお、当該処				
	情報の活用及び	理日数で処理で				

	(2)業 で 一係て間うの毎に 関 年務 迅事年時る、内と処年公仮り の 世野の で 世野の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	独業施改(第り立者行政第等料う)業 な 亡付にに請理う 関続が年令すれるに政金(第3基還 金 速務金時係い出書迅 務お長 と 一 の	きは究じ (2 変 亡付にに請理う関続ろかそとす。 (2 業 な 亡付にに請理う関続るかそとす。 (2 業 な 亡付にに請理う関続なた原策 の つ理及金る、さ等速受て期因を か 適 びの裁基れのに託、化対 場 での	・申出書等の処理状 況の調査結果の公 表。 <評価の視点> ・標準処理期間内に	(令和6年4月開催)(以下「担当者会議」という。)及び都道 府県段階の業務受託機関主催の研修会において、年金制度や事務処理の注意点等を説明した。 ② 提出のあった年金裁定請求書等に係る標準処理期間(60日・75日)内の処理割合は、令和6年8月処理分が99.16%、令和7年2月処理分が99.88%であり、それぞれの結果を翌月(令和6年9月、令和7年3月)に基金ホームページで公表した。 本書等の標準処理期間内の処理割合は、多当であると認められる。 結果を基金ホームページで公表した。 さらに、発生した事務処理遅延について、その原因を究明し再発防止策を講じたことから、取組は十分であり、お評定とした。
_	(-)		(a) E A 66 - (A / I		
(<土な正重的指標>	
				- イスのはの比集へ	
					1,020,000 1 1,020,
	* * *			10	
				<評価の視点>	
				, c. <u>a.</u> c	
					表した。 講じたことから、取組は十分であり、
	仮に事務処理	関において、手	続が長期化す		b評定とした。
	誤りや事務処理	続が長期化す	る主な要因は、		【標準処理期間内処理割合】 (単位:件、%)
	遅延が発生した	る主な要因は、	請求書等の記		
	場合には、その	請求書等の記	入内容の確認		令和6年8月 1,904 1,888 99.16 s:取組は十分であり、かつ、目標
	原因の究明と再	入内容の確認	や添付書類の		令和7年2月 2,443 2,440 99.88 を上回る顕著な成果がある
	発防止策を講じ	や添付書類の	準備に時間を		計 4,347 4,328 99.56 a:取組は十分であり、かつ、目標
	3.	準備に時間を	要することで		を上回る成果がある
	【指標】 〇 事務処理遅延	要することで	あることを踏		③ 業務受託機関における事務処理遅延が頻発していること b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善
	等が発生した場	あることを踏 まえ、業務受託	まえ、業務受託機関担当者を		19941回、主未伤文託機関に対して事務処理仏祇嗣直を11
	今には、適切に	機関担当者を	対象とする研		うしいる。 ケークは、 7年10年9月2日から9月20日にか 1. 時知はウウエーハスキャーサナ
	その原因の究明	対象とする研	修会等におい		() に胸直で打りた帽木、4米幼文印域関は下(たに関係す)下、
	と再発防止策を	修会等におい	て、制度への理		文和庁工財休1日)の事務処理建連が完見したとい報点が30
	講じたか。	て、制度への理	解及び事務処		った。 甘久は火勃光改兵が機関に対して、民山老。の説明、対庁
	H11 0 1014 0	解及び事務処	理能力の向上		基金は当該業務受託機関に対して、届出者への説明・対応、
		理能力の向上	を図り、業務受		「事務処理遅延報告書(速報)」及び「業務改善計画(再発防 止策)」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延
		を図り、業務受	託機関での処		していた届出書の処理を行った。
		託機関での処	理の迅速化に		
		理の迅速化に	努めます。		④ 事務処理状況調査以外の期間で36業務受託機関57件(死
		努める。	これにより、		亡関係 43 件、裁定関係 12 件、諸変更関係 2 件)の事務処理
		これにより、	提出された請		遅延が発覚したとの報告があった。
		提出された請	求書等につい		基金は当該業務受託機関に対して、届出者への説明・対応、

	求書等につい	ては、標準処理		「事務処理遅延報告書(速報)」及び「業務改善計画(再発防		
	ては、標準処理	期間内に処理		止策)」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延		
	期間内に処理	することとし、		していた届出書の処理を行った。		
	することとし、	請求書等の処				
	その結果につ	理状況の調査				
	いて、毎年度、	を8月と2月				
	定期的に公表	に行い、その結				
	する。	果を翌月の9				
	なお、不備が	月と3月に公				
	判明した請求	表します。				
	書等について	なお、不備が				
	は、補正等が早	判明した請求				
	急に行われる	書等について				
	よう業務受託	は、補正等が早				
	機関へ迅速な					
		急に行われる				
	返戻等を行うとともに、適正	よう業務受託機関の迅速な				
	•	機関へ迅速な				
	な請求書等の	返戻等を行う				
	提出が行われ	とともに、適正				
	るよう指導す	な請求書等の				
	る。	提出が行われ				
	仮に事務処	るよう指導し				
	理誤りや事務	ます。				
	処理遅延が発した場合に	仮に事務処				
	生した場合に	理誤りや事務				
	は、適切にその	処理遅延が発				
	原因の究明と	生した場合に				
	再発防止策を	は、適切にその				
	講じる。	原因の究明と				
	また、毎年	再発防止策を				
	度、業務受託機	講じます。				
	関における事	また、年1				
	務処理状況を	回、業務受託機				
	調査し、著しい	関における事				
	遅延が発見さ	務処理状況を				
	れた場合には、	調査し、著しい				
	当該業務受託	遅延が発見された場合には				
	機関に対して	れた場合には、				
	原因の究明と	当該業務受託				
	再発防止策の	機関に対して				
	報告を求める。	原因の究明と				
		再発防止策の				
		報告を求めま				
) Fr A Friend St. A.) FA W ~ ~ 11	す。	/ A A A B # 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	人之事人业农村体	ᄼᅼᆓᆉᆘᄱᄦ	<u> </u>
イ 年金等の受給	イ 年金等の受給	イ 年金等の受給	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
漏れの防止	漏れの防止	漏れの防止	_	① 制度改正により令和4年4月から農業者老齢年金の受給		60 歳以上の者への案内ハガキの送
年金を受給す	新制度の農業	新制度の農業	/7 n/L n 1 = 1	開始時期の選択肢が拡大(65歳到達から65歳以上75歳未満の思えませるが、25歳のまたとして紹覧	60 歳以上の偶数歳の誕生日の1ヶ	付、65歳になる者への裁定請求を勧奨
るための請求手	者老齢年金につ	者老齢年金につ	<その他の指標>	の間で請求又は75歳到達に拡大。ただし、60歳以上で繰上	月前となる者に対しては情報提供を	
続きを知らない	いては、60歳以	いては、60歳以	・裁定請求の勧奨。	げ請求が可能) したことを踏まえ、今年度 60 歳、62 歳、64 ************************************		
などの理由で、	上 75 歳未満の	上 75 歳未満の		歳、66歳になる方を対象に、誕生日の1ヶ月前に案内ハガキ	有に対しては、裁定請求の勧奨を行っ	もに、年金が振込不能となった受給権

年金をがったいまなを生年る者のにいが、きた期するいが、きた期するのの。

ま発到対のをくうる歳者に求知な行け66請も奨う。ま発到対のをくうる歳者定のを生達し勧行裁よとを者定のが表される。 まる の定の遅求きにたしのを給 の定の遅求きにたしのを

年と者亡年時て族要よの行をななやに金金いになう働うの振た入るび請いし続能かいを発表をなけるがはいいのではなけれるがはないのではないがあるがはいいであるがあるが、行限はないのでは、

また、旧制度 の農業者老齢 年金について 受給権が発生 する者等に対 して、65歳にな る誕生日の1 ヶ月前に、裁定 請求手続の方 法を案内する 文書を送付し て裁定請求の 勧奨等を行い、 遅滞なく裁定 請求を行うよ う働きかけを

行一受しか定て対度し裁う。ら権いわ求なて文継請にがるらをいも、書続求にず行者毎送的のに生も裁っに年付に勧

奨 座り不受亡れか支死請い等こ解年能給届てか給亡求その約金と権がいわ年一しのうかに振っや出にず及金い族 コよ込た死さも未びをなに

15 年の間で受 | <評価の視点>

・対象者に裁定請求 択できることか ら、年金を請求 できる者に対し て 60 歳以降の・対象者に裁定請求 の勧奨を計画のと おり実施している か。

偶数歳の誕生日

の1ヶ月前にハ

ガキによる情報

提供を行いま

また、旧制度

の農業者老齢年

金について受給

権が発生する者

等に対して、65

歳になる誕生日

の1ヶ月前に、

裁定請求手続の

方法を案内する

文書を送付して

裁定請求の勧奨

等を行い、遅滞

なく裁定請求を

行うよう働きか

さらに、既に

けを行います。

受給権が発生し

ているにもかか わらず裁定請求

を行っていない

者に対しても、

6月に文書を送

付して裁定請求

の勧奨等を行い

このほか、口

座解約等により 年金が振込不能

となった受給権

者や死亡届が提

出されているに

もかかわらず未

支給年金及び死

亡一時金を請求

していないその

届出書等の提出

遺族に対して、

を勧奨します。

ます。

す。

を送付した。

【60 歳以降1年おきの案内ハガキ送付実績】 (単位:件)

対象年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
60 歳・62	499	417	488	485	497	492	
歳・64歳・	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
66 歳	530	637	792	738	756	667	6, 998

② 年金等の受給漏れが発生しないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者に対して、65歳になる誕生日の1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。

【間もなく受給権が発生する者(65歳到達1ヶ月前)等に対する勧奨文書の送付実績】 (単位:件)

リ突又音の达付表領									
区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月		
65 歳 到	新制度	179	158	146	152	182	164		
達 1 ケ	旧制度	201	167	166	153	184	172		
月前の者	計	380	325	312	305	366	336		
区分		10月	11月	12 月	1月	2月	3月	計	
65 歳 到	新制度	181	216	281	225	252	199	2, 335	
達 1 ケ	旧制度	166	193	275	248	240	219	2, 384	
月前の者	計	347	409	556	473	492	418	4, 719	

- ③ 65 歳を超えても裁定請求を行っていない者 896 人(旧制度 766 人、新制度 130 人) に対して、令和6年6月に勧奨状を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。
- ④ 口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族がいる業務受託機関に対し令和6年8月に関係リストを送付し、当該業務受託機関から対象者に対して、届出書等の提出勧奨を依頼した。

て速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。

また、65歳を超えても裁定請求を行っていない者に対して、勧奨状を送付し、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。その結果、新制度の農業者老齢年金の未裁定者が、令和6年度当初130名であったものが、32名減少して98名となった。

さらに、年金が振込不能となった受 給権者や加入者の死亡による未支給 年金及び死亡一時金を請求していな いその遺族に対して、必要な手続を行 うよう働きかけを行った。

以上のとおり、取組は十分であり、 b評定とした。

(評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善 を要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する

者や死亡一時金を請求しない遺族への 手続の勧奨を行うなど取組は十分であ り、自己評価の「b」評定が妥当であ ると認められる。

ŗ	ウ 受給資格のあ	等の提出を勧奨する。												
ť														
		ウ 受給資格のあ	ウ 受給資格のあ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績	漬>							<評定と根拠>	評定 b
	る者への適切な	る者への適切な	る者への適切な		① 適切な年金約		こめ、	受給權	権者に対	対して	令和6	年5月末	l .	自己評価の「b」評定が妥当である
	年金給付	年金給付	年金給付		に現況届を送付	付し、受	经給資	格(生	:存、経	営再開	等がな	ないこと)	受給権者に対する現況届の送付に	
	毎年度、支給	毎年度、現況	現況の確認が	<その他の指標>	の確認を行った	た。							よる受給資格の確認、現況届未提出に	
	停止事由該当の	の確認が必要な	必要な受給権者	_	なお、現況履	届未提出	出の防	近及で	グ受給資	資格の	確認に	資するた	よる差止者の調査、経営移譲年金等受	
	有無や生存の確	受給権者に対し	に対し5月末に		め、現況届未	提出者	一覧を	を該当	者のレ	る農業	美委員:	会へ送付	給者と経営所得安定対策等交付金申	
	認を定期的に行	現況届を送付し	現況届を送付し	<評価の視点>	し、現況届の挑	是出の観	加奨及	び未携	是出とが	えって	ハる理	由の確認	請者の突合、国民年金の受給権者情報	
	い、支給停止事	て、その提出を	て、その提出を	・受給権者に対し	等を依頼した。)							(死亡情報)の確認を行うなど、適切	
	由に該当する疑	求め、支給停止	求め、支給停止	て、現況届を送付	それでもなる	お現況原	届が未	た提出の	の受給	権者に	ついて	は、令和	な年金給付に努めたことから、取組は	
	いのある者及び	事由該当の有無	事由該当の有無	l .				払いを	差し止	:めた。			十分であり、b評定とした。	
	死亡の疑いのあ	や生存の確認を	や生存の確認を	認を行っている	【現況届関係処理	理実績】								
	る者の関係者に	定期的に行う。	行います。	か。	現況届送				_	, 539 <i>J</i>			(評定区分)	
	対して、必要な	現況届の未	現況届の未提		現況届等				208	, 554 <i>J</i>			s:取組は十分であり、かつ、目標	
	届出書の提出の	提出者につい	出者については		現況届の				985				を上回る顕著な成果がある	
	指導等を行うと	ては一覧表を	一覧表を農業委		未提出者	一覧の	送付	(注2)) 1, 1	71 農業	美委員:	슺	a:取組は十分であり、かつ、目標	
	ともに年金給付	農業委員会へ	員会へ送付し、	申請者を突合し、	(注1)現況届の							-	を上回る成果がある	
	を一時差し止め	送付し、提出の	提出の勧奨・未		(注2)未提出者				委員会数	数は、	当該一	覧の送付	b:取組は十分である	
	るなど、年金の	勧奨・未提出理	提出理由の調査	l .	時点(令和	和6年8	3月2	2日)					c:取組はやや不十分であり、改善	
	支給停止事由該	由の調査を行	を行った後に、	・国民年金の受給権									を要する	
	当者や失権者に	った後に、未提	未提出者への年		② 令和6年度								d:取組はやや不十分であり、抜本	
	対し、長期にわ	出者への年金	金の支払を 11	疑われる受給権者	者と、令和5							-	的な改善を要する	
	たって年金が給	の支払を差し	月支払分より差しよります。	l .	合を行い、該							_		
	付されることを 防止する取組を	止める。	し止めます。	留し、農業委員会	りまとめ、該									
	防止りる取組を 行う。	また、国民年 金の受給権者情	また、国民年 金の受給権者情		おいて、経営									
	11 7 。	報の確認等を毎	報の確認を毎月	_	かの確認を行	_				は現任	:文紿	停止該当		
		報の確認等を毋 月行い、死亡が	行い、死亡が疑	カ・。	2名、確認中	10名、	錯誤等	等 21 ネ	占)					
		疑われる受給権	われる受給権者			たんの3	☑. 4人+4	* - * . * - .	±17 07 74+	致 ナ. /二) \ \ \ \	十つの日本		
		者に対する年金	に対する年金の		3 毎月、国民									
		の支払を保留す	支払を保留する		れる受給権者									
		る。 	とともに、一覧		いる農業委員 を依頼した。	云八一	見衣	を送り	J U 、 9	ムレ油ョ	守い征	山の御哭		
		なお、支給停	表を農業委員会		を抵頼した。									
		止事由該当や死	へ送付し、死亡		 【国民年金の受約	公坛老师	き却 の	ない。						
		亡が確認された	が確認された場		【国以平並の文庫	4月				8月	9月			
		場合には、支給	合の死亡関係届		支払保留人数	47	Э Д	0 /3	1 / /	ОЛ	ЭЛ			
		停止事由該当届	出書等の提出の		1	289	310	320	254	210	180			
		や死亡関係届出	勧奨を依頼しま		確認依頼	200	010	020	204	210	109			
		書の提出を求	す。		農業委員会	213	233	247	199	161	146			
		め、支給停止及	なお、支給停		灰木女只石	-		ļ	ļ			=1		
		び失権に係る事	止事由該当や死			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
		務を適確に処理	亡が確認された		支払保留人数									
		する。	場合には、支給		(死亡疑等)	288	263	288	295	278	300	3, 302		
		これらの取組	停止事由該当届		確認依頼									
		を通じて、年金	や死亡関係届出		農業委員会	206	189	218	227	215	213	2, 467		
		の支給停止事由	書の提出を求											
		に該当している	め、支給停止及											
		者や失権者に対	び失権に係る事											

	し、長期にわた	務を適確に処理				
	って年金が給付	します。				
	されることを防	これらの取組				
	止する。	を通じて、年金				
	, - 3	の支給停止事由				
		に該当している				
		者や失権者に対				
		し、長期にわた				
		って年金が給付				
		されることを防				
		止します。				
工 源泉徴収事務	エ源泉徴収事務	工 源泉徴収事務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
の適切な実施	の適切な実施	の適切な実施	_	所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏ま	評定 : b	自己評価の「b」評定が妥当である
今後、所得税	所得税等の	所得税等の源		え、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直	該当者へ扶養親族等申告書等を送	と認められる。
等の源泉徴収を	源泉徴収漏れ	泉徴収漏れ等が	<その他の指標>	しを行い、令和6年 11 月に扶養親族等申告書を対象者に送付	付し適正に処理を行ったことから、取	
要しない限度額	等がないよう、	ないよう、税制	_	した。	組は十分であり、b評定とした。	
を超える年金を	税制改正等も	改正等も踏ま				
受給する者が飛	踏まえ、事務処	え、事務処理フ	<評価の視点>		(評定区分)	
躍的に増えるこ	理フロー及び	ロー及び扶養親	・該当者へ扶養親族		s:取組は十分であり、かつ、目標	
とが見込まれる	関係書類の見	族等申告書等の	等申告書等を送付		を上回る顕著な成果がある	
ため、徴収漏れ	直しを毎年度	関係書類の見直	し適正に処理を行		a:取組は十分であり、かつ、目標	
等がないよう源	行い、源泉徴収	しを行い、11 月	ったか。		を上回る成果がある	
泉徴収に係る事	に係る事務を	に扶養親族等申			b:取組は十分である	
務を適正に処理	適正に処理す	告書を対象者に			c:取組はやや不十分であり、改善	
する。	る。	送付し、源泉徴			を要する	
		収に係る事務を			d:取組はやや不十分であり、抜本	
		適正に処理しま			的な改善を要する	
		す。				

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用							
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	003217					
度		レビュー						

2. 主要な経年	主要な経年データ												
①主要なアウ	D主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
		(前中期目標期間最											
		終年度値等)											
								予算額 (千円)	100, 533	104, 643			
								決算額 (千円)	99, 539	102, 878			
								経常費用 (千円)	4, 439, 041	9, 561, 160			
								経常利益 (千円)	23, 384, 833	△7, 391, 389			
								行政コスト (千円)	4, 439, 041	9, 561, 162			
								従事人員数	7. 14	7. 14			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
年金資産の安	2 年金資産の	2 年金資産の			A	評定 A
全かつ効率的な	安全かつ効率	安全かつ効率				5つの小項目のうち2
運用	的な運用	的な運用				が a 評価、3 項目が b 評価
22713	H 5 6 - Z 2 7 13	13 0 Z Z / 13				ったが、農林水産省評価基
						基づくウェイトを用いて
						した結果、「A」評定
						※3点(a)×3/9+3点(a)×
						2 点(b)×2/9+2 点(b)×1
						項目=2.56点
						2.5 点以上 3.5 点未満:A
た人次玄は			/ ナハウ見め地挿へ	ノナ亜も豊か安体へ	/部点》相相 >	
年金資産は、			<主な定量的指標>	<主要な業務実績> 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の管理・運用を	<評定と根拠>	評定 a 「年金給付等準備金運用
将来にわたっ			_			1
て安定的に年			/ 7. のlb の料油 \	うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「運用基本方針」と		
金及び死亡一			< その他の指標>	う。)に基づき、年金資産を①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポーコ、リオ、②独保験者を除進機のよう。		率的に年金資産の管理・道
時金を給付し			・安全かつ効率的な	フォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金		1
ていくための			管理・運用。	ートフォリオに区分し、運用基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守し		
大切な財源で				つ、以下のとおり安全かつ効率的に運用を行った。	合収益の確保を前提としつつ、運	
あり、その運用			<評価の視点>		用利回り及び ESG 投資の持続的	
の成果が、個々			• 年金給付等準備金	① 被保険者ポートフォリオ	な確保に資するよう、信用格付の	7=1411 = 4::2= / = = :
の年金額等や			運用の基本方針に	・ 運用基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式		
年金財政に直			基づき、運用して	よる運用を行った(令和7年3月末残高2,904億円(自家運用699	I	
接影響を及ぼ			いるか。	円、外部委託運用 2, 205 億円))。	券種別ごとの保有上限額を撤廃	
すものである				・ 国内債券のうち自家運用部分については、令和6年12月10日		
ことから、年金				開催した令和6年度第2回資金運用委員会において、長期的な総	I	用」という目標に対して、
資産を安全か				収益の確保を前提としつつ、運用利回り及び ESG 投資の持続的な		1
つ効率的に運				保に資するよう、信用格付の状況等を踏まえ、令和7年度から、		回る成果があったことが
用することと				方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購		己評価の「a」評定が妥当
し、以下の取組				対象とする発行体の拡充を行うことについて了承を得た。	(評定区分)	ると認められる。
を行う。				・ 令和6年度における外部委託分の各資産の収益率とその資産のべ	/ s:取組は十分であり、かつ、	
(1) 基本方針に	(1)基金方針に	(1)基本方針に		チマーク収益率は以下のとおりであった。	目標を上回る顕著な成果	
基づく安全かつ	基づく安全か	基づく安全か		(単位:%)	がある	
効率的な運用	つ効率的な運	つ効率的な運		収益率(A) ベンチマークの 乖 離	a:取組は十分であり、かつ、	
年金資産の	用	用		収益率 (A) 収益率 (B) (A-B)	目標を上回る成果がある	
管理・運用につ	年金資産の	年金資産の		国内債券 ▲4.74 ▲4.73 ▲0.0	b:取組は十分である	
いては、独立行	管理・運用に	管理・運用につ		国内株式 ▲1.60 ▲1.55 ▲0.0	c:取組はやや不十分であり、	
政法人農業者	ついては、独	いては、独立行		外国債券 ▲0.88 ▲0.91 0.0	-1 -1 -4 -2	
年金基金業務	立行政法人農	政法人農業者		外国株式 6.72 6.82 ▲0.1		
方法書におけ	業者年金基金	年金基金業務		※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。	抜本的な改善を要する	
る年金給付等	業務方法書に	方法書におけ		W HILL THE HIM HIM OF WILL OF WO		
準備金の運用	おける年金給	る年金給付等		② 受給権者ポートフォリオ		
に関する基本	付等準備金の	準備金の運用		運用基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。		
方針 (以下「運	運用に関する	に関する基本		(令和7年3月末残高1,098億円(全額自家運用))		
用基本方針」と	基本方針(以	方針(以下「運		(日7日1 〒 0 71 小汉四 1,000 応日 (土银日不建用/)		
いう。) に定め	下「運用基本	用基本方針」と		③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ		
る政策アセッ	方針」とい	いう。)に定め				
トミクスによ	う。)に定める	る政策アセッ		運用基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和7年3月末残高 137 億円)		

る分散投資を	政策アセット	トミクス (年金				
行うとともに、	ミクスによる	資産の構成割		④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ		
運用基本方針	分散投資を行	合) による分散		運用基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。		
に基づき安全	うとともに、	投資を行うと		(令和7年3月末残高61億円)		
かつ効率的に	運用基本方針	ともに、運用基				
行う。	に基づき安全	本方針に基づ				
【指標】	かつ効率的に	き安全かつ効				
○ 被保険者ポー	行う。	率的に行いま				
トフォリオの各	被保険者ポ	す。				
資産がベンチマ	ートフォリオ	被保険者ポ				
ーク並みの収益	の各資産がべ	ートフォリオ				
率を上げたとし	ンチマーク並	の外部委託分				
て得られる収益	みの収益率を	については、原				
率(複合ベンチ	上げたとして	則として、各資				
マーク)に相当	得られる収益	産の収益率と				
する収益率の確	率(複合ベンチ	その資産のべ				
保。	マーク)に相当	ンチマーク収				
77.0	する収益率が	益率との乖離				
	確保できるよ	を一定の範囲				
	う努める。	に収めるよう				
	77717 30	努めます。				
(2) 資金運用委	(2)資金運用委	(2)資金運用委	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
員会等によるモ	員会等による	員会等による		令和6年6月20日に開催した令和6年度第1回資金運用委員会におい		自己評価の「b」評定が妥当
ニタリング	モニタリング	モニタリング		て、令和5年度通期の運用状況の報告及び運用結果の評価・分析等を行った。		
外部の有識者	外部の有識	外部の有識	<その他の指標>	また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況の評価・分析等のモ		
で構成された資	者で構成され	者で構成され	・運用状況及び運用		1	
金運用委員会に	た資金運用委	た資金運用委	結果の評価・分析。	半期末の資産の構成割合については外国株式が乖離許容幅を超えていたが、	また、経営管理会議において、	
おいて、毎年度、	員会において、	員会において、	ла <i>л</i> (чи) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	令和6年4月に政策アセットミクスの変更を行ったことから、リバランスは		
運用環境の変化	毎年度、運用環	運用環境の変	 <評価の視点>	行わなかった。令和6年度第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末の	1	
等も踏まえて運	境の変化等も	化等も踏まえ	• 資金運用委員会及		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
用状況等の評	踏まえて運用	て運用状況等	び経営管理会議で		た。	
価・分析等を行	状況等の評価・	の評価・分析等	運用状況及び運用	1272 7 7 7 2 11 12 6W 27C0	, , ,	
う。	分析等を行う。	を行います。	結果の評価・分析		(評定区分)	
また、経営管	また、経営管	また、経営管	等を行っている		s:取組は十分であり、かつ、	
理会議におい	理会議におい	理会議におい	か。		目標を上回る顕著な成果	
て、四半期ごと	て、四半期ごと	て、四半期ごと	77 0		がある	
に運用状況等	に運用状況等	に運用状況等			a:取組は十分であり、かつ、	
の評価・分析等	の評価・分析等	の評価・分析等			目標を上回る成果がある	
のモニタリン	のモニタリン	のモニタリン			b: 取組は十分である	
グを行うとと	グを行うとと	グを行うとと			c:取組はやや不十分であり、	
もに、資産の構	もに、資産の構	もに、資産の構			改善を要する	
成割合を確認	成割合を確認	成割合を確認			d:取組はやや不十分であり、	
し、その変動状	し、その変動状	し、その変動状			抜本的な改善を要する	
況に応じ、適切	況に応じ、適切	況に応じ、適切			W/187890 C X / S	
にリバランス	にリバランス	にリバランス				
を行う。	を行う。	を行います。				
(3) 政策アセッ	(3) 政策アセッ	(3) 政策アセッ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	 評定 b
トミクスの検	トミクスの検	トミクスの検		丶工女は未份大順ン ・ 物価上昇に対応するとともに、引き続き安定的に資産運用を行うため、		自己評価の「b」評定が妥当
証・見直し	証・見直し	証・見直し		資金運用委員会の了承及び農林水産大臣の認可を得て、令和6年4月か		「日上評価の「D」評定が安= であると認められる。
政策アセッ	政策アセッ		 <その他の指標>	「真並建州安貞云の「承及い長杯小屋八邑の記引を行く、下柏の午4月から、被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更を下表の		
以水ノビツ	以来ノビツ	収別の貝座	ト てい 旭の1日保 /	つ、	刀で肌で女だりに貝座里用で1	<u> </u>

1 2 2 2 2 2	1 3 5 - 3 - 3	V로 II 코프 II 소 III	た / 次 才 の 株 / 内	1	1-2 to 4-1 - 15					> 1 1 7 Mr - 1 1 2 h - 0 - 2 m	1
トミクスにつ	トミクスにつ	運用環境を踏	・年金資産の構成割	ع ا	おり行った。	0				うため、政策アセットミクスの変	
いて、毎年度、	いて、毎年度、	まえ、資金運用	合の検証と必要に							更を行うとともに、資金運用委員	
資金運用委員	資金運用委員	委員会で政策	応じた見直し。							会で複数の経済見通し等を用い	
会において、運	会において、運	アセットミク							て政策アセットミクスの検証を		
用環境の変化	用環境の変化	スの検証を行	<評価の視点>			C d life -				行ったことから、b評定とした。	
に照らした妥	に照らした妥	い、必要に応じ	・資金運用委員会で			○政策アセッ				((
当性の検証を	当性の検証を	て見直しを行	年金資産の構成割			国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	(評定区分)	
行い、必要に応	行い、必要に応	います。	合を検証し、必要		変更前	56%	12%	20%	12%	s:取組は十分であり、かつ、	
じて見直しを	じて見直しを		に応じ見直しを行	l ⊦		· ·			· ·	目標を上回る顕著な成果	
行う。	行う。		っているか。	L	変更後	50%	15%	20%	15%	がある	
										a:取組は十分であり、かつ、	
					令和6年6月	月 20 日に開催	した令和6年月	度第1回資金	軍用委員会におい		
				て	、被保険者は	ポートフォリオ	について、複数	数の経済見通	し等を用いて政策		
				ア	セットミクス	スの検証を行い	、現行の被保障	険者ポートフ	ォリオの政策アセ	c:取組はやや不十分であり、	
				ッ	トミクスの道	重用の効率性は	維持されてお	り、現時点に:	おいては見直しは	改善を要する	
				行	わないことを	と了承された。				d:取組はやや不十分であり、	
										抜本的な改善を要する	
(4) 運用の透明	(4)運用の透明	(4)運用の透明	<主な定量的指標>		要な業務実績	•				<評定と根拠>	評定 b
性の確保	性の確保	性の確保	_	l					3 四半期の年金資		自己評価の「b」評定が妥当
年金資産の	年金資産の	年金資産の					•		6月24日、同年		117 3 2 42 7 2 1,1 30
運用状況等に	構成割合、運用	構成割合、運用	<その他の指標>	l		F11 月 15 日及	なび令和7年2	月 21 日にホ	ームページで公表		
ついては、四半	成績等につい		年金資産の構成割	し	た。					するとともに、加入者等に対し	
期ごとに公表	ては、四半期ご	ては、6月、8	合、運用成績等の							て、運用結果を通知した。	
するとともに、	とにホームペ		公表。	l					5年度末現在の保		
各年度末時点	ージで情報を	月までにホー	・加入者に対する運						日付けで通知する		
における被保	公表するとと	ムページで情	用結果の通知。	l					した。当該通知に		
険者等に係る	もに、被保険者	報を公表する	年金給付等準備金	l					る軽量化を図ると		
運用結果につ	等に対して、毎	とともに、被保	の運用に関する基	l		を託機関への送	付を郵送から	メールに変更	し、経費を抑制し	ームページで公表するなど情報	
いて、当該被保	年6月末日ま		本方針の公表。	た	• 0					公開を積極的に行い、運用の透明	
険者等に対し、	でにその前年		・外部運用を委託す							性の確保を図ったことから、b評	
翌年度6月末	度末現在で評	でに令和5年	る運用受託機関名							定とした。	
日までに通知	価した個々の		の公表。	l					及び議事内容並び		
する。	被保険者等に	価した個々の	・資金運用委員会の	に	外部運用をす	委託する運用受	:託機関の名称	をホームペー	ジで公表した。	(評定区分)	
また、運用基	係る運用結果	被保険者等に	委員名簿、運営規							s:取組は十分であり、かつ、	
本方針、資金運	を通知する。	係る運用結果	程及び議事内容の							目標を上回る顕著な成果	
用委員会の委	また、運用基	を通知します。	公表。							がある	
員名簿、運営規	本方針、資金運	また、運用基								a:取組は十分であり、かつ、	
程及び議事内	用委員会の委	本方針、資金運	<評価の視点>							目標を上回る成果がある	
容並びに外部	員名簿、運営規	用委員会の委	・年金資産の構成割							b:取組は十分である	
運用を委託す	程及び議事内									c:取組はやや不十分であり、	
る運用受託機	容並びに外部									改善を要する	
関の名称を公	運用を委託す	容並びに外部	公表しているか。							d:取組はやや不十分であり、	
表する等、情報	る運用受託機		・加入者に対し、計							抜本的な改善を要する	
公開を積極的	関の名称をホ		画どおり運用結果								
に行い、運用の	ームページで	関の名称をホ	を通知している								
透明性の確保	公表する等、情	ームページで	か 。								
を図る。	報公開を積極	公表する等、情	• 年金給付等準備金								
	的に行い、運用	報公開を積極	の運用に関する基								
	の透明性の確		本方針を公表して								
	保を図る。	の透明性の確	いるか。								

		保を図ります。	・外部運用を委託す			
			る運用受託機関名			
			を公表し、資金運			
			用委員会の委員名			
			簿、運営規程及び			
			議事内容を公表し			
			ているか。			
(5) スチュワー	(5) スチュワー	(5) スチュワー	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 a
ドシップ責任を	ドシップ責任	ドシップ責任	_	・ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》		年度計画に規定した、ESGも
果たすための活	を果たすため	を果たすため		の基金としての受入れを表明した「スチュワードシップ責任を果たすため		1
動及び ESG を	の活動及び	の活動及び	<その他の指標>	の方針」に基づき、基金及び運用受託機関において、スチュワードシップ		
考慮した投資	ESG を考慮し	ESG を考慮し	・スチュワードシッ	活動を実施した。その際には ESG(環境・社会・ガバナンス)についても		
被保険者等	た投資	た投資	プ責任を果たすた	考慮し、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとと	て、株主議決権行使の結果を含	
の年金資産に	被保険者等	被保険者等	めの活動を実施	もに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには持続的な経済・	め、ホームページで公表した。	取組は十分であり、かつ、持続
係る中長期的	の年金資産に	の年金資産に	し、情報の公開を	社会・環境の形成に資するよう努めた。	また、国内債券の自家運用にお	
な投資収益の	係る中長期的	係る中長期的	行う。	運用受託機関における ESG を考慮したスチュワードシップ活動実績に		
拡大に資する	な投資収益の	な投資収益の		ついての報告会を、四半期ごとの通常の活動報告とは別に令和6年10月	表明を行った。	撤廃し、購入可能な発行体を拡
よう、投資先企	拡大に資する	拡大に資する	<評価の視点>	に開催し、実施状況の確認を行った。	さらに、長期的な総合収益の確	
業の企業価値	よう、投資先企	よう、投資先企	・スチュワードシッ	令和6年11月には、令和5年7月から令和6年6月までの基金及び運	保を前提としつつ、運用利回り及	
の向上や持続	業の企業価値	業の企業価値	プ責任を果たすた	用受託機関における株主議決権行使の結果を含むスチュワードシップ活	び ESG 投資の持続的な確保に資	
的成長を促す	の向上や持続	の向上や持続	めの活動を実施	動の実施状況について、ホームページで公表した。	するよう、信用格付の状況等を踏	
観点から、責任	的成長を促す	的成長を促す	し、情報の公開を		まえ、令和7年度から、地方債及	1
ある機関投資	観点から、責任	観点から、責任	行っているか。	・「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基	び財投機関債等の債券種別ごと	資の検討に留まらず、新たな取
家としてスチ	ある機関投資	ある機関投資		準」に基づき、令和6年7月25日に発行市場でESG債の購入を行い、ホ		
ュワードシッ	家としてスチ	家としてスチ		ームページで投資表明を行った(東日本高速道路株式会社社債(日本高速	とする発行体の拡充を行うこと	
プ責任を果た	ュワードシッ	ュワードシッ		道路保有·債務返済機構併存的債務引受条項付))。	とするとともに、アセットオーナ	
すための活動	プ責任を果た	プ責任を果た		人和 C 左 10 目 10 目に間関した人和 C 左座族 0 国次 A 写田夭巳人によ	ー・プリンシプルの受入れの旨を	_ ,
を実施し、その	すための活動	すための活動		 ・ 令和6年12月10日に開催した令和6年度第2回資金運用委員会において、長期的な終入場がの確保を登場し、0.00万円が開発します。 	-	「a」評定が妥当であると認め
際には非財務	を実施し、その	を実施し、その際にはませる		いて、長期的な総合収益の確保を前提としつつ、運用利回り及びESG投資の特待的な確保と終すると、信用を任の特別なも味ます。全和スケー語が	これらのことから、a評定とし	られる。
的要素である ESG (環境、社	際には非財務	際には非財務		の持続的な確保に資するよう、信用格付の状況等を踏まえ、令和7年度か	/~ o	
ESG (環境、社 会、ガバナン	的要素である ESG (環境、社	的要素である ECC (環境 社		ら、地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購入	((
云、ハハノン ス) も考慮す	ESG (環境、社 会、ガバナン	ESG (環境、社 会、ガバナン		対象とする発行体の拡充を行うことについて了承を得た。	(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、	
る。また、その	ス、カハテン ス)も考慮す	ス)も考慮しま		│ │・ 運用受託機関に対し、国内債券の運用において、ESG 債については、経	目標を上回る顕著な成果	
る。また、その 活動状況につ	る。また、その			・ 運用支託機関に対し、国内債券の運用において、LSG債については、経 済的合理性を踏まえた上で前向きな姿勢で購入を検討することの確認を	日保を工四の興者な成末 がある	
いて、毎年度、	活動状況及び	活動状況及び		何的百姓性を踏まえた工で前向さな安労で購入を使削することの確認を 行った。	a:取組は十分であり、かつ、	
公表する。	株主議決権行	株主議決権行		11 > 100	目標を上回る成果がある	
なお、被保険	使の結果等に	使の結果等を		 ・	b:取組は十分である	
者等の年金資	ついて、毎年	//		ンス・リスク管理に係る共通の原則である「アセットオーナー・プリンシ		
産に係る長期	度、ホームペー	で公表します。		プル」が策定され、令和6年12月10日に開催した令和6年度第2回資金	改善を要する	
的な総合収益	ジで公表する。	なお、被保険		運用委員会の了承を得て、令和6年12月25日にアセットオーナー・プリ	d:取組はやや不十分であり、	
の確保を前提	なお、被保険	者等の年金資		ンシプルの受入れの旨を表明し、運用受託機関に対して、ESG要素を考慮	抜本的な改善を要する	
とし、実務上の	者等の年金資	産に係る長期		しつつ、「企業との対話(エンゲージメント)」や「株主議決権行使」な		
課題を踏まえ、	産に係る長期	的な総合収益		どの対応を行うことを求めるとともに、自家運用において ESG 債の購入を		
ESG 投資を検	的な総合収益	の確保を前提		行うことなどを表明した。		
計する。	の確保を前提	とし、実務上の				
,	とし、実務上の	課題を踏まえ、				
	課題を踏まえ、	ESG 投資を検				
	ESG 投資を検	討します。				
	討する。					

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1一3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実								
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	003217						
		レビュー							

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
若い新規加 入者の確保	令和9年度 末までに 5,500人以 上確保		1,202 人	1,286 人					予算額(千円) 決算額(千円)	747, 436 745, 590	732, 977 730, 797			
女性の新規 加入者の確 保			705 人	831 人				-	経常費用(千円)経常利益(千円)	748, 030 14, 080	733, 717 10, 778			
		ı							行政コスト (千円) 従事人員数	748, 030 3. 23	733, 718 3. 73			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による詩
				業務実績	自己評価	
進及び情報提 i	農業者年金 制度の普及推 進及び情報提 供の充実	3 農業者年金 制度の普及推 進及び情報提 供の充実			A	評定 A 5つの小項目の 4項目が a 評定、 が b 評定であり、 産省の評価基準は くウェイトを用い 出した結果、「A」 ※3点(a)×5/12+3 ×3/12+3点(a)×2
農度た後え女度くこ、加、農等る、業のつのる性の理と本入そ業がこ青者普て農青等特解に制入のへ期こ年のは業年に色さに度が就の待と層金に、を層本がれよへ進農定さかの						3点(a)×1/12+2点 1/12=2.92点 2.5点以上 3.5点未 A
農業が 業業就 業が 業が 大学で でで でで でで でで でで でで でで でで でで						
	1)若い農業者の加入の拡	(1) 若い農業者の加入の拡	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> 近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害の発生及び歴史的な物価高騰などによ	<評定と根拠> 評定: a	評定 a

済社会や農 業・農村の構 造変化が進 み、次世代の 農業を担って いこうとする 者を確保する ことが農政上 の喫緊の課題 となっている ため、新規就 農者など農業 の将来を支え る若い担い手 の育成及び確 保に資するよ う、若い農業 者に重点を置 いた制度の普 及推進を図 り、その加入 の拡大を目指

【指標】 〇 中期目標 期間終了時 までに、新た に農業者年 金に加入し た者のうち 20 歳以上 39 歳以下の者 (以下「若い 新規加入者」 という。)を 5.500 人以上 確保する。

○ 若い新規 加入者にお ける性別ご との新規加 入状況等を 分析し、実効 性のある加 入促進策を 推進したか。

○ 予測し難 い外部要因 により目標 達成に至ら

など農業の将 来を支える若 い担い手の育 成及び確保に 資するよう、 若い農業者に 重点を置いた 制度の普及推 進を図り、令 和9年度末ま でに若い新規 加入者 (20 歳 以上 39 歳以 下の者)を 5.500 人以上 確保する。 当該目標の

達成を目指し て、若い新規 加入者におけ る性別ごとの 新規加入状況 等を分析し、 実効性のある 加入促進策を 推進してい

また、予測 し難い外部要 因により目標 達成に至らな い場合、当該 外部要因に対 して自主的な 努力を行う。

に重点を置い

た制度の普及

推進を図り、

令和9年度末

までに、若い

新規加入者を

5,500 人以上

確保すること

を目指して、

若い新規加入

者における性

別ごとの新規

加入状況等を

分析し、実効

性のある加入

促進策を推進

していきま

また、予測

し難い外部要

因により、若

い新規加入者

の確保に影響

があった場

合、当該外部

要因に対して

自主的な努力

を行います。

す。

<評価の視点>

入状況等を分析 し、実効性のある を行ったか。

でに若い新規加入者を 5,500 人以上確保するため、これまでの農業委員会系統組織及び JA 系統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、新たにオンラインセミナーや YouTube 動画 配信等のデジタル技術も活用した情報発信等にも努めた結果、令和6年度における若い農 ・性別ごとの新規加│業者の新規加入者数については、1,286人(前年同期比84人増)となった。活動の成果の 発揮に加えて一部農産物価格上昇の影響もあったと考えられる。

なお、新規加入状況について、令和5年度新規加入者を対象としたアンケートの回答を 加入促進策の推進 | 分析した結果、若い農業者や女性農業者の特徴は以下のとおり。

- (1) 「農業者年金基金に関する広告でご覧になったもの」については、「ポスター、チ ラシ、広報誌」が全体的に高い回答割合であったものの年代により大きな差はなく、 女性では「市町村掲示のポスター、チラシ」について平均を下回る回答割合であっ
- (2) 「加入のきっかけ」については、「家族からの勧め」が 20 代及び 30 代、女性にお いて高い割合となる一方で、「戸別訪問」については女性において平均を下回る回答 割合であった。
- (3)「農業者年金の魅力」については、「税制優遇」は20代において回答割合が平均 を下回る一方、「積立方式」及び「保険料補助」については平均よりも高い回答割合 となっている。なお、「税制優遇」「積立方式」「終身年金」において、男女間での 大きな回答割合の差はみられなかった。
- (4)「農業者年金の認知度」については、20代は平均よりも下回る回答割合となってい る。なお、男女間では女性の方が本制度に係る認知度は低く、この傾向は就農時期 (0-2年前、3-5年前、6年以上前)においても同様であった。
- (5) 「農業者年金を知っていてこれまで加入しなかった理由」については、「詳しい説 明を聞く機会がなかった」は20代において平均を若干下回る一方、女性においては 平均を上回り、また、「年齢的にまだ加入しなくて良いと思っていた」については、 20 代が平均を上回る回答割合であった。
- (6)「政策支援加入しなかった理由」については、20代及び30代において「保険料の 額を自由に決めることができない」、「後継者に経営継承できるか分からない」が平 均よりも高い割合となり、「政策支援加入の要件を満たしていない」については、女 性の回答割合が高かった。

以上のような分析結果を踏まえ、都道府県業務受託機関等に対して過去に作成した加入 推進記録簿を活用しつつ、農業委員会や IA 等における戸別訪問を引き続き推進し、併せ て効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど家族からの勧め を推進するよう要請した。加えて本制度の認知度向上を図りつつ、保険料補助を含めた農 業者年金のメリットなどについて若い農業者の集会の場の活用拡大や基金において初めて 農業者等を対象とするオンラインセミナーを開催するなど多くの場面を活用しつつ、発信 していく取組を強化したところである。

1,286 人となり、5年間の中期目 析・検証を踏まえたこれ 標期間の新規加入目標数の単年度 まで加入推進の見直し 当たり(1/5)に相当する1,100 人を上回る約 117%の達成率とな 農業者年金のメリット った。

また、令和5年度の実績(1,202 業者の集会の場の活用 人) と合わせると 2,488 人の加入 | 拡大等)、新たにオンラ 実績となっており、2年連続で上 インセミナーや 記の 1,100 人を上回ることで、令 | YouTube 動画配信等の 和9年度末までに5,500人以上確 | デジタル技術も活用し 保する目標に対し約45%の進捗率 た情報発信に取り組ん となるとともに、5年間の中期目 だ結果、令和9年度末ま 標期間の新規加入者目標数の2年 でに20歳以上39歳以 度当たり(2/5)に相当する 下の若い農業者の新規 2,200 人を上回り、約113%の達成 加入者を5.500 人以上確 率となっている。加入推進活動に | 保する目標に対し、当該 係る新たな取組を踏まえ、目標を 目標数の単年度当たり 上回る成果があったことから a 評 | に相当する 1.100 人を上 定とした。

(評定区分)

- 標を上回る顕著な成果があるなど、難易度「高」に
- a:取組は十分であり、かつ、目 ついて目標を上回る成 標を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、 改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、 抜本的な改善を要する

(保険料補助を含めた などについて若手の農 回る 117%の 1.286 人の 加入実績(前年度実績 1,202 人)、令和6年度末 s:取組は十分であり、かつ、目 の進捗率は約 45%とな 区分している本項目に 果が得られたことから、 自己評価の「a」評定が | 妥当であると認められ

ない場合、当						
該外部要因						
に対して自						
主的な努力						
を行ったか。						
<目標水準の						
考え方>						
20 歳以上 39 歳以下の						
基幹的農業従						
事者数は、過						
去5年間(平						
成 29 年から						
令和3年まで						
の期間をい						
う。以下同						
じ。) で約						
16%減少して						
おり、さらに						
国年第一号被						
保険者全体の						
保険料免除者						
等も年々増加						
傾向にあり令						
和3年度は約 46%となって						
46%となって いる。						
このよう						
に、加入対象						
者が減少傾向						
にあるため、						
過去5年間の						
若い新規加入						
者実績数の推						
移と同程度以						
上の水準を確						
保することを						
目標とした。						
(0) 1 til. ## M/A	(O) 1 . Ld. 曲 3//-	(o) 1 . l/l . lll . l/l .	ノナハウョルドニ	ノナ亜ム米が中体へ	ノがウし担地へ	却办
(2)女性農業				<主要な業務実績> ぶ年の高雨・高電・記録的発見等の名稱自然災害及び豚中的な物価官職などにより、 典業	<評定と根拠>	評定 a
者の加入の拡大	者の加入の拡大	者の加入の拡 大		近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害及び歴史的な物価高騰などにより、農業 を取り巻く環境は非常に厳しい状況であった。	評定: a 令和 6 年度の女性の新規加入者	令和5年度に実施した
女性農業		八 女性農業者	<その他の指標>	を取り合く環境は非常に厳しい状況であった。 このような状況下、女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末まで	数は前年度実績を上回る 831 人と	アンケート結果による
者は基幹的		に対する制度		に女性新規加入者を 3,400 人以上確保するため、これまでの農業委員会系統組織及び JA 系	なっており、5年間の中期目標期	女性新規加入者の分析・
農業従事者		の普及啓発の		統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、新たにオンラインセミナーや YouTube 動画配	間の新規加入目標数の単年度当た	検証を踏まえたこれま
の4割(2020		取組を強化	<評価の視点>	信等のデジタル技術も活用した情報発信にも努めるとともに、女性農業委員等を対象とし	り (1/5) に相当する 680 人を	で加入推進の見直し、新
年農林業セ		し、令和9年		た研修会を全国各地で行った結果、令和6年度における女性農業者の新規加入者数につい	上回る約122%の達成率となった。	たにオンラインセミナ
ンサス)を占		度末までに、	状況の分析を行っ	ては、831人(前年同期比126人増)となった。活動の成果の発揮に加えて一部農産物価格	また、令和5年度の実績(705人)	ーや YouTube 動画配信
め、農業や地	るよう、女性	女性の新規加	たか。	上昇の影響もあったものと考える。	と合わせると 1,536 人の加入実績	等のデジタル技術も活用した情報発信に取り
			<u> </u>			用した情報発信に取り

域呼た展く経るは割て 老の拭業極で女に度発強にび、さ上営女重をいこ後不し経的き性対のの化人込業せでに性要果るの生安つ営にる農す普取し、材みをて農お参なた た活をつに参よ業る及組そをま発い業け画役し ふへ払農積画、者制啓をの
加入の拡大 を目指す。 【指標】 〇 中期目標 期間におい エ なばの新
て規の 3,400人 で 現の 3,400人 で で で の の の の の の り の り の り の り の り の り
ない場合、当因 該外がある。 は対かない。 を行ったか。 く目標ン 考え方〉
女性の基幹

農業者に対す 入者を 3,400 る制度の普及 人以上確保す 啓発の取組を ることを目指 強化し、令和 して、女性の 9年度末まで 新規加入者の に女性の新規 状況を分析 加入者を し、予測し難

い外部要因に

より、女性の

新規加入者の

確保に影響が

当該外部要因

に対して自主

的な努力を行

います。

あった場合、

確保する。 当該目標の 達成を目指し て、女性の新 規加入者の状 況を分析し、 予測し難い外 部要因により 目標達成に至 らない場合、 当該外部要因 に対して自主 的な努力を行 う。

3,400 人以上

について高い回答割合であるほか、以下の特徴があると考える。

- ・農業委員会事務局への接触機会が男性に比べ少ない。
- ・加入のきっかけについて、「家族からの勧め」の回答割合は平均より高いが、戸別訪
- ・農業者年金の認知度や制度について詳しい説明を聞く機会は男性よりも低く少ない状 況にある。

また、農業者年金広報誌『のうねん』の加入者の声の記事などからは、女性は老後の生 活の意識や、税制面に対しても強い関心があることが推測される。

こうした分析結果を踏まえ、令和6年度については、各都道府県の女性農業者ネットワー ク組織主催の女性向け研修会において、基金の役職員が講師となり農業者年金制度をテー マとして説明会を設ける等、都道府県業務受託機関に対し、女性農業者における本制度の認 知度の向上や理解の促進を図るため、女性農業者が集う会合等において、農業者年金のメリ ットを説明する女性向け研修会の開催を要請して実施してもらうなどの加入推進を強化す る対策を講じた。また、都道府県業務受託機関等に対して、若い農業者と同様に戸別訪問を 引き続き推進し、効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど 家族からの勧めを推進するよう要請を行ったところである。

となっており、2年連続で上記の 組んだ。 680 人を上回ることで、令和9年 | その結果、令和9年度末 度末までに3,400人以上確保する までに女性農業者の新 目標に対し約45%の進捗率となる 規加入者を3,400人以上 とともに、5年間の中期目標期間 | 確保する目標に対し、当 の新規加入者目標数の2年度当た | 該目標数の単年度当た り(2/5)に相当する1,360人 りに相当する680人を を上回り、約 113%の達成率とな 上回る 122%の 831 人の っている。

加入推進活動に係る新たな取組 | 705人)、令和6年度末の を踏まえ、目標を上回る成果があ 進捗率は約 45%となる ったことからa評定とした。

(評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目 が得られたことから、自 標を上回る顕著な成果があ | 己評価の「a」評定が妥
- a:取組は十分であり、かつ、目 標を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、 改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、 抜本的な改善を要する

加入実績(前年度実績 など、難易度「高」に区 分している本項目につ いて目標を上回る成果 当であると認められる。

- 摽
- 難 標 当 自

的農業従事者 数は、過去5 年間で約 21%減少し ており、さら

なお、女性の新規加入者に係る令和5年度新規加入者を対象としたアンケートの回答の 分析については、「Iの3の(1)若い農業者の加入の拡大」に記載したとおりであり、 「農業者年金の魅力」については女性においても「税制優遇」「積立方式」「終身年金」

- 間の割合は低い。

に国年第一号	
被保険者全体	
の保険料免除	
者等も年々増し	
り、令和3年	
度は約 46%	
となってい	
に、加入対象	
「自にあるた	
加入者実績	
数の推移と	
同程度以上	
の水準を確し	
保すること	
(3)加入推進 (3)加入推進 (3)加入推進 (主な定量的指標> (主要な業務実績> (評定と根拠>	評定 a
活動の実施 活動の実施 活動の実施 - 上記(1)及び(2)の目標達成に向け 評定: a	,,,,
(1)及び (1)及び 上記(1)及 ア 「令和6年度における農業者年金加入推進の取組方針」(以下「取組方針」という。)を 以下のとおり、取組方針	計等の周年度計画の取組に加
(2)に掲げ (2)に掲げ び(2)に掲げ <その他の指標> 定め、令和6年4月1日付けで各業務受託機関に発出し、令和6年4月に開催した担当者 知や各種研修会を着実に進	
	全国の各の開催、加入推進特別研
成するには、 に向け、基金 に向け、以下 入者に関する目標 取組方針の制定に当たっては、更に効率的かつ効果的に制度 PR を行うため、「デジタ 段階の業務受託機関に」	より、若 修会については、業務受
	こ対して 託機関である農業協同
務受 託機 関 機関が認識を ます。 ・加入実績が低調な 農政局長経由で全都道府県に通知された「農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼 重点的に加入推進を図る	ることを 組合及び農業委員会の
	ケルナー 担 小 本 か) 本 本 人 一 4 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
┃ が 認 識 を 共 ┃ 共有し、一丸 ┃ ア 基金 及 び ┃ 地域の活動の活性 ┃ について」(令和 5 年 6 月 13 日付け農林水産省経営局長通知)について全国の各業務受 ┃ 明確にした取組方針を定	どめた。 │担当者だけでなく、税理
有し、一丸と となって、戦 業務受託機 化による地域間の 託機関に対して改めて周知徹底を図った。 また、業務受託機関に	
有し、一丸と となって、戦 業務受託機 化による地域間の 託機関に対して改めて周知徹底を図った。 また、業務受託機関になって、戦略 略的に加入推 関が認識を 活動格差の縮小 同通知の趣旨を踏まえつつ、第5期中期目標及び同中期計画に基づく加入推進等につ 担当者会議の場において	こ対する 士、ファイナンシャルプ
有し、一丸と となって、戦 業務受託機 化による地域間の 託機関に対して改めて周知徹底を図った。 また、業務受託機関になって、戦略 略的に加入推 関が認識を 活動格差の縮小 同通知の趣旨を踏まえつつ、第5期中期目標及び同中期計画に基づく加入推進等につ 担当者会議の場において	こ対する 士、ファイナンシャルプ て、取組 ランナー及び社会保険
有し、一丸と となって、戦 業務受託機 化による地域間の	こ対する士、ファイナンシャルプて、取組ランナー及び社会保険底に取り労務士など農業者年金
有し、一丸と なって、戦	こ対する て、取組 ランナー及び社会保険 労務士など農業者年金 制度の普及効果ができ る専門家の参加を促し 会」につ た。また、新規加入者が
有し、一丸と なって、戦	こ対する 士、ファイナンシャルプ て、取組 ランナー及び社会保険 営に取り 労務士など農業者年金 制度の普及効果ができ る専門家の参加を促し
有し、一丸と なって、戦	こ対する て、取組 ランナー及び社会保険 労務士など農業者年金 制度の普及効果ができ る専門家の参加を促し 会」につ た。また、新規加入者が
# 有し、一丸と となって、戦	こ対する て、取組 ランナー及び社会保険 労務士など農業者年金 制度の普及効果ができ る専門家の参加を促し た。また、新規加入者が 増減した業務受託機関
有し、一丸と となって、戦	こ対する て、取組 ランナー及び社会保険 労務士など農業者年金 制度の普及効果ができ る専門家の参加を促し た。また、新規加入者が 増減した業務受託機関 効率化を について、その要因等を
有し、一丸と なって、戦略 略的に加入推 進活動に取り	は、ファイナンシャルプ で、取組 ランナー及び社会保険 労務士など農業者年金 制度の普及効果がでも る専門家の参加を促した。また、新規加入者が 増減した業務受託機関 について、その要因等を しながら 調査するアンケートを

議等におい ▼・若い農業者及び女 ▼ウ 都道府県毎に新規加入者数の目標を設定し、進捗管理を行い、毎月、都道府県毎の新規

地域によって知識等に偏りが出ないよう工夫することに加え、基金からの加入推進事例

等の情報提供のほか、各県段階の業務受託機関による加入推進活動計画の説明や各県の

課題等に応じて社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー等の外部専門家からの講

ず視聴するなど理解増進や加入 うとともに、特別対策地

ウ 都道府県間の加入推進目標の 過去3年以上全国平均

達成状況に係る格差縮小に向け 以下等、推進に課題を抱

域(若者及び女性の加入

目標に対する達成率が

える6府県10市)を対

推進活動の推進に取り組んだ。

て、進捗管理を行うとともに、

務受託機関

に周知徹底

するととも

に、都道府県

毎に新規加

入者に関す

徹底を図ると

ともに、加入

推進を担う者

を対象とする

研修会を開催

する。

針」を定めま

す。また、年

度当初の業

務受託機関

の担当者会

業務受託機関の担

当者会議等におい

て、当該取組方針

の徹底を図った

演も行った。

る目標を設
定し、当該目
標の達成を
目指して加
入推進活動
を行う。
【指標】
○ これまで
の加入推進
に係る課題
及び成果等 を踏まえて、
毎年度、加入
推進の取組
に関する方
針を定め、そ
の内容を業
務受託機関
に年1回以
上周知した
か。
○ 毎年度、都
道府県別新
規加入者に
関する目標
を設定し、月 別の達成状
別の達成状況のフォロ
一アップを
/ / / C

に、毎月、当 該達成状況 について、各 業務受託機 関へ情報提 供したか。 〇 業務受託 機関におけ る加入推進 の課題及び その解決策 について、年 1回以上、各 業務受託機 関の間で共 有できる活

動を行った

か。

行うととも

- また、都道 て、当該取組 府県毎に新規 方針の周知 加入者に関す 徹底を図り る目標を設定 ます。
- して、毎月そ イ 制度の理 の達成状況の 解増進や、 フォローアッ 取組方針を プを行い、業 踏まえて若 務受託機関へ い農業者及 の情報提供を び女性農業 行うととも 者に重点を に、年1回以 置いた加入 上、業務受託 推進活動の 機関における 活発化を図 課題やその解 るため、農 決策について 業委員、農 意見交換等を 地利用最適 化推進委員 行うなど情報 共有を行う。 や農業委員 会事務局及

ます。 ウ 都道府県 毎に加入推 准目標を設 定して、月 別の達成状 況のフォロ ーアップを 行い、各業 務受託機関 へ情報提供 を行うとと もに、業務 受託機関に おける課題 やその解決 策について 意見交換等 を行うなど

加入推進の 進捗管理を

行います。 エ 若い農業

び農業協同

組合の担当

者など加入

推進を担う

者を対象と

する研修会

等を開催し

- 性農業者に重点を 置いた加入推進活 動の活発化を図っ たか。
- ・都道府県毎に加入 推進目標を設定し て、月別の達成状 況のフォローアッ プを行い、各業務 供を行うととも に、業務受託機関 における課題やそ の解決策について 意見交換等を行う など加入推進の進 捗管理を行った か。
- ・業務受託機関にお ける加入推進の課 題及びその解決策 について、年1回 以上、各業務受託 機関の間で共有で きる活動を行った カシ。

加入者数等について「加入推進ニュース」を作成・提供することにより、各業務受託機関 が現状を把握し、対策を講じることができるよう対応している。

また、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケート を実施し、各都道府県において他県の取組等を参考にして活用できるよう、アンケート結 果について取りまとめ及び分析を行った上で提供を行った。

さらに、各ブロック農業者年金業務担当者会議(以下「ブロック会議」という。)の場 において、各都道府県より取組状況の報告をいただいた上で、ディスカッションを行うこ とを通じて、取組状況(特に優良事例)の横展開を図った。

- 受託機関へ情報提 エ 若者及び女性の市町村別新規加入目標に対する目標達成率が、第4期中期目標期間(平 成30年度から令和4年度)のうち3年以上、全国の市町村平均目標達成率を下回り、か つ令和4年12月末の加入対象者数(基幹的農業従事者数-被保険者数)が100人以上の 市町村を特別対策地域としていた令和5年度の対象地域について、引き続き令和6年度 も指定した(青森県、茨城県、愛知県、京都府、高知県、福岡県内の市町村 10 件 JA16 件)。 特別対策地域毎に
 - ・担当する基金の役職員及び全国段階の業務受託機関の担当者の決定
 - ・同地域を管轄する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して特別対策地 域推進チームを設置
 - ・現地での意見交換の中で提出されたフォローアップシートの説明を確認しつつ、必要 に応じて取組結果の見直しを検討させ、進捗状況の確認 を行った。

「加入推進ニュース」の発行を 象に意見交換や助言等 通じて全体・若い農業者・女性 を実施した結果、6市で の3区分について都道府県ごと | 若い農業者の加入者の の目標数に対する達成率を提供 増加が図られるなど進 することにより、各業務受託機 展が見られ、目標を上回 関が現状を把握し、対策を講じ│る成果があったことか ることができるよう対応してい ら、自己評価の「a | 評 る。併せて、ブロック会議にお一定が妥当であると認め いて優良な取組について共有がしられる。 行われている。

- エ 令和6年度に指定した各特別 対策地域 (6 府県 10 市 16 JA) については、
 - 基金担当役職員の出席を調整 し、意見交換会を実施
 - ・現地意見交換会でのフォロー アップシート内容の助言・指 道を行った

結果、特別対策地域のうち6市 において若い農業者の加入を前 年度から増加したほか、1市に おいては新規加入者数で全国上 位(目標達成度合い(新規加入 目標数5人から9人)部門 第 3位)の成績を収めるなど、大 きな進展のある地域もみられ

加入推進活動が十分に行われ、 若い農業者及び女性農業者の加 入の増加につながったことから a 評定とした。

(評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目 標を上回る顕著な成果があ
- a:取組は十分であり、かつ、目 標を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c: 取組はやや不十分であり、 改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、 抜本的な改善を要する

			者や女性農				
			業者の加入				
			推進活動の				
			進捗が遅れ				
			ており、特				
			に加入推進				
			を促進する				
			必要がある				
			市町村・JA				
			地域を、都				
			道府県段階				
			の業務受託				
			機関とも調				
			整の上、特				
			別対策地域				
			に指定し、				
			当該対象市				
			町村・JA 地				
			域毎に、担				
			当する当基				
			金の役職員				
			を決めて、				
			巡回意見交				
			換などの特				
			別活動を実				
_	(4) hn 7 #) z	(4) hn 1 ±4) z	施します。	ノンムウ目品化価へ	ノンボムツが中体へ	/おウ1. 担加 \	歌か 1
	(4)加入者に 係るデータ	(4) 加入者に 係るデータ収	(4)加入者に係るデータ収	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> 令和6年度の新規加入者アンケート調査の結果については、「(1)若い農業者の加入の	<評定と根拠>	評定 b
	収集・分析	集・分析	集・分析	_	拡大」及び「(2) 女性農業者の加入の拡大」において記載したが、これらの結果を踏ま	新規加入者アンケート調査の結	自己評価の「b」評定
	効果的な	効果的な加	対果的な加	<その他の指標>	えるとともに、令和6年度には業務受託機関からの要望もあったオンラインセミナーを	果や業務受託機関の活動実績、優	
	加入推進に	入推進を図る	入推進を図る		開催し、基金が直接農業者等に対して、加入の働きかけを行うことにより、効果的な加入		1 4 C O o
	資する観点	観点から、毎	観点から、新		推進に努めた。	に、優良な取組事例は各業務受託	
	から、基金又	年度、新規加	規加入者等へ	<評価の視点>	なお、オンラインセミナー終了後のアンケートによる満足度調査では、「とても満足」		
	は業務受託	入者等へのア	のアンケート	・効果的な加入推進	との回答が52.5%、「やや満足」との回答が32.4%となっており、8割強の方々が満足して		
	機関による	ンケート調査	調査や、業務	を図る観点から、	いるとの結果になった。当該結果から見ても、オンラインセミナーについては、非常に効		
	新規加入者	や業務受託機	受託機関の活	新規加入者へのア	果的な加入推進の手法と考えられる。	た。	
	等へのアン	関の活動実績	動実績の把	ンケート調査、業	このため、加入推進の取組を強化する観点から令和7年度のオンラインセミナーにつ	-	
	ケート調査	及び優良事例	握、優良事例	務受託機関の活動	いては、年に複数回実施についての検討を行った。	(評定区分)	
	や業務受託	の把握等を行	の調査等によ	実績把握、優良事	加えて、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケー	s:取組は十分であり、かつ、目	
	機関の活動	うとともに、	り必要なデー	例の調査等により	トを実施したところ、女性の加入推進部長の割合が多い県は、少ない府県と比較して戸別	標を上回る顕著な成果があ	
	実績及び優	農業者等の声	タ・情報の収	必要なデータ・情	訪問時間はほぼ同じ水準であるものの、新規加入者数が多い傾向にある。また、加入者が	る	
	良事例を把	を直接又は、	集・分析を行	報の収集・分析を	増加した理由として、「戸別訪問を増やした」と回答した業務受託機関が最も多く、戸別	a:取組は十分であり、かつ、目	
	握等すると	業務受託機関	うとともに、	行い、加入推進の	訪問の効果を再確認できる結果となった。アンケート結果について各都道府県の業務受	標を上回る成果がある	
	ともに、農業	を通じて把	農業者等の声	取組の効果を検証	託機関において活用いただくよう共有を図った。	b:取組は十分である	
	者等の声を	握・分析を行	を直接又は、	したか。	さらに、ブロック会議の場において、各都道府県より取組状況の報告をいただいた上	c:取組はやや不十分であり、	
	直接又は業	い、全国の業	業務受託機関	また、これらの		改善を要する	
	務受託機関	務受託機関と	を通じて把	検証結果を踏ま	規加入者数が全国上位であった業務受託機関からの取組事例の報告により効果的な取組	d:取組はやや不十分であり、	
	を通じて把	共有を図る。	握・分析も行	え、業務受託機関	事例を把握し、併せて基金ホームページへの掲載を通じて全国の業務受託機関に対して	抜本的な改善を要する	
	握・分析を進 め、全国の業		い、全国の業	と協議しつつ、よ	共有を図った。		
			務受託機関と	り効果的な取組と		1	i l

安 马 光 州		サキナ 図 6 子	わてトる以面も松		T
務受託機関		共有を図りま	なるよう必要な検		
と共有を図		す。	討を行ったか。		
る。					
(5) ホーム	(5) ホームペ	(5) ホームペ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定 a
ページ等に	ージ等による	ージ等による	一	ア 制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援の内 評定: a	農業者年金制度の情
よる情報の	情報の提供	情報の提供		容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、主に 本制度の推進するため、インタ	
提供	制度改正等	ア基金や業	 <その他の指標>	40 歳以上の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したも ーネット等を活用し、以下の取組	
制度改正	があった場合	務受託機関	一 (() () () () () () ()	の)のリーフレットやオンラインセミナーの告知に関するチラシについて作成し、新規就 を行った。	について、当該情報への
等があった	はそれに対応	において、		農者が集まる機会、JAの青年部組織の会合、就農イベント等の新規就農希望者が集まる	アクセスを業務受託機
場合はそれ	しながら、ホ	制度の仕組	 <評価の視点>	機会等を活用して配布・説明等を行えるよう、業務受託機関等に対し提供し、基金職員自一アー若い農業者、女性農業者等に	
に対応しな	ームページ、	み・特徴等	・制度周知のための	らも全国農業青年クラブ連絡協議会総会や新・農業人フェアなど農業者等が集まるイベー特化したリーフレット等を作成	
がら、ホーム	メールマガジ	を周知する	パンフレットやリ	ントに参加し、チラシの配布・説明等を行った。 し、新規就農者が集まる機会等	
ページ、メー	ン、SNS 等を	ためのパン	ーフレット等を作	制度説明用・加入推進実践用動画について作成したものを、加入推進特別研修会で活用を活用した情報提供、加入者・	- "
ルマガジン	活用し、農業	フレットや	成し、SNS 等を活	した。当該パンフレットやリーフレット、動画のほか、加入者・受給者の声の紹介、JA 青 受給権者の声の紹介、幅広くWeb	
及び SNS を	者年金制度の	リーフレッ	用して情報発信を	年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーと理事長との農業者年金の魅力につい サイト等を活用しての若い農業	
活用し、農業	内容、基金の	ト等広報資	行ったか。	ての対談記事、加入推進用資材の情報をホームページに掲載するとともに、農林水産省が 者や女性農業者等への情報発信	
者年金制度	運用状況、事	材を作成	・新規就農者や女性	配信している「経営局公式 Facebook ページ」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネッ」を行った。	るなど、目標を上回る成
の内容、基金	業の実施状況	し、農業者	農業者等が参集す	ト」、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」、及び「MAFF	果があったことから、自
の運営状況、	等に関する分	が集まる機	る研修会やイベン	アプリ」に加え、各地方農政局発行のメールマガジンにも制度の PR 記事を掲載した。 イ ホームページについて、セキ	
事業の実施	かりやすい情	会等を活用	ト等において、制	(参考) ユリティ、アクセスしやすさ及	
状況等に関	報を掲載又は	して、説明・	度の周知に努めた	広報媒体 令和6年度 令和5年度 び使いやすさの維持・向上につ	•
する分かり	発信し、制度	配布等を行	か。	農林水産省各メールマガジン(各農政局発行も含む) 19件 14件 いて努めた。	
やすい情報	や基金の活動	うととも		農林水産省・農業経営者 net (Facebook) 3件 2件	
を掲載又は	等について広	に、ホーム		MAFF アプリ 3 件 2 件 ウ 若い農業者や女性農業者等を	
発信し、制度	範な情報提供	ページ、メ		支援する全国・都道府県等の各	
や基金の活	を行い、国民	ールマガジ		段階の機関・団体と連携して、	
動等につい	の理解の増進	ン、SNS 等		イ 各業務受託機関より提供されている優良事例等の基金ホームページ掲載の格納場所が 制度の PR の機会を増やし、制度	
て広範な情	を図る。	を活用し		わかりづらいという声があり、その意見を踏まえて検索しやすいように工夫した。 の周知に努めた。	
報提供を行	なお、ホー	て、情報発		特に、令和6年度は、農林水	
い、国民の理	ムページにつ	信します。		ウ 令和6年11月1日に、全国農業委員会職員協議会会長に加入推進活動を広域的に展開 産本省及び地方農政局の広報手	
解の増進を	いては、国民	また、基金		する広域推進協力員を委嘱し、多人数が一堂に会しての新規就農者や女性農業者に対す 段の活用、全国酪農業協同組合	
図る。	が制度の内容	の運用状		るイベントの場に講師として対応するようにしている。 連合会、AFJ 日本農業経営大学	
なお、ホー	や基金の活動	況、事業の		令和7年2月1日には、全国農業委員会女性協議会会長に広域推進協力員を委嘱して、校、日本政策金融公庫、金融関	
ムページに	状況等の必要	実施状況等		活動要請を行った。	
ついては、国	な情報に速や	の情報をホ		また、全国町村会、AFJ 日本農業経営大学校、NOSAI 全国連、全国酪農業協同組合連合 拡大を図った。	
民が制度の	かにアクセス	ームページ		会、農業経営アドバイザーを所管する日本政策金融公庫や日本 FP 協会等、農業内外の機	
内容や基金	できるよう、	に掲載する		関に協力を依頼し、週報やホームページへの掲載、パンフレットの配布等を実施いただき、エオンラインセミナーを開催	
の活動状況	その構成・閲	等、情報提		幅広い周知活動を行った。 し、アンケート結果のとおり視	
等の必要な	覧環境等の改	供を行いま		聴者の満足度の高いものとな	
情報に速や	善に取り組	す。		エ 令和6年12月11日に開催したオンラインセミナー(参加登録:427名)については、 り、初年度としては、効果的な	
かにアクセ	む。	イホームペ		視聴者アンケート結果によると「とても満足」、「やや満足」の回答割合が全体の8割強と 情報発信を行えた。	
スできるよ	また、新規	ージについ		なった。	
う、その構成、関整環境	就農者や女性	ては、国民が制度の内		以上のように、様々な手法で情報を表現している。	
成・閲覧環境 等の改善に	農業者をはじ	が制度の内容を其合の		報発信を行い、新規加入者数が前 年度を上回る成果があったことか	
事の改善に 取り組む。	め、農業者に 対する支援を	容や基金の 活動状況等		年度を上回る成果があったことが ら a 評定とした。	
	対りの又抜を 行う農業内外	店馴私祝寺 の必要な情		りる評定とした。	
また、新規就農者や女	の関係機関・			(評定区分)	
	の) 対 が 機 関・	報に速やか			

性農業者を	団体等との連	にアクセス		s:取組は十分であり、かつ、目	
はじめ、農業	携を図り、こ	できるよ		標を上回る顕著な成果があ	
者に対する	れらの者が参	う、その構		る	
支援を行う	集する研修会	成・閲覧環		a:取組は十分であり、かつ、目	
農業内外の	や各種イベン	境等の改善		標を上回る成果がある	
関係機関•団	ト等におい	に取り組み		b:取組は十分である	
体等との連	て、制度の PR	ます。		c:取組はやや不十分であり、	
携を図り、こ	を行う機会を	ウ 新規就農		改善を要する	
れらの者が	増やす。	者や女性農		d:取組はやや不十分であり、	
参集する研		業者をはじ		抜本的な改善を要する	
修会や各種		め、農業者			
イベント等		に対する支			
において、制		援を行う農			
度の PR を		業内外の機			
行う機会を		関・団体等			
増やす。		と情報交換			
		を行う等連			
		携を図り、			
		新規就農者			
		や女性農業			
		者等が参集			
		する研修会			
		やイベント			
		等におい			
		て、制度の			
		PR を行う			
		機会を増や			
		し、制度の			
		周知に努め			
		ます。			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第1一4	加入者等に対して提供するサービスの向上		
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	003217
度		レビュー	

2	. 主要な経年テ	データ													
	①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報	②主要なインプット情	シプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)										
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
				業務実績	自己評価		
4 加入者等 に対して提 供するサー ビスの向上	4 加入者等に 対して提供す るサービスの 向上	4 加入者等に 対して提供す るサービスの 向上			В	b評価であ 省評価基準 ェイトを用 た結果、「E ※2 点(b)× +2 点(b)× =2.00 点	B 項目全てが り、農林水産 単に基づく 引いて第出 3」評定 (1/5×2 項目 (3/5×1 項目 2.5 点未満:
(1) 年金の「見進を記している」では、「見進を記さの」のでは、「のは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、」のでは、「のでは、「のでは、」のでは、「のでは、「のでは、」のでは、「のでは、「のでは、「のでは、」のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「	(1) 「の 活す金ペけのミョ者民年を記継後計をホジ新金レや金金額化 のに、一に制額一農とを額と、一に制額一農とをのに、一に制額・農とをのに、一に制額・農とを	(1) 見推老設るのにま 基ム掲る年え進後計め情取。金ペ載新金額化のに、報りの一し制額の」 生資以提組 ホジて度の	<主な定量的指標 > <その他の指標 > <その他の指標 > <評価入事に対しるでは、対してのは、対してのでは、対してのは、対してのでは、対してのでは、対してのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	〈主要な業務実績〉 ア 本年度も制度周知チラシ及びパンフレットに新制度の年金額のシミュレーションが行 えるページの情報を掲載し、加入期間中に保険料を変更した場合にも対応できるよう改 修を行った。 イ 農業者年金と国民年金を合算した年金額の試算例を掲載し情報提供を行った。 ウ 上記について本年度のアクセス数を検証し、引き続き効果的な情報提供の手法を検討 していく。	〈評定と根拠〉 評定: b 農業者の老後の生活設計に資するため、以下の情報提供に取り組んだ。 ア 基金のホームページに掲載している新制度の年金額のシミュレーションが行える年金シミュレーターの活用について、パフレット等により情報提供を行った。 イ 農業者年金と国民年金を合算した年金額について、基金のホームでは、基金のホームでは、基金のホームでは、基金のホームでは、基金の本の生活を表表したを表現について、基金の本の生活を表現した。	評定 自己評価 が妥当であ	│ b の「b」評定 oると認めら

額の試算例	額の試算例	ションが行			供を行った。	
等の情報提	等の情報提	える年金シ				
供を充実し、	供を充実し、	ミュレータ			ウ ア及びイの取組について、検	
加入者及び	加入者及び	ーの活用に			証し、より効果的な情報提供の	
加入しよう	加入しよう	ついて、パン			手法等を検討した。	
とする者が、	とする者が、	フレット等				
将来受給で	将来受給で	により情報			これらのことから取組は十分で	
きる見込み	きる見込み	提供します。			あり、b評定とした。	
の年金額を	の年金額を	イ 農業者年			33 7 (2 A17C C 3 7 C)	
把握しやす	把握しやす	金と国民年			(評定区分)	
くするなど、	くするなど、	金を合算し			s:取組は十分であり、かつ、目	
効果的な情	効果的な情	た年金額に			標を上回る顕著な成果があ	
報提供の手	報提供の手	ついて、複数			5	
法等を検討	法等を検討	パターンの			a:取組は十分であり、かつ、目	
し、可能なも	し、可能なも	試算例を、基			標を上回る成果がある	
のから取り	のから取り	金のホーム			b:取組は十分である	
組む。	組む。	一 ジに掲			c:取組はやや不十分であり、	
//EL 42° 0	が正石。	載する等情			改善を要する	
		報りる寺間報提供しま			d:取組はやや不十分であり、	
		教徒供します。			抜本的な改善を要する	
		9。 ウ ア及びイ				
		の取組につ				
		いて、検証				
		し、より効果				
		的な情報提				
		供の手法等				
		を検討しま す。				
(2)手続のオ	(2) 手続のオ	, ,	 <主な定量的指標>	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	評定 b
ンライン化	ンライン化等	(2)手続のオンライン化等	▽土は足里的相保/	○王安は未務美碩ン 手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決		評定 b
	マノイマ化寺	マノイマ 化寺	_	子続のオンノイン化及びマイナンハー制度による情報連携について、美境に同じて解伏 すべき課題及び連携実現後の業務手順等の検討を行った。		
等のも	五姓の刊信	手続の利便	<その他の指標>	9 * *	手続のオンライン化及びマイナ	
手続の利	手続の利便		くての他の指標>	の子供ものよいことに	ンバー制度による情報連携について、実現に白はて解決する。	れる。
便性向上及	性向上及び添し	性向上及び添	_	①手続きのオンライン化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	て、実現に向けて解決すべき課題	
び添付資料	付資料の負担	付資料の負担	/ 毎年の知より	オンライン化が自己目的とならないように、農業者の利便性向上及び業務運営の効率		
の負担軽減した。	軽減を図るこ	軽減を図るこ	<評価の視点> ・手続のオンライン	化等に立ち返り、「いつでもどこでも届出ができること(デジタルファースト)」、「処理決 ままでのスピードが凍いこと」、「ロンストルプで東致加理ができること」等も映せら手続		
を図ること	とによって、	とによって、	・手続のオンフィン 化及びマイナンバ	定までのスピードが速いこと」、「ワンストップで事務処理ができること」等を踏まえ手続きのオンライン化に取り組む必要があることを確認した。	ら、b評定とした。	
によって、加	加入者等に対	加入者等に対			(莎宁区八)	
入者等に対	するサービス	するサービス	一制度による情報			
するサービ	向上に資する	向上に資する	連携について、実現に向けて解決す			
ス向上に資	ため、手続の	ため、手続の	現に向けて解決す	実情報は本人に届出させず、外部機関から取得すること(コネクテッド・ワンストップ」	標を上回る顕著な成果があ	
するため、手	オンライン化	オンライン化	べき課題及び連携	が優先的に解決すべき課題であり、これを解決するために、前者については、マイナンバ	5 F-40-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	
続のオンラ	及びマイナン	及びマイナン	実現後の業務手順	一の取得・管理・活用方法について検討するための体制強化、後者については、農業者年	a:取組は十分であり、かつ、目 ###なり回えばます。	
イン化及び	バー制度によ	バー制度によ	等の検討を行った	金記録管理システムのデータベースの拡張について検討を進めた。	標を上回る成果がある	
マイナンバ	る情報連携等	る情報連携に	か。		b:取組は十分である	
ー制度によ	を推進する。	ついて、次の		②マイナンバー制度による情報連携	c:取組はやや不十分であり、	
る情報連携	なお、手続	とおり取り組		マイナンバー制度による情報連携を円滑かつ着実に実施するため、デジタル庁の要請	改善を要する	
等を推進す	のオンライン	みます。		を受け、「第三期情報提供ネットワークシステム移行に伴うインターフェースサーバの更	d:取組はやや不十分であり、	
る。 	化及びマイナ	① 手続のオ		改業務」を調達し、対応を進めた。	抜本的な改善を要する	
なお、手続 のオンライ	ンバー制度に	ンライン化		また、情報連携で取得した情報を利用することにより、ワンストップで事務を完結させ		
のユンニノ	よる情報連携	オンライ		│ るためには、事務の処理に必要な情報を再整理し情報連携する情報を拡大すること及び		

ン化及びマ	等が実施可能	ン化を円滑		加入者等からマイナンバーを取得する際の事務負担を軽減することが課題であり、これ		
イナンバー	な体制が整っ	かつ着実に		を解決するための業務手順等について検討を進めた。		
制度による	た段階におい	実施するた				
情報連携等	て、加入者等	め、実現に				
が実施可能	へ利便性の向	向けて解決				
な体制が整	上等について	すべき課題				
った段階に	普及啓発を行	の検討を行				
おいて、加入	う。	います。				
者等へ利便		② マイナン				
性の向上等		バー制度に				
について普		よる情報連				
及啓発を行		携				
う。		マイナン				
		バー制度に				
		よる情報連				
		携を円滑か				
		つ着実に実				
		施するた				
		め、情報連				
		携内容や連				
		携実現に向				
		けて解決す				
		べき課題及				
		び連携実現				
		後の業務手				
		順等の検討				
		を行いま				
		されいます。				
(o) /r \ +n \(\frac{1}{2}\)/r	(a) F A +n = k		ノンシウ目がお無く	ノンボムやな中体へ	/部内1.担拠へ	⇒i; -
(3)年金相談	(3) 年金相談	(3)年金相談	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
制度改正	農業者等	農業者等か	_	令和6年度の農業者等からの年金相談は3名の相談員が4,622件(月平均385件)の対		自己評価の「b」評定
があった場	からの問い	らの問い合わ	(704)04年	応をし、農業者等が利用しやすく、農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応に努めた。	令和6年度は、農業者等から	が妥当であると認めら
合はそれに	合わせは、電	せは、電話を	<その他の指標>	(参考)主な相談内容・相談相手	4,622件(月平均385件)の相談	れる。
対応しなが	話を媒体と	媒体とした言	_	1 相談内容:年金給付に関する事項(3,222件:70%)、資格に関する事項(894件:19%)、	対応をしたことから、b評定とし	
ら、農業者等	した言葉の	葉のみによる		制度に関する事項 (205 件: 5%)、保険料に関する事項 (134 件: 3%)、そ	た。	
が利用しや	みによる対	対応となるた		の他(167件:3%)		
すく、農業者	応となるた	め、相手の言	・農業者等の視点に	2 相談相手:受給権者(1,787件:39%)、農業協同組合(746件:16%)、被保険者(725件:16%)、	(評定区分)	
等の視点に	め、相手の言	葉から素早く	立った懇切丁寧な	農業委員会(272 件: 6%)、未加入者(142 件: 3%)、その他・不明(950 件:	s:取組は十分であり、かつ、目	
立った懇切	葉から素早	問い合わせ内	対応を行ったか。	20%)	標を上回る顕著な成果があ	
丁寧な対応	く問い合わ	容を判断し、			る	
を行う。	せ内容を判	的確に分かり			a:取組は十分であり、かつ、目	
	断し、的確に	やすい回答			標を上回る成果がある	
	分かりやす	で、かつ細心			b:取組は十分である	
	い回答で、か	の注意を払い			c:取組はやや不十分であり、	
	つ細心の注	ながら間違い			改善を要する	
	意を払いな	なく伝えま			d:取組はやや不十分であり、	
	がら間違い	す。			抜本的な改善を要する	
	なく伝える。					
				•	•	

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第2-1	業務改善の推進		
当該項目の重要度、困難	_	関連する研究開発評価、政策	003218
度		評価・行政事業レビュー	

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

中期目標	務に係る目標、計 中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評
				業務実績	自己評価	
第4 業務運営	第2 業務運営の	第2 業務運営の			В	評定 B
の効率化に	効率化に関す	効率化に関す				5つの中項目全てか
関する事項	る目標を達成	る目標を達成				定であり、農林水産
	するためとる	するためとる				価基準に基づくウェ
	べき措置	べき措置				を用いて算出した絹
						「B」評定
						※2 点(B)×3/7+2
						×1/7×4項目=2.00
						1.5 点以上 2.5 点未注
Ⅰ 業務改善の推	1 業務改善の推	1 業務改善の推			В	評定 B
進	進	進				3つの小項目のうち
						目が a 評定、2項目
						評定であり、農林水
						評価基準に基づくら
						トを用いて算出し
						果、「B」評定
						※3点(a)×1/3+2点
						1/3×2項目=2.33点
/ . \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(,) 	/ .) 			erale) le le .	1.5 点以上 2.5 点未注
(1)業務の簡素	(1)事務の簡素	(1) 事務の簡素	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 a
化・効率化によ	化・効率化によ	化・効率化によ	_	事務の簡素化・効率化による事務処理の負担の軽減や、業務運営に要す		業務のデジタル化
り事務処理の	り事務処理の負	り事務処理の負	and a blood line.	る経費の抑制に向けた業務改善を推進するため、業務改革推進委員会にお		の検討を通じた業務
負担を軽減す	担を軽減すると	担を軽減すると	<その他の指標>	いて、基金が中期的に取り組むべき重要な課題として整理された「加入推	し、今後の対応状況について議論し、	一の検証・改善点の
るとともに、業	ともに、業務運	ともに、業務運	_	進」、「農業者年金業務のデジタル化等の推進」及び「会議等の資料のデジ	議論を通じ、オンラインセミナーを開	洗い出し、業務運営
務運営に要す	営に要する経費	営に要する経費	est for a let be.	タル化」について、四半期毎に取組状況について確認するとともに、今後		率化の取組の進捗管
る経費の抑制	の抑制を図る観	の抑制を図る観	<評価の視点>	の対応方向について議論し、必要に応じ工程の見直しを行った。また、「デ	から、a評定とした。	実施、業務マニュア
を図る観点か	点から、業務改	点から、業務改	・業務運営に要する	ジタルを活用した業務改革プロジェクト」を新たな課題として追加した。		整備・改善等について
ら、業務フロー	善を推進するた	善を推進するた	経費の抑制を図る	こうした業務改革推進委員会における議論を通じ、	(評定区分)	務改革推進委員会 <i>0</i>

の検証、改善点	め、業務フロー	め、業務のデジ	観点から、業務改善	① 全国の農業者や業務受託機関等を対象としたセミナーを、実地開催の	s:取組は十分であり、かつ、目標	として年度計画通り実施
の検討・見直し	の検証、改善点	タル化等を検討	を推進するため、業	場合に必要となる全国各地での会場開催費用や基金職員等の出張旅費	を上回る顕著な成果がある	している。
や業務のデジ	の検討・洗い出	するなど、業務	務のデジタル化等	等を抑制しつつ、令和6年12月にオンラインセミナーを開催。	a:取組は十分であり、かつ、目標	その上で、当該取組の成
タル化等を行	し等を行うとと	フローの検証、	を検討するなど、業	② 被保険者等への付利通知について、二次元コードの活用や紙面構成の	を上回る成果がある	果として、①オンライン
うなど、業務運	もに、業務のデ	改善点の検討・	務フローの検証、改	工夫による軽量化を図るとともに、業務受託機関への送付を郵送から	b:取組は十分である	セミナーの導入による会
営の効率化の	ジタル化等を検	洗い出し等を行	善点の検討・洗い出	メールに変更し、経費を抑制するとともに、業務マニュアルの改善を行	c:取組はやや不十分であり、改善	議費用、出張旅費の削減、
取組を計画的	討する。	います。	し等を行なったか。	った。	を要する	②付利通知の交付方法に
かつ着実に推	また、業務運	また、業務運			d:取組はやや不十分であり、抜本	ついて、2次元コードの活
進する。	営の効率化の	営の効率化の取			的な改善を要する	用による郵送重量の減
また、業務マ	取組を計画的	組を計画的かつ				少、メールへの切り替え
ニュアルの整	かつ着実に推	着実に推進する				等による郵便発送委託費
備・改善等の取	進するため、工	ため、工程表を				の削減を実現するなど、
組を継続的に	程表を作成し	作成して進捗管				目標を上回る成果が見ら
実施すること	て進捗管理を	理を行い、業務				れることから自己評価の
により、業務の	行い、業務を取	を取り巻く状況				「a」評定が妥当である
合理化・効率化	り巻く状況の	の変化に応じ				と認められる。
を進める。	変化に応じて、	て、適宜工程表				
	適宜工程表の	の見直しを行い				
	見直しを行う。	ます。				
	さらに、業務	さらに、業務				
	マニュアルの	の合理化・効率				
	整備・改善等の	化を進めるた				
	取組を継続的	め、業務マニュ				
	に実施するこ	アルの整備・改				
	とにより、業務	善等の取組を継				
	の合理化・効率	続的に実施しま				
(0) 曲光老欠人	化を進める。	す。	/ シャウ目的お無く	ノンボムやか中体へ	/部庁1.担告へ	₹#.
(2)農業者年金	(2)農業者年金	(2)農業者年金	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> ②	<評定と根拠>	評定 b
記録管理シス	記録管理システ	記録管理システ	_	① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした担当者会議におい		自己評価の「b」評定が
テムを利用可 能な全ての業	ムを利用可能な	ムを利用可能な	 <その他の指標>	て、「令和6年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」(以下「利用促進取組方針」という。)の案について説明を行い、市町村段	都道府県段階の業務受託機関を対	
舵な生じの乗 務受託機関が	全ての業務受託機関が利用する	機関が利用する	くての他の拍信/	ド「利用促進取組力針」という。」の条について説明を打い、川町村長 階の業務受託機関へのシステム利用の働きかけを依頼した。		る。
務気託機関が 利用すること	機関が利用する ことを目指し	機関が利用する ことを目指し	_	「階の業務支配機関へのシステム利用の働きかりを依頼した。 また、研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載して		
利用りること を目指して着	て、基金と業務		 <評価の視点>	いるシステム利用方法習得のための教材(視認性の高いもの)を活用す		
実に促進し、業	受託機関との間		・農業者年金記録管		地域内型で地外し、利用促進で図り た	
表に促進し、未 務受託機関に	で「利用促進取	で「利用促進取」	理システムの利用	るより向知した。 さらに、令和6年6月 19 日付けで利用促進取組方針を全業務受託機	^。 また、市町村段階の業務受託機関が	
おける業務の	組方針」を定め	組方針」を定め	促進に取り組んだ		参加するシステム研修会において、シ	
効率化や事務	るほか、基金主	るほか、基金主	かんだいなりがんだった。		ステム利用のメリット、操作方法の説	
処理の進行管	催の会議や業務	催の会議や業務	・同システムを利用	 ② 都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職員		
理等を進める	受託機関主催の	受託機関主催の	した届出書等の作			
とともに、加入	同システム操作		成割合が前年度実		さらに、業務受託機関のシステム利	
者等へのサー	研修会において	研修会において	績以上となったか。	27 府県)。	用調査において最も利用率の高かっ	
ビス向上に資	同システム利用	同システム利用	///// TC 30 = 707 0	また、研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載して		
する。	のメリット及び			いるシステム利用方法習得のための教材(視認性の高いもの)を活用す		
【指標】	処理状況確認操	処理状況確認操		るよう、担当者会議及びブロック会議(令和6年10・11月開催)におい		
〇 農業者年金	作マニュアルを	作マニュアルを		て周知した。	ら稼働したことなどにより、令和6年	
記録管理シス	業務受託機関に	業務受託機関に		さらに、業務受託機関のシステム利用調査において最も利用率の高か	I	
テムを利用し	対して周知する	対して周知する		ったブラウザーである Microsoft Edge によりシステム利用登録できる		
た届出書等の	とともに、同シ	とともに、同シ		よう、システム改修を行い、令和6年8月から稼働した。	と比較すると農業委員会は 2.00 ポイ	
作成割合が、本	ステムの利用環	ステムの利用環		これらの取組により、令和6年度のシステムを利用した届出書等の作	ント上回り、農業協同組合は 3.52 ポ	

		ا د د داداد د داداد ا	tale = at Matrix x 4 :	<u> </u>	D + 1 A	A	1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2		1
	中期目標期間	境の改善等を行	境の改善等を行					イント上回ったことから、b評定とし、	
	の各年度にお	うことを通じ	うことを通じ		イント上回り、農業	協同組合は 3.52 ポイン	/ト上回った。	た。	
	いて、それぞれ	て、同システム	て、同システム		I). [] [] [= [[] [] [] [] [] [] []	•		
	前年度実績以	の更なる利用の	の更なる利用の			た届出書等の作成割合		(評定区分)	
	上であったか。	促進に取り組	促進に取り組み		業務受託機関	令和6年度	令和5年度	s:取組は十分であり、かつ、目標	
		む。	ます。		農業委員会	38. 88%	36. 88%	を上回る顕著な成果がある	
	記録管理シス	特に、事務処	特に、事務処		農業協同組合	47. 75%	44. 23%	a:取組は十分であり、かつ、目標	
	テムを利用可	理遅延の防止	理遅延の防止及					を上回る成果がある	
	能な全ての業	及び業務の効	び業務の効率化					b:取組は十分である	
	務受託機関が	率化の観点か	の観点から、届					c:取組はやや不十分であり、改善	
	利用すること	ら、届出書等の	出書等の処理状					を要する	
	を目指して、都	処理状況確認	況確認機能の活					d:取組はやや不十分であり、抜本	
	道府県段階の	機能の活用を	用を進めること					的な改善を要する	
	業務受託機関	進めることと	とし、同システ						
	におけるシス	し、同システム	ムを利用した届						
	テム研修会へ	を利用した届	出書等の作成割						
	の講師派遣や	出書等の作成	合が令和5年度						
	当該システム	割合を増加さ	実績以上となる						
	の利用環境の	せる。	ようにします。						
	改善等を行っ								
	たか。								
((3) 手続のオン	(3) 手続のオン	(3) 手続のオン	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>			<評定と根拠>	評定 b
	ライン化やマ	ライン化やマイ	ライン化やマイ	_	現況届の一部省略に	係るシステム改修予算 <i>7</i>	が確保できたことから、地方	評定: b	自己評価の「b」評定が
	イナンバー制	ナンバー制度に	ナンバー制度に		公共団体情報システム	機構(以下「J-LIS」と	いう。) の生存情報を活用し	J-LIS の生存情報を活用した現況届	妥当であると認められ
	度による情報	よる情報連携等	よる情報連携等	<その他の指標>	た農業者老齢年金受給	権者に係る現況届の省	略に向けて、業務フロー、関	の一部省略に向けて、業務フロー、関	る。
	連携等を活用	を活用した業務	を活用した業務	_	係規程等の見直しにつ	いて検討した。		係規程等の見直しを検討したことか	
	した業務のデ	のデジタル化の	のデジタル化の					ら、b評定とした。	
	ジタル化の進	進捗に併せて、	進捗に併せて、	<評価の視点>					
	捗に併せて、適	適切かつ着実に	適切かつ着実に	情報連携等を活用				(評定区分)	
	切かつ着実に	手続等に関する	手続等に関する	した業務のデジタ				s:取組は十分であり、かつ、目標	
	手続等に関す	諸規程等の見直	諸規程等の見直	ル化の進捗に併せ				を上回る顕著な成果がある	
	る諸規程等の	しを進める。	しを進めます。	て、適切かつ着実に				a:取組は十分であり、かつ、目標	
	見直しを進め			手続等に関する諸				を上回る成果がある	
	る。			規程等の見直しを				b:取組は十分である	
				進めたか。				c:取組はやや不十分であり、改善	
								を要する	
								d:取組はやや不十分であり、抜本	
								的な改善を要する	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第2-2	手続・業務のデジタル化の推進等		
当該項目の重要度、困難		関連する研究開発評価、政策	行政事業レビューシート事業番号:
度		評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 手続・業務の デジタル化の 推進等	2 手続・業務の デジタル化の推 進等	2 手続・業務の デジタル化の推 進等			В	評定B4つの小項目全てが 評定であり、農林水産省 価基準に基づくウェイ を用いて算出した結果、 「B」評定 ※2点(b)×3/8×2項目 2点(b)×1/8×2項目 2.00点
		() () ()				1.5 点以上 2.5 点未満:
(1)被保険者及	(1)被保険者及	(1)被保険者及	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
び受給権者の	び受給権者の資	び受給権者の資	_	手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した		自己評価の「b」評定
資格確認等の	格確認等の効率	格確認等の効率	ノフのゆの松無へ	事務手続・事務処理のデジタル化を推進する取組として、農業者老齢年金	手続のオンライン化やマイナンバー	妥当であると認められる
効率化に資す	化に資するた	化に資するた	<その他の指標>	受給権者に係る現況届の省略に向けた業務フローを検証した。	制度による情報連携等を活用した事務	
るため、手続の	め、手続のオン	め、手続のオン ライン化やマイ	_	この結果、J-LISから取得する対象者の生存情報を利用することにより		
オンライン化 やマイナンバ	ライン化やマイ ナンバー制度に	ナンバー制度に	 <評価の視点>	本人からの届出が省略(コネクテッド・ワンストップ)でき、受給権者、業務受託機関及び基金の負担軽減及びコスト削減が図れることが確認で		
一制度による	よる情報連携等	よる情報連携等	・事務手続・事務処	素務文記機関及び基金の負担軽減及びコスト削減が図れることが確認で きた。	記・疣い面し寺を行ったことから、5 評 定とした。	
情報連携等を	を活用した事務	を活用した事務	理のデジタル化の	さた。 これを実施するため、予算要求を行うとともに、新たな業務フロー、必	足とした。	
活用した事務	手続・事務処理	手続・事務処理	推進を行ったか。	要なシステム改修等について検討した。	(評定区分)	
手続・事務処理	のデジタル化を	のデジタル化を	- 業務フローの検	女なシハケム吹声寺に ラバ で採出した。	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
のデジタル化	推進する。	推進します。	証、改善点の検討・		上回る顕著な成果がある	
に向けて、シス	このため、業	このため、業			a:取組は十分であり、かつ、目標を	
テム改修等を	務フローの検	務フローの検	たか。		上回る成果がある	
進める。	証、改善点の検	証、改善点の検			b: 取組は十分である	
	討・洗い出し等	討・洗い出し等			c:取組はやや不十分であり、改善を	
	を行い、情報シ	を行います。			要する	
	ステムの検討及				d:取組はやや不十分であり、抜本的	

	び整備を進める。				な改善を要する	
(2) 現行の農業	(2) 現行の農業	(2) 現行の農業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
者年金記録管	者年金記録管理	者年金記録管理	一	新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて、基金及び業務受		自己評価の「b」評定が
理システムに	システムにおけ	システムにおけ		新たな展来有中亚記録音程ンパノコの構来に同じて、		
おけるプログ	るプログラム言	るプログラム言	<その他の指標>	将来のクラウド化を視野に検討を進めるため、令和7年1月15日及び3		女当てのると恥めりれる
ラム言語	語 (COBOL) の将	語 (COBOL) の将		月5日にデジタル庁が開催したガバメントクラウド説明会に参加した。	関の操作性の向上や改修・保守運用費	
(COBOL) の将	来性や技術者の	来性や技術者の		また、クラウド化の検討に当たっては、現行システムをそのまま IaaS		
来性や技術者	確保の状況等を	確保の状況等を	<評価の視点>	(※) 上に構築するのではなく、アプリケーションをモダン化した上で移		
の確保の状況	踏まえながら、	踏まえながら、	・新たな農業者年金	(※) 工に構築するのではなく、アフラグーンョンをモダン化した工で移 行することが必要であり、業務の改善を図るためにクラウドを効果的に		
等を踏まえな	適切な工程管理 間切な工程管理	適切な工程管理	記録管理システム	11 することが必要であり、業務の以音を図るためにクラウトを効果的に 活用することが課題であると整理した。	登座したことがり、D 計定とした。	
がら、適切な工	過男な工程音程 に基づき、新た	過男な工程官理 に基づき、新た	の構築に向けた検		(評定区分)	
			対を行ったか			
程管理に基づ	な農業者年金記	な農業者年金記		とシステムの双方の観点からの見直しを行うことが必要であり、手続の		
き、新たな農業	録管理システム	録管理システムの構築に向けた	・基金及び業務受託		上回る顕著な成果がある	
者年金記録管	の構築に向けて	の構築に向けた	機関の操作性の向		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
理システムの	整備を進める。	検討を行いま	上や改修・保守運		上回る成果がある	
構築に向けて	この場合にお	す。		バ、ネットワークなどクラウド上にあるハードウェアやインフラをイン	b:取組は十分である	
整備を進める。	いて、基金及び	この場合にお	図られるように将	ターネット経由で利用できるサービスモデルを指す。	c:取組はやや不十分であり、改善を	
この場合に	業務受託機関の	いて、基金及び	来のクラウド化を		要する	
おいて、基金及	操作性の向上や	業務受託機関の	視野に検討を進め		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
び業務受託機	改修・保守運用	操作性の向上や	たか。		な改善を要する	
関の操作性の	費用の低減等が	改修・保守運用				
向上や改修・保	図られるよう	費用の低減等が				
守運用費用の	に、また、将来の	図られるよう				
低減等が図ら	クラウド化を視し	に、また、将来の				
れるように、ま	野に検討を進め	クラウド化を視				
た、将来のクラ	る。	野に検討を進め				
ウド化を視野		ます。				
に検討を進め						
る。						
(3) 今後、所得	(3)今後、所得税			<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
税等の源泉徴	等の源泉徴収を	等の源泉徴収を	_	所得税等の源泉徴収事務を的確に処理するために、令和5年度に整理		自己評価の「b」評定な
収を要しない	要しない限度額	要しない限度額		した源泉徴収及び納税に係る機能業務プロセスを基に農業者年金記録管		妥当であると認められる
限度額を超え	を超える年金を	を超える年金を		理システム改修に係る予算要求を行った。	は、令和5年度に整理した源泉徴収及	
る年金を受給	受給する者が飛	受給する者が飛	_	しかしながら、要求は全額査定されたことから、令和8年から発生が見		
する者が飛躍	躍的に増えるこ	躍的に増えるこ		込まれる源泉徴収に対応するため、暫定的な事務フロー等の整理・検討に		
的に増えるこ	とが見込まれる	とが見込まれる		着手した。	算要求を行った。	
とが見込まれ	ことに伴い、当	ことに伴い、当			また、令和8年から発生が見込まれ	
ることに伴い、	該事務を的確に	該事務を的確に	基づき、源泉徴収		る源泉徴収に対応するための暫定的な	
当該事務を的	処理するため、	処理するため、	システムの整備に		事務フロー等の整理・検討に着手した	
確に処理する	適切な工程管理	適切な工程管理	向けた検討を行っ		ことから、b評定とした。	
ため、適切な工	に基づき、源泉	に基づき、源泉	たか。			
程管理に基づ	徴収システムの	徴収システムの			(評定区分)	
き、源泉徴収シ	検討及び整備を	整備に向けた検			s:取組は十分であり、かつ、目標を	
ステムの検討	進める。	討を行います。			上回る顕著な成果がある	
及び整備を進					a:取組は十分であり、かつ、目標を	
める。					上回る成果がある	
					b:取組は十分である	
					c:取組はやや不十分であり、改善を	
					要する	

					d:取組はやや不十分であり、抜本的 な改善を要する	
(4) 情報システ	(4)情報システ	(4)情報システ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
ムの整備につ	ムの整備につい	ムの整備につい		① 情報システムの整備及び管理に当たっては、「情報システムの整備及	評定 : b	情報システムの整備に
いては、今後、	ては、今後、制度	ては、今後、制度				ついては、年度計画に基づ
制度改正があ	改正があった場	改正があった場	<その他の指標>	「情報システム整備方針」という。)にのっとり、適切に対応した。	たっては、情報システム整備方針に	き、計画的に改修等を行う
った場合や政	合や政府の方針	合や政府の方針	1	② 農業者年金記録管理システムの改修に当たっては、システム利用者	のっとり、適切に対応した。	とともに、基金、システム
府の方針等を	等を踏まえて対	等を踏まえて対		からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討	② 農業者年金記録管理システムの改	改修業者及び CIO 補佐官
踏まえて対応	応するととも	応するととも	<評価の視点>	を踏まえて、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを	修に当たっては、システム利用者か	によるシステム定例会を
するとともに、	に、その効果が	に、システム利		行った上で計画的に改修等を実施した。	らの改善要望や業務改善・手続き業	
その効果が大	大きく見込ま	用者からの改善	まえて対応すると	また、基金内の要望に対しても、業務効率化の観点を踏まえ、必要性	務のデジタル化等の推進の検討を行	対して十分な取組を行っ
きく見込まれ、	れ、かつ、適切な	要望や業務改	ともに、システム	及び緊急度を検討の上、改修項目を検討し、計画的に実施した。	い、必要性及び緊急度の高いものか	
かつ、適切な工	工程管理に基づ	善・手続き業務	· ·	さらに、Internet Explorer11 のサポート期限到来の対応として、	ら適切に優先順位付けを行った上で	
程管理に基づ	き実施可能なも	のデジタル化等	要望や業務改善・	Microsoft Edge でシステム利用登録ができるようシステム改修を行	計画的に実施した。	っては、システム機器やデ
き実施可能な	のについて、計	の推進の検討を	手続き業務のデジ	い、令和6年8月から稼働した。これについてはブロック会議等の機会	また、基金内の要望に対しても、業	
ものを実施す	画的に開発、改	踏まえて、必要		に業務受託機関に対して適切に周知した。	務効率化の観点を踏まえ、必要性及	
る。	修等を実施す	性及び緊急度の	検討を踏まえて、	③ システム定例会については、システム運用・保守業者及びCIO補佐官	び緊急度を検討の上、改修項目を検	ながら進め、結果として、
	る。	高いものから適	必要性及び緊急度	出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム	討し、計画的に実施した。	通常業務を行いながら適
	また、令和6	切に優先順位付	の高いものから適	上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定	さらに、Microsoft Edge でシステ	
	年度に予定して	けを行った上で		的に稼働できるよう取り組んだ。	ム利用登録できるようシステム改修	故なく再稼働させること
	いる事務所移転	計画的に開発・	を行った上で計画	事務所移転に伴うシステムの移設については、旧事務所サーバ室に	を行い、令和6年8月から稼働した。	ができたことは、目標に対
	に伴い、情報シ	改修等を実施し	的に開発・改修等	設置している農業者年金記録管理システム、マイナンバーシステム及	これについてはブロック会議等の機	して十分な取組が行われ
	ステムを適切に	ます。	を実施したか。	びその他情報システム機器等を令和6年11月5日からの新事務所での	会に業務受託機関に対して適切に周	たものとして自己評価の
	移設する。	また、その上		業務開始にあわせ、新事務所サーバ室環境を整備した上で計画的かつ	知した。	「b」評定が妥当であると
		で農業者年金記		慎重に移設し、令和6年11月5日から正常に稼働させた。	③ システム定例会については、システ	=
		録管理システム	ては、基金、シス	また、昭和46年の基金創設以来、初めての事務所移転であり、移設	ム運用・保守業者及び CIO 補佐官出	
		については、基		に当たっては、システム機器やデータの損壊や情報漏えい等が起こら	席の下、毎月1回開催し、システム改	
		金、システム改		ないよう、機器等の複数の保守事業者や回線事業者等とのスケジュー	修案件の確認のほか、システム上の	
		修業者及び CIO	システム定例会を	ル等の移設計画の確認を行うとともに、移設計画については、スケジュ	課題等について情報共有や意見交換	
		補佐官によるシ	毎月開催して、適	ールの妥当性だけでなく、セキュリティ管理やリスク管理の観点から	を行うなど、システムが安定的に稼	
		ステム定例会を	切な工程管理に基	も妥当であるかについても CIO 補佐官の確認を受けて進めた。	働できるよう取り組んだ。	
		毎月開催して、	づき開発、改修等	さらに、農業者年金記録管理システムについては、システム停止期間		
		適切な工程管理	を実施したか。	の各種処理について、年金支給等に遅延が生じないようにシステム処	④ 事務所移転に伴う事務所移転に伴	
		に基づき開発、	・令和6年度に予定	理スケジュールの調整を行った。また、業務受託機関に対しては、シス	うシステムの移設については、旧事	
		改修等を実施し	している事務所移	テム停止期間の業務対応について通知を発出するとともに、会議等の	務所サーバ室に設置している農業者	
		ます。	転に伴い、移設が	機会を活用して対応を丁寧に説明した。加入者に対しては届出窓口で	年金記録管理システム、マイナンバ	
		さらに、令和	必要な情報システ	混乱が生じないよう、ホームページ等を活用して周知した。	ーシステム及びその他情報システム	
		6年度の事務所	ムを整理し、適切	その結果、通常業務を行いながら、これまで行ったことのないシステ	機器等を令和6年11月5日からの新	
		移転に伴い、移	に移設できるよ	ム移設に取り組み、システム移設に伴う加入者や業務受託機関からの	事務所での業務開始にあわせ、新事	
		設が必要な情報	う、計画的に準備	苦情はなく、システム移設に伴った特段の事故も無く移転先でシステ	務所サーバ室環境を整備した上で計	
		システムを整理	したか。	ムを滞りなく稼働させることができた。	画的かつ慎重に移設し、11月5日か	
		し、適切に移設			ら正常に稼働させた。	
		できるよう、計			昭和 46 年の基金創設以来、初めて	
		画的に準備の			の事務所移転であり、移設に当たっ	
		上、対応します。			ては、システム機器やデータの損壊	
					や情報漏えい等が起こらないよう、	
					機器等の複数の保守事業者や回線事	
(5)情報システ	(5)情報システ	(5)情報システ	・情報システム整備		業者等とのスケジュール等の移設計	
ムの整備及び	ムの整備及び管				画を作成して確認を行うとともに、	
管理に当たっ	理に当たって	理に当たって			移設計画については、スケジュール	

ては、「情報シ」は、「情報システ	は、「情報システか。	の妥当性だけでなく、セキュリティ	
ステムの整備 ムの整備及び管	ムの整備及び管	管理やリスク管理の観点からも妥当	
及び管理の基 理の基本的な方	理の基本的な方	であるかについても CIO 補佐官の確	
本的な方針」 針」(令和3年12	針」(令和3年12	認を受けて進めた。	
(令和3年12 月24日デジタ	月 24 日デジタ	さらに、農業者年金記録管理シス	
月 24 日デジタ ル大臣決定。以	ル大臣決定。以	テムについては、システム停止期間	
ル大臣決定。以 下「情報システ	下「情報システ	の各種処理について、年金支給等に	
下「情報システ ム整備方針」と	ム整備方針」と	遅延が生じないようにシステム処理	
ム整備方針」と いう。) にのっと	いう。) にのっと	スケジュールの調整を行った。また、	
いう。)にのっ り、適切に対応	り、適切に対応	業務受託機関に対しては、システム	
とり、適切に対 する。	します。	停止期間の業務対応について通知を	
応する。		発出するとともに、会議等の機会を	
		活用して対応を丁寧に説明した。加	
		入者に対しては届出窓口で混乱が生	
		じないよう、ホームページ等を活用	
		して周知した。	
		その結果、通常業務を行いながら、	
		これまで行ったことのないシステム	
		移設に取り組み、システム移設に伴	
		う加入者や業務受託機関からの苦情	
		はなく、システム移設に伴った特段	
		の事故も無く移転先でシステムを滞	
		りなく稼働させることができた。	
		以上のことから、b評定とした。	
		(評定区分)	
		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
		上回る顕著な成果がある	
		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
		上回る成果がある	
		b: 取組は十分である	
		c:取組はやや不十分であり、改善を	
		要する	
		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
		な改善を要する	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第2-3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、困難		関連する研究開発評価、政策	003218
度		評価・行政事業レビュー	

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年	(6年度予算)	(7年度予算)	(8年度予算)	(9年度予算)	(10年度予算)	当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	一般管理費削減率	効率化除外経費を	△3.0%(令和4年度	△5.0%(前年度	△5.0%(前年度				
		除き対前年度比△ 予算と令和5年度予		比)	比)				
		5%以上	算の比較)						
	業務経費削減率	対前年度比△3%以	△1.0%(令和4年度	△3.0%(前年度	△3.0%(前年度				
		上	予算と令和5年度予	比)	比)				
			算の比較)						

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等		法	人の業務実績	• 自己評価		主務大臣	主務大臣による評価	
					業務実績			自己評価			
運営経費の抑	3 運営経費の抑	3 運営経費の抑						В	評定	В	
制	制	制 								頁目全てが b	
									定であり、		
									価基準に基	こづくウェイ	
									を用いて算	国出した結果	
									「B」評定		
										1/2×2項目	
									2.00 点		
									1.5 点以上	2.5 点未満	
(1)業務運営の	(1) 一般管理費	(1) 一般管理費	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				<評定と根拠>	評定	b	
効率化及びデ	及び業務経費の	及び業務経費の	• 一般管理費削減率	① 令和7年度予算の一般					占口並伝	<u>」</u> jの「b」評気	
ジタル化を進	削減	削減		除き、業務の効率化を進	めることとし、対	前年度比で5%	削減の予算を	一般管理費については、対前年度比		= -	
め、一般管理費	業務の効率化	業務の効率化	<その他の指標>	策定した。また、総人件	費については、中	期計画等で定め	る人員に関す	で平均5%以上の削減を行うという	妥当である	ると認めら	
及び業務経費	を進め、一般管	を進め、一般管	_	る指標を基に、政府の方	針を踏まえ適切に	こ対応した。		計画に対して、効率化除外経費等を除	る。		
(業務委託費)	理費(注)につ	理費(注)につい				(単位	: 千円、%)	き対前年度比で△5.0%の予算を策定			
を削減すると	いては、対前年	ては、対前年度	<評価の視点>		6年度予算	7年度予算	削減率	できた。			
ともに、農業者	度比で平均5%	比で平均5%以	・業務の適正な執行		226, 509	215, 182	△5. 0	業務経費については、対前年度比で			
年金記録管理	以上の削減を行	上の削減を行う	を確保しつつ削減	効率化対象経費	220, 505	210, 102		平均3%以上の削減を行うという計			
システムの改	うとともに、農	とともに、農業	率の目標を確保し		<u>l</u>			画に対して、効率化除外経費等を除き			
修・保守運用費	業者年金記録管	者年金記録管理	ているか。	人件費、固定的経費	(典类字年入記録	3. 答冊シッテ 5. 伊	空 奴弗 吏 致	対前年度比で△3.0%の予算を策定で			
用の低減が図	理システムの改	システムの改	・削減率が大きい場	所借料経費等)、特殊要				きた。これらのことから、b評定とし			

られるように、 修,保守運用費 修·保守運用費 合、それは業務見直 に係る経費等)、消費者物価指数の反映額、人勧影響額 クラウド化等 用の低減が図ら 用の低減が図ら しや効率化による を視野に検討 れるように、ク れるように、ク ものであるか。 農業者年金記録管理システムの操作性の向上や改修・保守運用費用の (評定区分) を進める。 ラウド化等を視 ラウド化等を視 低減等が図られるよう、クラウド化も視野にオンライン化、マイナンバ s:取組は十分であり、かつ、目標 総人件費に 一活用の課題等を整理し、検討を進めた。 野に検討を進め 野に検討を進め を上回る顕著な成果がある ついては、政府 a:取組は十分であり、かつ、目標 ます。 の方針を踏ま また、業務経 また、業務経 ② 令和7年度予算の業務経費(業務委託費)については、効率化除外経 を上回る成果がある えつつ、適切に 費(業務委託費) 費(業務委託費) 費等(※)を除き、事務の合理化等の反映や加入推進活動の重点化を図 b:取組は十分である 対応する。 については、被 については、被 ることとし、他機関が開催する農業者の集うイベント及び女性向けセミ c:取組はやや不十分であり、改善 【指標】 保険者数及び受 保険者数及び受 ナーへの参加、デジタル技術を活用し全国の農業者等を対象とするオン を要する ○ 一般管理費 ラインセミナーを開催する等、本制度の認知度の向上等により高い効果 d:取組はやや不十分であり、抜本 給権者数の動向 給権者数の動向 (注) について 並びに農業者年 並びに農業者年 が見込まれる取組を実施しつつ、対前年度比で3%削減の予算を策定し 的な改善を要する 対前年度比で 金記録管理シス 金記録管理シス 平均5%を削 テムの利用等を テムの利用等を (単位:千円、%) 減する。 通じた事務の合 通じた事務の合 6年度予算 7年度予算 削減率 ○ 業務経費に 理化・効率化を 理化・効率化を 業務経費のうち 1, 817, 697 1, 763, 164 $\triangle 3.0$ ついて対前年 適切に反映する 適切に反映する 効率化対象経費 度比で平均 とともに、加入 とともに、加入 ※: 効率化除外経費等 3%を削減す 推進活動の重点 推進活動の重点 消費者物価指数の反映額、人勧影響額 化を図り、対前 化を図り、対前 (注) 人件費(非 年度比で平均 年度比で平均 常勤継続雇用 3%以上の削減 3%以上の削減 職員を含む。)、 を行う。 を行います。 これらの実施 公租公課、農業 これらの実施 者年金記録管 にあたっては、 にあたっては、 理システム保 加入者等に対す 加入者等に対す 守経費、資金運 るサービスの水 るサービスの水 用管理システ 準の維持に配慮 準の維持に配慮 ム経費、事務所 しつつ、コスト しつつ、コスト 借料経費、情報 意識の徹底、計 意識の徹底、計 セキュリティ 画的な調達等を 画的な調達等を 対策経費、会計 行います。 行う。 監査人関連経 総人件費(退 総人件費(退 費及び特殊要 職手当及び福利 職手当及び福利 因により増減 厚生費(法定福 厚生費(法定福 する経費は除 利費及び法定外 利費及び法定外 福利費) 並びに 福利費) 並びに < 。 人事院勧告を踏 人事院勧告を踏 まえた給与改定 まえた給与改定 部分を除く。)に 部分を除く。)に ついては、政府 ついては、政府 の方針を踏まえ の方針を踏まえ つつ、適切に対 つつ、適切に対 応する。 応します。 (注) 人件費(非 (注) 人件費(非 常勤継続雇用職 常勤継続雇用職 員を含む。)、公 員を含む。)、公 租公課、農業者 租公課、農業者 年金記録管理シ 年金記録管理シ ステム保守経 ステム保守経

	費、資金運用管	費、資金運用管					
	理システム経	理システム経					
	費、事務所借料	費、事務所借料					
	経費、情報セキ	経費、情報セキ					
	ュリティ対策経	ュリティ対策経					
	費、会計監査人	費、会計監査人					
	関連経費及び特	関連経費及び特					
	殊要因により増	殊要因により増					
	減する経費は除	減する経費は除					
	< ∘	きます。					
(2)職員の給与	(2) 給与水準の	(2) 給与水準の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b	
水準の適正化	適正化	適正化	_	令和5年度における給与規程の見直し内容や対国家公務員地域・学歴別	評定 : b	4 7 T F 6 [1	==
を図るため、国	職員の給与水	職員の給与		指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)並びに役員の報	令和5年度の給与規程の見直し内	自己評価の「b	
家公務員の給	準の適正化を図	水準の適正化	<その他の指標>	酬水準及び職員の給与水準の妥当性の検証結果について、令和6年6月末	容、対国家公務員地域・学歴別指数(地	妥当であると認	きめられ
与規定等の状	るため、国家公	を図るため、国	・国家公務員の状況	に基金ホームページで公表した。	域・学歴別法人基準年齢階層ラスパ	る。	
況を踏まえ、必	務員の給与規程	家公務員の給	を踏まえた給与規	また、令和6年8月8日に行われた令和6年人事院勧告に基づき改正さ	イレス指数)、役員報酬及び職員給与		
要に応じ給与	等の状況を踏ま	与規程等の状	程の見直しの実施。	れた国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、基金においてもこれに準じ	水準の妥当性の検証結果について、令		
規程の見直し	え、必要に応じ	況を踏まえ、必	当該見直し内容及	て給与規程の見直しを行った。	和6年6月末にホームページで公表		
を行い、見直し	給与規程の見直	要に応じ給与	びラスパイレス指	なお、令和6年度における給与規程の見直し内容等については、基金ホ			
を行った場合	しを行い、見直	規程の見直し	数の公表。	ームページにおいて令和7年6月に公表することとしている。	の状況に準じた給与規程の見直しを		
にはその内容	しを行った場合	を行い、見直し	・役員報酬及び職員		行ったことから、b評定とした。		
を公表すると	にはその内容を	を行った場合	給与水準の妥当性	(参考)対国家公務員年齢・地域・学歴別指数			
ともに、対国家	公表するととも	にはその内容	の検証の実施。当該	令和 5 年度 99.2%	(評定区分)		
公務員地域・学	に、対国家公務	を公表すると	検証結果の公表。	令和4年度 100.0%	s:取組は十分であり、かつ、目標		
歴別指数(地	員地域・学歴別	ともに、対国家			を上回る顕著な成果がある		
域・学歴別法人	指数(地域・学	公務員地域・学	<評価の視点>		a:取組は十分であり、かつ、目標		
基準年齢階層	歴別法人基準年	歷別指数 (地	・国家公務員の給与		を上回る成果がある		
ラスパイレス	齢階層ラスパイ	域・学歴別法人	改定状況を踏まえ		b:取組は十分である		
指数)を公表す	レス指数)を毎	基準年齢階層	た給与規程の見直		c:取組はやや不十分であり、改善		
る。	年度公表する。	ラスパイレス	しを行い、当該見直		を要する		
また、役員の	また、役員の	指数)を公表し	し内容及びラスパ		d:取組はやや不十分であり、抜本		
報酬水準及び		ます。	イレス指数を公表		的な改善を要する		
職員の給与水	員の給与水準に	また、役員の	しているか。				
準については、	ついては、毎年	報酬水準及び	・役員報酬及び職員				
毎年度、その妥	度、その妥当性	職員の給与水	給与水準の妥当性				
当性を検証し、	を検証し、その	準については、	の検証を行い、当該				
その検証結果	検証結果につい	その妥当性を	検証結果を公表し				
についてホー	てホームページ	検証し、その検	ているか。				
ムページにお	において公表す	証結果につい					
いて公表する。	る。	てホームペー					
		ジにおいて公					
		表します。					

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第2-4	調達の合理化									
当該項目の重要度、困難		関連する研究開発評価、政策	003218							
度		評価・行政事業レビュー								

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (並中間 日 数 年	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)	
		(前中期目標期間最終年度値等)						当該年度までの累積値等、必要な情報	
m. ttttt. Net			t I	t.i				1月	
随意契約件数	調達等合理化計画		6件	14 件					
	で掲げる目標件数								
	(8件)								
一者応札・応募件数	調達等合理化計画		16 件	10 件					
	で掲げる目標件数								
	(7件)								

	1,3,0									
	(7件)									
各事業年度の業	務に係る目標、計	画、業務実績、年	度計画に係る自己語	平価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			 実績・自己評価			主	こよる評価
7 7 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	. 上沟1山 园	十尺日酉	上なり間はは、子				ムコ郵/ボ			て み め 町 厘
					業務実績		自己評価			
4 調達の合理化	4 調達の合理化	4 調達の合理化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>			[評定と根拠>		評定	В
公正かつ透	公正かつ透明	公正かつ透明	• 随意契約件数。	競争性のない随意契約は14個	牛であり、「調達等合理化	と計画」で掲げる目 評	ⁱ 定:B		競争性の7	ない随意契約
明な調達手続	な調達手続によ	な調達手続によ	・一者応札・応募件	標件数(8件以内)を上回り未	達であった。		競争性のない随意契約	及び一者応	及び一者応れ	L·応募件数に
による適切で	る適切で、迅速	る適切で、迅速	数。	競争性のない随意契約の 14	件のうち8件は、令和6	3年 11 月の事務所 札	・応募件数は、目標件数を	上回ったと	ついては、件	数は目標を」
迅速かつ効果	かつ効果的な調	かつ効果的な調		移転に伴う設備工事(B工事)(の案件で、入居するビル	の管理会社の指定 こ	.ろである。ただし、競争性	のない随意	回ったところ	らである。しか
的な調達を実	達を実現する観	達を実現する観	<その他の指標>	業者と契約する必要があった。	当該契約は、令和6年	度限りの契約であり契	約については、事務所移	転に伴う設	しながら、事	務所移転に関
現する観点か	点から、「独立行	点から、「独立行	• 令和 6 年度調達等	り、これらを除くと競争性のなり		<i>I</i> -++	丁事案件(8件)を除け	ば6件とな	わる契約につ	ついては、移転
ら、「独立行政	政法人における	政法人における	合理化計画におい	っている。		9	、目標件数を下回っている	る。また、一	先が指定した	た業者である
法人における	調達等合理化の	調達等合理化の	て、調達手続きに			者	応札・応募件数については	は、システム	ことが必須と	されている
調達等合理化	取組の推進につ	取組の推進につ	おける競争性・透	一者応札・応募件数は 10 件で	ぶなり 「調達笙会理化学	上両」で掲げる日標 関	係の案件(3件)及び事務	所移転関係	このような!	事情のある勢
の取組の推進	いて」(平成 27	いて」(平成27年	明性の確保に努	件数 (7件以内) を上回り未達			案件(1件)を除けば6件	‡となり、目	約等を除ける	ず目標件数以
について」(平	年5月25日総	5月25日総務大	め、経費の節減を	してきている。一者応札・応募の		大田	兵件数を下回っている。		下であること	こから、取組と
成 27 年 5 月 25	務大臣決定)に	臣決定)に基づ	目指すために、重	(3件)及び事務所移転関係の		イノム関係の条件	一者応札・応募となって	しまったす	しては十分で	であり、自己記
日総務大臣決	基づき基金が策	き基金が策定す	点的に取り組む分	システム関係の案件について	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	テルな動知してい	ての案件において、「辞退	届兼改善ア	価の「b」評	
定)に基づき基	定する「調達等	る「調達等合理	野の取組状況及び	る等により既存の契約業者が有		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ケート」の改善意見等を基	基に、「一者	ると認められ	
金が策定する	合理化計画」に	化計画」に盛り	調達に関するガバ	おいまり 気付の 矢利 未有 が 行 特に 農業者 年金記録 管理システ		1 12	はれ・応募改善シート」を作	F成し、次回		-
「調達等合理	盛り込んだ取組	込んだ取組につ	ナンスの徹底。	特に展案有年金記録官建ジスプ グラミング言語を用いて、昭和		1 7	、札へ反映させる取組を行	い、改善案		
化計画」につい	について着実に	いて着実に実施		しており、プログラムの規模も		1 1/1	も出てきているところで	ある。さら		
て着実に実施	実施し、随意契	し、随意契約件	<評価の視点>			1/2	、「調達等合理化計画」に	基づき、引		
する。	約件数及び一者	数及び一者応	契約について、原	らの農業者年金制度を熟知した いう性質がある。	. 风付切矢約耒有じない	こ刈心が無しいと	続きオープンカウンター	方式等の競		
【指標】	応札・応募件数	札・応募件数に	則として一般競争		ブは Afric年11日の	東政武投航に供き	·参加者増加のための取組	を継続して		
○ 一者応札・応	について、前中	ついて、前中期	入札によるものと	事務所移転関係の案件につい	ては、〒州6年11月の		る。また、調達に関するガ			
	· ,	•		45	3	1				

募件数の割合 が前中期計画 期間の平均以下であったか。 ○ 随意契約件 数の割合が前中期計画期間 の平均以下であったか。	 の平均以下となるようによった また、一者応れらいての要には、 が。 おか。 おか。 おか。 か。 か。<		以上を総合的に勘案し、B評定とした。 (評定区分) S:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B:取組は十分である C:取組はやや不十分であり、改善を
の平均以下で	の要因の分析と 改善に向けての 対策を検討し、 次回の入札時に	応募要件の緩和や仕様書の内容等の見直しなどをまとめた「一者応札・応募改善シート」を基金において作成し、次回の入札時に反映させることとしている。令和6年度においては、令和5年度に一者応札であった案件のうち2件は複数応札へと改善されたほか、一者応札・応募の割合は令和5	上回る顕著な成果がある A: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B: 取組は十分である C:取組はやや不十分であり、改善を要する D:取組はやや不十分であり、抜本的な強善を要する

1	. 当事務及び事業に	関する基本情報									
第	52 - 5	組織体制の)整備等								
当度	該項目の重要度、困難	推 —				関連する研究開発評値 評価・行政事業レビコ					
							·				
2	. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標 度値等)	期間最終年	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報 当該年度3 情報		値等、必要な
			I	<u> </u>	I	I	I				
3	. 各事業年度の業務	に係る目標 計	画 業務実績 年	度計画に係る自己割	平価及び主務大臣に	よる評価					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	一個人也上的人工的		 の業務実績・自己評価	<u> </u>		主	 による評価
	1 793 14 121	1 /911111111111111111111111111111111111		工,241 11111111111111111111111111111111111		業務実績		自己部	区価	工功/(正	
	5 組織体制の 5	組織体制の整	 5 組織体制の整			未切入順		В	1 lmi	評定	В
		備等	備等							評定であり 価基準に基 を用いて算 「B」評定 ※2 点(b)× 2.00 点	項目全てが B 、農林水産省評 いくウェイト は出した結果、 に 1/3×3 項目= 2.5 点未満: B
		1)組織体制の	(1)組織体制の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		これた古ノ归を 如効	<評定と根拠>		評定	b
		整ア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	整アともべ高織て組実取も価を事的行業備職やっ一く一業め現りにと柱評確い業員りてシ保体務るに組、能と価なまながが、ョちとに組向む業力し制運す会がが、ョちとに組向む業力し制運す会がが、ョケースな取織けと績評た度用。休望をチを組っりのてと評価人のを	・組織体制及び運営 にないでででででででででででででできる。 ・必組織へのででででででできる。 ・必組織へのでででででででいる。 ・組織にはないででででできる。 ・組織にはないででででできる。 ・必組織にはないででででできる。 ・必組織体制である。 ・必組織体制である。 ・必組織体制である。	体となて、理事とないで、理事者事者事者事者事者事者事者を表した。 とれて、主要者の主要者の主要を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	やりがいをもって、モチベー で、の実現のというない。 で、の知道など、のは、 をして、のは、 で、のは、 で、のは、 で、のは、 で、のは、 で、のは、 で、のは、 で、のは、 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、は、 で、と、 で、、 で、	向けて取り組むための一野者年金基金役職員の行政とともに、独立行政とともに、独立信を主きるともに、評価と能力評価とない。 大きないののでをは、当基金内の部とともに、当基金内の部とともに、当をといるとともに、業務時間となるととは、大きないのののでである。 大きないる はいる はいる とと はいる とと はいる とと はいる とと はいる とと もに、 業務 受託機関に 対し、 業務 受託機関に 対し、 業務 受託機関に 対し、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	は 組織体制及び人員 を が加来を を を を を を を を を を を を を を	促を務をよい金とが研農正運けめの員のう見材用も部を者、系な取体す動な直の系に等受年令職ど祖強とに、を保員ITので基7専専ではと対必行のと系異き金年門門ったと対応要ったし職動る職度研的た	について継 行うとと運用 門的など、専門 の確保に面の 自己評価の	一及びない。 一人員を は、IT 職員と に、IT 職員との に、IT の に、IT 職員との に、IT の に、IT の に 、IT の

用を行う。	効率的かつ効	効率的かつ効	行っているか。	年金記録管理システムの停止に伴う対応等について」を発出して協力	転に当たり、業務受託機関及び受給者・	
イ業務全体	果的に運営で	果的に運営で	・専門性の高い人材	を依頼し、被保険者等に対しては、「令和5年度運用(付利)結果のお		
を効率的か	きる体制を確し	きる体制を確	の確保に努めてい	知らせ」により、また、受給権者に対しては、「令和6年度農業者年金		
つ効果的に	保する観点か	保する観点か	るか。	受給権者現況届の提出について(お願い)」により、それぞれ移転する		
運営できる	ら、旧制度と	ら、旧制度と	資格取得支援等に	旨を記載して送付したほか、基金ホームページにおいても移転スケジ	特段の支障を生ずることなく行ったこ	
体制を確保	新制度におけ	新制度におけ	より人材育成に積	ュール等を掲載するなど、適切に情報提供を行うとともに、数十の工事		
する観点か	る業務量の変	る業務量の変		等の契約締結・執行管理等を行い、農業者年金記録管理システムを含む		
ら、旧制度と	化や新たな業	化や新たな業	いるか。	事務所の移転を、業務に特段の支障を生ずることなく行った。	(評定区分)	
新制度にお	務の発生等に	務の発生等に	. 5% 0	ウ IT 系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT 系職員及び		
ける業務量	伴う組織の体	伴う組織の体		資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、IT 系職員や資金運		
の変化や新	制及び運営状	制及び運営状		用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるよう、		
たな業務の	況について継	況について継		令和6年12月に独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針を改正		
発生等に伴	続的に点検	続的に点検		し、令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位		
う組織の体	し、各部課の	し、各部課の		置付けるなど、専門的知見の向上を図るための取組を行った。	c:取組はやや不十分であり、改善を	
制及び運営	業務量の動向	業務量の動向		また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切		
状況につい	等に対応し	等に対応し		に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセンター主催の研修		
て継続的に	て、必要に応し	て、必要に応し		等に役職員延べ38名が参加したほか、外部講師による情報管理課職員	な改善を要する	
点検し、各部	じ、適切な組	じ、適切な組		専門研修を実施した。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
課の業務量	織体制や人員	織体制や人員		資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金部職員専門研		
の動向等に	配置への見直	配置への見直		修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した(令和6年度の		
対応して、必	しを行う。	しを行いま		通信講座の実績:1名)。		
要に応じ、適	ウ業務等のデ	す。		エ 資格取得支援については、平成21年に策定した資格取得支援要綱に		
切な組織体	ジタル化並び	なお、令和		基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環境の整備に努めて		
制や人員配	に資金の運用	6年12月ま		という。		
置への見直	環境の変化及	でに事務所を		また、若手職員を農林水産行政事務研修に派遣し、対外的な折衝や企		
しを行う。	び ESG 投資等	移転すること		画立案等の業務を経験させているほか、課長の約3割が女性であるな		
ウ業務等の	の検討に適切	としており、		ど、若手職員や女性職員の活躍の場を設け、働きやすい職場環境の整備		
デジタル化	に対応するた	業務受託機関		や人材育成に努めている。		
並びに資金	め、外部リソ	及び受給者・		() Chi Hamich of Cr. 20		
の運用環境	ースの活用を	被保険者への				
の変化及び	含めた専門性	適切な情報提				
ESG 投資等の	の高い人材の	供を行い、円				
検討に適切	確保に努め	滑な遂行を行				
に対応する	る。 る。	います。				
ため、外部リ	エー専門性の高	ウ 業務等のデ				
ソースの活	い業務を的確	ジタル化並び				
用を含めた	に遂行する観	に資金の運用				
専門性の高	点から資格取	環境の変化及				
い人材の確	得支援や若手	び ESG 投資等				
保に努める。	職員や女性職	の検討に適切				
エ専門性の	員の活躍の場	に対応するた				
高い業務を	を積極的に設し	め、外部リソ				
的確に遂行	けるなど職員	ースの活用を				
する観点か	の人材育成に	含めた専門性				
ら資格取得	積極的に取り	の高い人材の				
支援や若手	組む。	確保に努めま				
職員や女性	— 3 0	す。				
職員の活躍		エ専門性の高				
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		エ 専門性の同 い業務を的確 に遂行する観				

な人積り (2の 化勤性員とと職康な一ラにど材極組 働進務進の員も児両の保職ラスり員成に 方の、減女に介支心・員イのむきののに取 革率過男職事等、健進ワバ善	(2) 働進務め縮及も・立心・のバミンが、減びに介支の増ワラある。 を務め縮及も・立心・のバにない。 を務めに介支の増ワラ取る。 を務めをした。 を変過男性事等、康なクスりの。 を務めに発援健進ーンの組	「ないでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	<主な定量的指標 > でをしている。 その他の方はできる。 ・アンスのでは、シャンのでは、シャンのでは、シャンのでは、シャンのでは、シャンのでは、シャンのでは、シャンのでは、カッシのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	画周め徹と 移定的知、底金な転	要な業務実績>に時退勤の推進、超過勤務の対定を業務の執行等についてはり、特に超過勤務の対応を超過勤をできるという。では、今の対応をはないの対応を全体の超過勤務時間】 年度 令和6年度 令和6年度	、役員部課長会など については、職員一 事務室内への掲示な 令和6年度からノー 勤を励行する取組を 務時間については、	での機会を捉えて職員に 一人一人の意識改革のた や管理職への事前登録を 一残業デーである水曜日 行った。 令和6年11月の事務所	超過勤務の縮減や仕事と育児・介護等との両立支援など、職員のワークライフバランスの改善に取り組んだことから、b評定とした。	評定 b 自己評価の「b」評定妥当であると認められ
(3)情報システムの整備及び	(3)情報システムの整備及び管	ムの整備及び管	<主な定量的指標>	っ月 3 のムた得 実 く たに年見制、をさ施 主「	(R5 年度→R6 年度) レワークについては、引 。仕事と育児・介護等との 改正し、子の看護休暇に生まで拡大し、取得事由 直しを行ったほか、超員アン 子どもが生まれた職員に対 促した(令和6年度育児のに、職員の心の健康のほするなど、職員のワーク 要な業務実績> 独立行政法人農業者年金	の両立支援等のため、 ついて、子の範囲をな を学級閉鎖や行事を 動務の縮減にも資と かケートを行うな性、 対しては男性、女性に は業取得者:男性1 呆持・増進の観点か ライフバランスの改 基金における PMO 記	就業規則を令和7年まれ学校就学前から小学校 が一等にも拡大するなど るよう、フレックスタイ 、検討を進めている。また を問わず、育児休業の取る、女性1名)。 ら、ストレスチェックを きに取り組んだ。 と置要領」に基づき設置	を で で で で で で で で で に で で に に で に に に に に に に に に に に に に	評定 b 自己評価の「b」評定
管理のための 体制整備 情報システ ムの整備及び	理のための体制 整備 情報システム の整備及び管理	理のための体制 整備 情報システム の整備及び管理	<その他の指標> -	① · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	た PMO において、情報シ 令和 7 年度情報システム関 加入推進の観点から、基金 とするため、関係者の意	関係予算要求の承認 全ホームページを、タ	、 }かりやすく見やすいも	PMO において、情報システム関係予算 要求の承認、基金ホームページの検討、 専門家としての外部人材の活用の検討 などを行ったことから、b 評定とした。	日 ご評価の「b」評定 妥当であると認められ
管理を適切か つ円滑に実施	を適切かつ円滑 に実施するた	を適切かつ円滑 に実施するた	<評価の視点> ・PMO の設置等の体	_	PMO における専門家として 年4月から週に1日来所			(評定区分)	

するため、情報	め、情報システ	め、情報システ	制整備に向けた検 などを行った	。 s:取組は十分であり、かつ、目標を
システム整備	ム整備方針にの	ム整備方針にの	討を行ったか。	上回る顕著な成果がある
方針にのっと	っとり、PMO の	っとり、PMO 体制		a:取組は十分であり、かつ、目標を
り、PMO の設置	設置等の体制整	による情報シス		上回る成果がある
等の体制整備	備を行う。	テムの整備及び		b:取組は十分である
を行う。		管理を行いま		c:取組はやや不十分であり、改善を
		す。		要する
				d:取組はやや不十分であり、抜本的
				な改善を要する

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

の点検により、

検により、人員配

検により、人員配

1	. 当事務及び事業に関	員する基本情報								
第	; 3	財務内容の改善	善 に関する事項							
当	該項目の重要度、困難	推度 一				関連する政策評価・行政!	事業レビ 003218			
2	主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期 年度値等)	5年度 1間最終	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情 当該年度	情報) Eまでの累積値等、必要な情報
3	. 各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係		たことの評価					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等		法人	人の業務実績・自己	已評価		主務大臣による評価
						業務実績		自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に関する事項					В		評定B1つの中項目が「B」評定であるため。※2点(B)×1/1=2.00点1.5点以上 2.5点未満: B評定B6つの小項目全でが「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定※2点(b)×1/6×6項目=2.00点点 1.5点以上 2.5点未満:
	1 業務の が	1 業時の のしか のの との 第 2 を 第 3 を 第 5 を 第 5 を 第 5 を 第 5 を 第 5 を の の とことに います の にったい の にったい の にったい の にったい の にったい の にったい の にん の の よ の にん の にん の にん の にん の にん の に	を原第2に 一年とに 一年とに 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を	・一般管理費削減率 <その他の指標> -	等(※1)を除き 務経費(業務委託 除き、対前年度比 化に関する事項 業算による運営 ※1:効率化除 人件費、ほ 経費、ン、 の反映額、 ※2:効率化除	算は、一般管理費については を、対前年度比で5%削減の 主費)については効率化除外 とで3%削減の予算を策定し を踏まえた年度計画の予算を 化に関する事項を踏まえた。 を適切に行った。 外経費等 固定的経費(農業者年金記録 所借料経費等)、特殊要因に 一バ等の更改に係る経費等) 人勧影響額	予算を策定し、業 経費等(※2)を 、業務運営の効率 を作成した。また、 令和6年度計画の 管理システム保守 よる増減経費(パ 、消費者物価指数	業務運営の効率化に関する事項を た令和7年度計画の予算を作成し、 和6年度計画の予算による運営を適 ったことから、b評定とした。 (評定区分) s:数値の達成度合が120%以上 著な成果がある a:数値の達成度合が120%以上	・踏まえ また、令 哲切に行 で顕	B 評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

d:数値の達成度合が80%未満

	四次の日本)よ	四枚の日本)よ			I	T
人員配置等の見	置等の見直しを	置等の見直しを				
直しを行った場	行った場合、必要	行った場合、必要				
合、必要に応じ	に応じて、適切に	に応じて、適切に				
て、適切に予算	予算を見直す。	予算を見直しま				
を見直す。		す。				
2 決算情報・セ	2 決算情報・セ	2 決算情報・セグ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
グメント情報の	グメント情報の	メント情報の開	_		評定 : b	自己評価の「b」評定が妥
開示	開示	示		臣から令和6年7月3日に決算が承認されたことを受け、速	セグメント情報を令和5年度決算におい	当であると認められる。
財務内容等の	セグメント情	セグメント情	<その他の指標>	やかに基金ホームページで公表した。	て整理し、基金ホームページで公表したこ	
一層の透明性を	報を決算におい	報を決算におい	_		とから、b評定とした。	
確保する観点か	て整理し、決算	て整理し、決算が				
ら、決算情報や	が主務大臣から	主務大臣から承	<評価の視点>		(評定区分)	
業務内容等に応	承認され次第、	認され次第、速や	セグメント情報を		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
じた適切な区分	速やかに開示す	かに開示します。	整理し、速やかに		る顕著な成果がある	
に基づくセグメ	る。		開示したか。		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
ント情報の開示					る成果がある	
を徹底する。					b:取組は十分である	
					c:取組はやや不十分であり、改善を要す	
					a	
					d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
					善を要する	
3 業務達成基準	3 業務達成基準	3 業務達成基準	<主な定量的指標>	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
に基づく会計処	に基づく会計処	に基づく会計処	一	独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務(各課	1	自己評価の「b」評定が妥
理の適切な実施	理の適切な実施	理の適切な実施		室の業務) ごとに令和6年度当初の予算配分を行った上で、そ	収益化単位の業務ごとに当初配分及び再	
独立行政法人	独立行政法人	独立行政法人	 <その他の指標>	重め来物/ことには100円及当物の「乗品がを打った工と、と の単位ごとの執行状況と執行見込みを踏まえ、第4四半期の	配分を計画的に行ったことから、b評定と	日 てめると呼ぶりられてる。
会計基準(平成	会計基準(平成	会計基準(平成 12		開始前(令和6年12月末)までに再配分を行った。	した。	
12年2月16日	12 年 2 月 16 日	年2月16日独立		開始的(节仰0年12万木)よくに骨配力を行うた。		
独立行政法人会	独立行政法人会	行政法人会計基	 <評価の視点>		(評定区分)	
計基準研究会策	計基準研究会策	準研究会策定)等	・業務達成基準に基		(計207) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
定)等の業務達	定)等の業務達	の業務達成基準	づく会計処理を適		る頭著な成果がある	
成基準に基づ	成基準に基づ		切に実施したか。		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
		に基づき、収益化	別に美肔しだが。		a:取組は下分であり、かり、日標を上回 る成果がある	
き、収益化単位の業務ごとに予	き、収益化単位 の業務ごとに予	単位の業務ごと				
*****		に予算と実績を			b:取組は十分である	
算と実績を適切	算と実績を適切	適切に管理し、次			c:取組はやや不十分であり、改善を要す	
に管理し、次年	に管理し、次年	年度の予算の配			る。現場はめめてしいったり、サナ的なみ	
度の予算の配分	度の予算の配分	分に反映します。			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改 ・	
に反映する。	に反映する。	4 代山人唐华州	ノナシウ目が持ち	ノナ亜ね米敦守徳へ	善を要する	
4 貸付金債権等	4 貸付金債権等		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
の適切な管理等	の適切な管理等	の適切な管理等	_		評定:b	自己評価の「b」評定が妥
旧制度に基づ	旧制度に基づ		d a li a livier.	に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関	すべての債権について、債権分類の見直	当であると認められる。
く農地等取得資	く農地等取得資	く農地等取得資	<その他の指標>	と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。	しを行いこれに基づき適切な管理・回収を	
金貸付金債権及	金貸付金債権に	金貸付金債権に	_		実施した。	
び年金給付の過	ついては、全て	ついては、全て		った。	また、担保物件についても評価の見直し	
誤払等に係る返	の債権につい	の債権につい			を行ったことから b 評定とした。	
納金債権の管理	て、毎年度、債権	て、債権分類及	・貸付金債権等の管			
を適切に行い、	分類及び農地等	び農地等担保物	理・回収を適切に		(評定区分)	
これらの債権の	担保物件の評価	件の評価の見直	行っているか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
円滑かつ確実な	の見直しを行	しを行い、債権			る顕著な成果がある	
回収に努める。	い、債権の管理	の管理を適切に			a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
	を適切に行う。	行います。			る成果がある	

5 長切無 関係 17 に 18 を 18	適切な実施 独立行政法人 農業者年金基金 法(平成14年法 律第127号。以 下「農年基金法」 という。) 附則第	おに権履て務告債確めの人金法以」第規借当中を有借まるに権履て務告債確めの人金法以」第規借当中を有借ま	・応札倍率。 <評価の視点>		評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。 当であると認められる。 は標を上回 、目標を上回 、改善を要す
6 将制金に給検とお付換とお付換とお付いに検と応をに発し、現のででで、見いるのでで、見いるのでで、見いるのでで、見いるのでで、見いるのでで、見いるのでで、見いるのでで、見いるのでで、見いるのでは、これの	る旧制等には を に に に に 会 に 会 と 必 い り に り い り に り の い り れ り り り り り り り り り り り り り り り り り	る旧制度におけ る年金等給付費 の試算と点検	<主な定量的指標> 一 くその他の指標> 一 くその他の視点を 一 の視点を 一 の視光を 一 ののでででである。 ののででである。 を ののでででである。 を ののででである。 を ののでである。 を ののでである。 を ののでである。 で ののでである。 で ののでである。 で ののでである。 で ののでである。 で ののででで ののでで ののでで ののでで を ののでで ののでで のので	〈主要な業務実績〉 将来必要となる旧制度における年金等給付費については、 令和6年5月上旬に、厚生労働省の生命表を用いた受給権者 の生存率及び死亡率、農業者老齢年金の新規裁定者の発生率 等を勘案した試算(令和7年度~11年度の5カ年分の推計) を行い、農林水産省経営局経営政策課とともに妥当性を検証 し、「2025年度農業者年金給付費等負担金総括表」を適切に財 務省へ提出した。 (評定区分) 家:取組は十分であり、かつ、る顕著な成果がある。 a:取組は十分である。 c:取組は十分である。 c:取組はやや不十分であり、あつ、る成果がある。 d:取組は十分である。 c:取組はやや不十分であり、ある。 d:取組はやや不十分であり、 る d:取組はやや不十分であり、 る d:取組はやや不十分であり、 る d:取組はやや不十分であり、 る	、その妥当性 、取組は十 、目標を上回 、目標を上回 、改善を要す

	行う。	とともに、必要に			
		応じて見直しを			
		行います。			

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1	. 当事務及び事業に関	する基本情	青報										
角	第 4	予算()	人件費の見積もり	りを含む。)、	収支計	計画及び資金計画	Ī						
当度	台該項目の重要度、困難 要	_					関連する政レビュー	汝策評価	• 行政事業	003218			
2	2. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標		標期間最終年	5年度	6年度		7年度		8年度	9年度	(参考情 当該年度 情報	報) までの累積値等、必要な
3	3. 各事業年度の業務に	係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係	系る自己語	評価及び主務大臣に	よる評価						
	中期目標中	期計画	年度計画	主な評価指	f標等			法	5人の業務実	績・自己評価			主務大臣による評価
							業	務実績			自己評价		
	費の	の見積もり 含む。)、収支 国及び資金	を含む。)、収支								В		評定 B 1つの中項目が「B」評 定であるため。 ※2 点(B)×1/1=2.00 点 1.5 点以上 2.5 点未 満:B
	万	川紙	別紙	マキャック (本語の) (本語の	削減率。 標なつ達 き務 の達 き務 が見し 場直	<主要な業務実績> ① 令和7年度予算を除き、対前年度のででである。対前年度のででである。 一般管理費のでである。 一般管理費のできる。 一般管理費のできる。 一般管理費のできる。 一般管理費のできる。 一般管理費のできる。 「一般管理費のできる。 「一般管理費のできる。 「一般管理費のできる。」 「一般管理費のできる。 「一般管理費のできる。」 「一般管理費のできる。 「一般管理費のできる。」 「一般できる。」 「一般で	度比で5%の削 6年度 5 費等 的経費(農業者 特殊要因によ	削減となっ 度予算 226,509 皆年金記録 る増減経費	た。 (単 7年度予算 215,1 管理システム 費(パソコン、	位:千円、%) 削減率 82 △5.0 保守経費、事務 サーバ等の更改	と根拠> 評定: b 一般管理費についてに 平均5%以上の削減を に対して、効率化除外経 年度比で△5.0%の予算 業務経費については、 均3%以上の削減を行 対して、効率化除外経 対して、効率化除外経 度比で△3.0%の予算を これらのことから、1	行うという計画 費等を除き対前 を策定できた。 対前年度比で平 うという計画に 等を除き対前年 策定できた。	

(評定区分)

	 ② 令和7年度予算の業務経費(業務委託 経費等(※)を除き、対前年度比で3%の 6年度予算 業務経費のうち 効率化対象経費 ※: 効率化除外経費等 消費者物価指数の反映額、人勧影響額 	の削減となった。 (単位:千円、%) 7年度予算 削減率 1,763,164 △3.0	s:数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a:数値の達成度合が120%以上 b:数値の達成度合が100%以上 120%未満 c:数値の達成度合が80%以上100% 未満 d:数値の達成度合が80%未満	
<主な定量的指標> - <その他の指標> ・予算、収支計画、資金計画。 <評価の視点> ・予算、収支計画、資金計画に基づき、の配分を行っているか。	<主要な業務実績> 予算、収支計画、資金計画に基づき資金の	配分を行った。	<評定と根拠> 評定: b 予算、収支計画、資金計画に基づき 資金の配分を行ったことから、b評定 とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を 要する d:取組はやや不十分であり、抜本的 な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第 5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	003218
度		レビュー	

4	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	短期借入金実績	2 億円(限度額)		_	_				・運営費交付金の受け入れ遅延による
									場合の限度額は2億円
		934 億円(限度額)		_	_				・長期借入金が一時的に調達困難とな
									った場合等の限度額は 934 億円

3	. 各事業年度の業績	務に係る目標、計画	、業務実績、年度詞	平価に係る自己評価及	び主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	三評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		第5 短期借入金	第5 短期借入金	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 -
		の限度額	の限度額	・借入限度額	・短期借入金の実績がなかった。	評定:一	短期借入金の実績がないた
		1 2億円	1 運営費交付金の		・長期借入金の未達リスクを回避するため、支援業者との契		め、評価を行わない。
		(想定される理由)	受け入れ遅延に	<その他の指標>	約において未達防止策を講じている。		
		運営費交付金	よる資金不足と	_		(評定区分)	
		の受け入れ遅	なる場合におけ			B:限度額の範囲内である	
		延。	る短期借入金の	<評価の視点>		D:限度額の範囲を超えた	
		2 934 億円	限度額は、2億円	・借入限度額の範囲			
		(想定される理由)	とします。	内であったか。			
		農年基金法附	2 農年基金法附則				
		則第 17 条第 2 項	第 17 条第2項の				
		の規定に基づく	規定に基づく長				
		長期借入金の一	期借入金に関し				
		時的な調達困難。	て、一時的に調達				
			が困難になった				
			場合等の短期借				
			入金の限度額は、				
			934 億円としま				
			す。				

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
第6	要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画											
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビ	003218									
		ュー										
2 主要な経年データ												

2	2. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	.評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
′ 不要財産の処	7 不要財産の処	7 不要財産の処	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
分	分	分	_		評定: B	自己評価の「B」評定
業務の見直	業務の見直	業務の見直		付の方法及び時期については、令和7年度に国庫納付するこ	事務所移転に伴い発生する敷金等の国庫	当であると認められる。
し、社会経済情	し、社会経済情	し、社会経済情	<その他の指標>	とで主務省と調整を行った。	納付の方法及び時期について、主務省との	
勢の変化その他	勢の変化その他	勢の変化その他	_		調整を適切に行ったことから、B評定とし	
の事由により、	の事由により、	の事由により、			た。	
保有する財産	保有する財産	保有する財産	<評価の視点>			
が、将来にわた	が、将来にわた	が、将来にわ	・業務の見直し、社		(評定区分)	
り業務を確実に	り業務を確実に	たり業務を確実	会経済情勢の変化		S:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
実施する上で必	実施する上で必	に実施する上で	その他の事由によ		る顕著な成果がある	
要がなくなった	要がなくなった	必要がなくなっ	り、保有する財産		A:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
と認められる場	と認められる場	たと認められる	が、将来にわたり		る成果がある	
合には、当該財	合には、当該財	場合には、当該	業務を確実に実施		B:取組は十分である	
産を処分し国庫	産を処分し国庫	財産を処分し国	する上で必要がな		C: 取組はやや不十分であり、改善を要す	
に納付するな	に納付するな	庫に納付するな	くなったと認めら		る	
ど、適切に処理	ど、適切に処理	ど、適切に処理	れる場合には、当		D: 取組はやや不十分であり、抜本的な改	
する。	する。	します。	該財産を処分し国		善を要する	
	なお、令和6	なお、令和6	庫に納付するな			
	年度に事務所の	年度に事務所を	ど、適切に処理し			
	移転を予定して	移転することと	たか。			
	おり、移転に伴	しており、移転				
	う敷金等の不要	に伴う敷金等の				
	財産が発生する	不要財産が発生				
	ことから、当該	することから、				
	財産の国庫納付	当該財産の国庫				
	の方法及び時期	納付の方法及び				
	については適切	時期については				
	に処理する。	適切に処理しま				
		す。				

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第7-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)									
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レビ	003218							
		ユー								

2	2. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	参考 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
	年度末の常勤職員数	74 人以下	令和4年度末72人	74 人	73 人								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	2評価	主務大臣による評
				業務実績	自己評価	
	第6 その他主務 省令で定める業務				В	評定B8つの中項目がつ
	運営に関する事項	運営に関する事項				「B」評定であり、農
						省評価基準に基づく
						トを用いて算出した
						「B」評定
						※2 点(B)×1/8×8
						2.00 点 1.5 点以上 2
	1 職員の人事に	1 職員の人事に			В	満:B 評定 B
	関する計画(人員	関する計画(人員			Ь	2つの小項目が両
	及び人件費の効	及び人件費の効				「b」評定であり、農
	率化に関する目	率化に関する目				省評価基準に基づく
	標を含む。)	標を含む。)				トを用いて算出した
						「B」評定
						※2点(b)×1/2×2項目
						点
						1.5 点以上 2.5 点未満
	(1) 方針	(1) 方針	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	IT 及び資産運	IT 及び資産運	_	IT 系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT 系		IT 系職員や資金運
	用等に関する研	用等に関する研	. w - II - Helm.	職員及び資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、	専門性の高い人材の確保のため、IT系職	職員の専門的知見の
	修等により専門	修等により専門	<その他の指標>	IT 系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、	員及び資金運用系職員としての人員配置を	
	的知識を有する	的知識を有する	・専門研修の実施	専門研修を受講できるよう、令和6年12月に独立行政法人農	行うとともに、IT 系職員や資金運用系職員	人材の確保に取り組
	人材の育成を図 るとともに、基金	人材の育成を図 るとともに、基金	・業務量に応じた適 正な人員配置	業者年金基金職員研修実施方針を改正し、令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位置付けるな	が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるよう、独立行政法人農業者年	
	全体の業務量を	全体の業務量を	正な八貝配直	施計画に賃金連用米職員専門研修を具体的に位直付けるな ど、専門的知見の向上を図るための取組を行った。	金基金職員研修実施方針を改正し、令和7	替など、取組は十分で 自己評価の「b」評定
	室体の果務里を 適切に見積もり、	室体の業務単を 適切に見積もり、	<評価の視点>	と、等円的知見の同上を図るための収組を行った。 また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業		日口評価の
	業務量に応じた	業務量に応じた	・専門的知識を有す	務を適切に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセ		「スタのに置いるのかの

	適正な人員配置	適正な人員配置	る人材の育成を図	ンター主催の研修等に役職員延べ38名が参加したほか、外部	の向上を図るための取組などを行ったほ		
	を行う。	を行います。	る。	講師による情報管理課職員専門研修を実施した。	か、組織体制及び人員配置について、基金の		
			・基金全体の業務量	資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金部職	課題である加入促進の体制強化を図るた		
			を適切に見積も	員専門研修として、通信講座による資金運用の研修等を実施	め、担当部署を増員するとともに、業務部各		
			り、業務量に応じ	した(令和6年度の通信講座の実績:1名)。	課の業務量の動向に対応した人員の振り替		
			た適正な人員配置	組織体制及び運営状況について継続的に点検するため、職	えを行うなど、必要な人員配置等となるよ		
			を行っているか。	員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務	う見直しを行ったことから、b評定とした。		
				量の動向や業務の実施状況等の把握に努めたうえで、令和5			
				年度に退職した職員の補充のため、令和6年4月に職員を2	(評定区分)		
				名採用したほか、当基金の課題である加入促進の体制強化の	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
				ため、定員が限られている中、基金内の調整を行い、令和6年	る顕著な成果がある		
				4月に担当部署を1名増員するとともに、業務部各課の業務	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
				量の動向に対応し、令和7年4月に情報管理課から給付課に	る成果がある		
				1名振り替えることとするなど、必要に応じた組織体制や人	b:取組は十分である		
				員配置となるよう見直しを行った。	c:取組はやや不十分であり、改善を要す		
					る		
					d:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
					善を要する		,
	(2) 人員に関す			<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
	る指標	指標	・常勤職員数。	令和6年度末時点の常勤職員数は73人であり、引き続き74	I *** -		「b」評定が妥
	期末の常勤職			人を上回らないようにする。	令和6年度末の常勤職員数は73人である	当であると認る	められる。
	員数について期		<その他の指標>		ことから、b評定とした。		
	首を上回らない	/ 0	_		(7.4-0)		
	ようにする。	(参考)	, transport of the second		(評定区分)		
	(参考1)	人件費見込み			s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	期首の常勤職員	782 百万円	・常勤職員数が74人		る顕著な成果がある		
	数 74人		を上回っていない		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	(参考2)		カ。		る成果がある		
	中期目標期間 中の人件費総額				b:取組は十分である		
	中の人件質総領 見込み				c:取組はやや不十分であり、改善を要する		
	見込み 3,328 百万円						
	ა, 340 日刀円				は:取組はやや不干分であり、扱本的な収 善を要する		
					一一一一一一一一一一一一一一一一一		

1	1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第	7 - 2	積立金の処分に関す	立金の処分に関する事項										
当	該項目の重要度、困難度	度、困難度 - り 003218											
2	. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度		7年度	8年度	9年度	(参考情報)			
			(前中期目標期間最終							当該年度までの累積値等、必要な情報			
			年度値等)										

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価	主務大	臣による評価
				業務実績	自己評価		
	2 積立金の処分		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	に関する事項	に関する事項	_	令和6年11月の事務所移転に伴い返還された敷金について		自己評価	の「B」評定が 3
	前中期目標期	前中期目標期		は、(4)旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目	事務所移転に伴い返還された敷金につい	当であると	認められる。
	間繰越積立金の	間繰越積立金の	<その他の指標>	標期間から繰り越した貸付金等債権の償却に係る費用に充当	ては、適切に充当したことからB評定とし		
	うち、前中期目標	うち、前中期目標	・預貯金の経費への	した。	た。		
	期間から繰り越	期間から繰り越	充当。				
	した現預金、前中	した貸付金等債			(評定区分)		
	期目標期間から	権が当期に償還	<評価の視点>		S:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	繰り越した貸付	されたことによ	積立金の処分が適		る顕著な成果がある		
	金等債権が当期	る現預金及び前	切であるか。		A:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	に償還されたこ	中期目標期間以			る成果がある		
	とによる現預金	前に自己収入財			B:取組は十分である		
	及び前中期目標	源で取得し、本中			C:取組はやや不十分であり、改善を要す		
	期間以前に自己	期目標期間へ繰			る		
	収入財源で取得	り越した無形固			D: 取組はやや不十分であり、抜本的な改		
	し、本中期目標期	定資産の資産評			善を要する		
	間へ繰り越した	価額を必要に応					
	無形固定資産の	じ次の経費に充					
	資産評価額を次	当します。					
	の経費に充当す	(1)旧年金給付費					
	る。	(2)旧年金給付の					
	(1) 旧年金給付	ための借入金に					
	費	係る経費 (利子及					
	(2) 旧年金給付	び事務費を含					
	のための借入金	む。)					
	に係る経費(利子	(3)旧年金給付の					
	及び事務費を含	ための農業者年					
	む。)	金記録管理シス					
	(3) 旧年金給付	テムの開発に係					

のための農業者	る経費		
年金記録管理シ	(4)旧年金勘定と		
ステムの開発に	農地売買貸借等		
係る経費	勘定における前		
(4)旧年金勘定	中期目標期間か		
と農地売買貸借	ら繰り越した貸		
等勘定における	付金等債権の償		
前中期目標期間	却に係る費用		
から繰り越した	(5)前中期目標期		
貸付金等債権の	間以前に自己収		
償却に係る費用	入財源で取得し、		
(5)前中期目標	本中期目標期間		
期間以前に自己	へ繰り越した無		
収入財源で取得	形固定資産の償		
し、本中期目標し	却等に要する費		
期間へ繰り越し	用		
た無形固定資産			
の償却等に要す			
る費用			

1.	1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第	7 – 3	内部統制の充実・強	部統制の充実・強化										
当該項目の重要度、困難度 - 関連する政策評価・行政事業レビ 003218													
2.	主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度		7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等		法人の業務	実績・自己評価		主務大臣による評価
				業	務実績		自己評価	
内部統制の充	3 内部統制の充	3 内部統制の充	<主な定量的指標>				В	評定 B
実・強化	実・強化	実・強化	_					3つの小項目がすべ
内部統制は、	業務方法書に	業務方法書に						「b」評定であり、農林水
理事長による適	定める内部統制	定める内部統制	<その他の指標>					省評価基準に基づくウェ
切なマネジメン	に関する基本的	に関する基本的	_					トを用いて算出した結果
トの下、基金が	事項を適切かつ	事項を適切かつ						「B」評定
効果的かつ効率	確実に実施する	確実に実施する	<評価の視点>					※2点(b)×1/3×3項目=2.6
的に業務を運営	とともに、内部統	とともに、内部統	・内部統制に関する					点
していくための	制システムの有	制システムの有	基本的事項を適切					1.5 点以上 2.5 点未満:B
重要なツールで	効性について、不	効性について、不	かつ確実に実施					
あり、適切なモ	断に点検・見直し	断に点検・見直し	し、内部統制シス					
ニタリングを通	を行い、その徹底	を行い、その徹底	テムの充実・強化					
じ継続的に改善	又は有効性の向	又は有効性の向	に取り組んだか。					
しつつ、PDCAサ	上を図る措置を	上を図る措置を						
イクルが有効に	講じるなど、内部	講じるなど、内部						
働くマネジメン	統制システムの	統制システムの						
トが行われるこ	充実・強化に取り	充実・強化に取り						
とが重要であ	組む。	組みます。						
る。								
このため、業								
務方法書に定め								
る内部統制に関								
する基本的事項								
を適切かつ確実								
に実施するとと								
もに、内部統制								
システムの有効								
性について、不								
断に点検・見直								

しを行い、その他には、その性には、その性には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般	(1議制 統に理内る握示の部の行充組)にの理制基会部取しモ施制検内強とを支援を支援をに制状必タにシ見部化理部化部分営い関をなン、テし制取ですが、対対ですが、対対では、対対が、対対では、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対	(1にの 員を使令倫仕よスへ図 はを開画捗の施開規内る握示にるリシ見部化すりようでは、	統制の取組の指示。 <評価の視点> ・理事長は、「役職員の行指のでででででででである。」では、「のでででででででででできます。」では、「ののでででででできます。」では、「ののででででできます。 ・理事をできますが、「ののででできます。」では、「ののでででできます。 ・理事をできます。 ・理事をできますが、これには、「ののででできます。」では、「ののででできます。」では、「ののででできます。」では、「ののででできます。」では、「ののでできます。」では、「ののできます。」は、「ののできます。」は、これ、「ののできます。」は、「ののできます。」は、「ののできます。」は、これ	<主要な業務実績>	令和5年4月に理事長が定めた「独立行	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
			1			
	アンスの推進	ンスの推進	_	コンプライアンス委員会を令和6年9月30日に開催し、令		自己評価の「b」評定が妥
	アンスの推進 役職員の法令	役職員の法令	_	コンプライアンス委員会を令和6年9月30日に開催し、令和6年度コンプライアンス推進計画の取組状況について審議	評定: b コンプライアンス委員会を開催し、コン	
	アンスの推進		— <その他の指標>			
	アンスの推進 役職員の法令	役職員の法令		和6年度コンプライアンス推進計画の取組状況について審議した。	コンプライアンス委員会を開催し、コン	

有	育識者を含むコ	有識者を含むコ	ンプライアンス研	令和7年度コンプライアンス推進計画のほか、上半期開催の	公表したほか、コンプライアンス研修を実	
	ノプライアンス	ンプライアンス	修の実施、コンプ	コンプライアンス委員会の審議内容は、下半期開催のコンプ	施したことから、b評定とした。	
委	委員会を開催し、	委員会を上半期	ライアンス推進の	ライアンス委員会の審議内容に包含されている実態があるこ		
違	韋反行為の原因	と下半期に開催	取組の公表。	とや、他法人におけるコンプライアンス委員会の開催回数な	(評定区分)	
	究明及び再発防	し、違反行為の原		どを踏まえ、基金におけるコンプライアンス委員会は年1回		
	上等に関する審	因究明及び再発	<評価の視点>	3月頃に開催することとするとともに、コンプライアンス委		
議	義を行うととも	防止等に関する		員会における審議を緊急に行う必要が生じた場合など、必要	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
	こ、研修の実施等	審議を行うとと	委員会を開催し、		る成果がある	
	こよりコンプラ	もに、研修の実施	審議を行っている		b:取組は十分である	
	イアンスを推進	等によりコンプ	=	コンプライアンス推進計画、取組状況等については、基金ホ	c:取組はやや不十分であり、改善を要す	
	する。また、コン	ライアンスを推		ームページに掲載・公表した。	る	
	プライアンスに	進します。	研修を実施してい			
	関する措置を講	また、コンプラ	=	画に基づき、以下のとおり実施した。	善を要する	
	ごた場合は、ホー	イアンスに関す		① ハラスメント研修(令和7年2月~3月 eラーニング)		
	ムページで公表	る措置を講じた		② 法人文書管理研修(令和7年2月~3月 e ラーニング)		
	する。	場合は、ホームペ	か。	③ 情報セキュリティ研修(令和6年9月~10月 eラーニ		
		ージで公表しま		ング)		
		す。		④ 個人情報保護管理研修(令和6年11月~12月 eラーニ		
				ング)		
				⑤ 倫理研修(令和7年3月 e ラーニング)		
				なお、コンプライアンス事案の発生はなかった。		
(2	3) リスク管理	(3) リスク管理の	 <主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	の徹底	徹底	→ 土な足里的相保/	○ 工安は未伤天順ン○ 令和6年度におけるリスク管理行動計画に基づき、より適		リスク管理委員会を開催
	プルル	11以此		TMU午及にわけるソハノ自任11期时四に至って、より過	1 叶足, 0	ソヘノ目性安貝云で開催
	リスク祭冊系	リスク答理系		切かリスク管理が行われるよう 会和6年9月13日に開催し	其会沿職員及び外部専門宏をメンバーと	1 リスク答理のエータリン
	リスク管理委員会における調	リスク管理委員会における調	< その他の指揮 >	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した。 基金役職員及び外部専門家をメンバーとする会和6年度		
員	員会における調	員会における調		た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度	するリスク管理委員会において、リスク管	グ等に取り組むとともに、事
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	員会における調 査・審議を経て、	員会における調 査・審議を経て、	・リスク管理委員会	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、	するリスク管理委員会において、リスク管 理のモニタリング等を行ったことに加え、	グ等に取り組むとともに、事 例集の作成なども行ってお
	量会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害	員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害		た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、 業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リ	グ等に取り組むとともに、事 例集の作成なども行ってお り、自己評価の「b」評定が
員 査 業	量会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ	員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ	・リスク管理委員会の開催。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リス	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、 業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リ スク管理の向上に、新たに取り組んだこと	グ等に取り組むとともに、事 例集の作成なども行ってお り、自己評価の「b」評定が
員 査 業 と ス	量会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、	員会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ スクとして識別、	リスク管理委員会の開催。<評価の視点>	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リス ク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」とい	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、 業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだこと から、b評定とした。	グ等に取り組むとともに、事 例集の作成なども行ってお り、自己評価の「b」評定が
員 査 業 と ス 分	量会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、	員会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ スクとして識別、 分析及び評価し、	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理委員会	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リス ク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」とい う。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほ	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、 業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リ スク管理の向上に、新たに取り組んだこと から、b評定とした。	グ等に取り組むとともに、事 例集の作成なども行ってお り、自己評価の「b」評定が
貴査業とス分当	量会における調査・審議を経て、 となる実施の障害となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、 対該リスクに対	員会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ スクとして識別、 分析及び評価し、 当該リスクに対	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理委員会を開催し、リスク	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リス ク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」とい う。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほ か、	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、 業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだこと から、b評定とした。 (評定区分)	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当し	量会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、	員会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ スクとして識別、 分析及び評価し、	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理委員会を開催し、リスク	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リス ク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」とい う。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほ	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、 業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リ スク管理の向上に、新たに取り組んだこと から、b評定とした。	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しす	会における調査・審議を経済を経済を を主義をの障害を を表表をしてでいる。 となるとしてご評価して、 分析及び評価して、対応 となる。 となるとしていいではない。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる	員会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、 当該リスクに対応 して対応	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリ	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リス ク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」とい う。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほ か、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク	量会における調整・審議をのといるでは、 を主義をのとのでは、 を変えるとのででは、 を変えるとのででは、 を変えるとのででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	員会における調査・審議を経て、 業務ので、 業務ので、 業務のでで、 をのでで、 をのでで、 をのでで、 をのでで、 をのでで、 とのでいるが、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 ので、 のでで、 ので、 の	リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェック	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リス	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及	量会におけるでは、 を・審議をのとびスリーのでは、 を変えとびスリーのでは、 があるとが、 がまるとが、 があるとが、 があるとが、 があるとが、 があるとが、 があるとが、 があるとが、 があるとが、 がまるが、 はなが、	員会を議を経て を経験をの を を を を を を を を の を の と の り が が が り の り が り の り り り り り り り り り	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理委員会を開催し、計画を開発し、計画とりるというでは、で理行動計画とりるというでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リス	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ	重な となる から という できまれる という という という という はん	員会・審議を経済を経済を経済を経済を経済をとれて、害 要 しび ス 切 適 た 理 リ で で の の 動 で で の の 動 管 で の で の で の の の の の 動 管 の の の の の の の の の の の の の	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管をできます。・リスク管理をできます。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策	を を を を を を を を を を を を を を	員査・務なク析該でる管びこれを経験をの因識価に対り適た理リュアはの動行スアルのでスリッカーのでのの動のでは、対してのののでは、対してののののでは、対してののののでは、対し、対応ス画理を	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管をできます。・リスク管理をできます。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策ク	を を を を を を を を を を を を を を	員査業とス分当しすク及マ策に議施要しびス切め行スア当のとびス切め行スア当にがス切め行スア当にがスリッカール該に対り計管等リスト	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管をできます。・リスク管理をできます。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要す	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策クル	を を を を を を を を を を を を を を	員査業とス分当しすク及マ策ク会・務なク析該てる管びニ定管に議施要しびス切め行スア当にでいるの動をでいるででのの動のル該に対り計管等リュリカにの動を別して対り計管等リュアがある。	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管をできます。・リスク管理をできます。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うと	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策クルク	を を を を を を を を を を を を を を	員査業とス分当しすク及マ策クルは経障を別しびス切め行スア当マと理リュし理においるででの関値に対り前を理リュし理にはがりまでである。と及り適た理リュし理には対り計管等リュリの動のは、対応ス画理をスアスの	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管をできます。・リスク管理をできます。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策クルクモ	を となら当しすり及マ策りレク を を を を を を を を を を を を を	員査業とス分当しすク及マ策クルクと審実ると及り適た理リュし理に理お経障を別しびス切め行スア当マよのに対り計管等リュリスはの、状ではの動クル該ニの、状調、害リ、、対応ス画理をスアスを	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管をできます。・リスク管理をできます。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策クルクモる	を となら当しけりをマ策りレクを を を を を を を を を を を を を を	員査業とス分当しすク及マ策クルクモは継施要しびス切め行スア当マよのリ協た理リュし理に理タに議施要しびス切め行スア当マよのリス切め行スア当てよのリーでであり、大次の動クル該ニり、状ン調、害リ、、対応ス画理をスアスをする	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管ををできる。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策クルクモる	を となら当しすり及びまりしたとう を を を を を を を を を を を を を	員査業とス分当しすク及マ策クルクモる会・務なク析該てる管び二定管等管ニなおを譲施要しびス切め行スア当マよのリリた経障を別しに対り計管等リュリ況グクの因識価に対り計管等リュリ況グク調、害リ、、対応ス画理をスアスをす管調、害リ、、対応ス画理をスアスをす管	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管ををできる。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項 目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。 また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、 ③ リスクの高い具体的な事案について、対応策を含め、職員	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。
員査業とス分当しすク及マ策クルクモる	を となら当しすり及びまりしたとう を を を を を を を を を を を を を	員査業とス分当しすク及マ策クルクモる会・務なク析該てる管び二定管等管ニなおを譲施要しびス切め行スア当マよのリリた経障を別しに対り計管等リュリ況グクの因識価に対り計管等リュリ況グク調、害リ、、対応ス画理をスアスをす管調、害リ、、対応ス画理をスアスをす管	・リスク管理委員会の開催。<評価の視点>・リスク管理を見た。・リスク管理を見た。・リスクを開発を関連を関連を対した。・リスク管ををできる。	た、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート・兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、 ③ リスクの高い具体的な事案について、対応策を含め、職員向けに分かりやすく整理した「リスク事案の例及び対応策」	するリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	グ等に取り組むとともに、事例集の作成なども行っており、自己評価の「b」評定が 妥当であると認められる。

1	. 当事務及び事業に関	員する基本情報											
第	7 - 4	情報セキュリテ	イ対策及び個人情報	保護の強化・徹底									
当	該項目の重要度、困難	#度 —				関連する政策評価・	行政事業レビ	003218					
						ュー	11.54.1.514	000210					
						<u> </u>							
2	. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度		8年度	9	年度	(参考情	青報)	
			(前中期目標期	明間最終						<u> </u>	当該年月	度までの累積値	等、必要な情報
			年度値等)										
			1 2 1 1 7										
3	. 各事業年度の業務に	て係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務	大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務第	実績・自己	.評価			主務大臣	による評価
						業務実績				 自己評価			
	2 情報セキュリ	4 情報セキュリ	 4 情報セキュリ			木切入順				В		 評定	В
	ティ対策及び個	ティ対策及び個	ティ対策及び個							Б			<u>」 B</u> 項目がすべて
	人情報保護の強	人情報保護の強	人情報保護の強										あり、農林水産
		化・徹底	化・徹底										基づくウェイ
													国出した結果、
												「B」評定	
												※2点(b)×1/3	3×3項目=2.00
												点	
												1.5 点以上 2.5	5 点未満 : B
	個人情報を狙		(1)情報セキュリ	<主な定量的指標>					<評定と根拠>	>		評定	b
	ったサイバー攻	リティ対策の推	ティ対策の推進	_		ュリティ対策等に迅速か	¹ つ適正に対応	できる組					- リティポリシ
	撃が高度化・巧	進			織体制の整備					ュリティ対策等に迅速が			、情報セキュリ
	妙化する中、基	政府機関等の		<その他の指標>	1					る組織体制の整備、②情			医施状況の点検
	金は加入者等に	サイバーセキュ	サイバーセキュ							リシーの見直し、③サイ			、また、サイバ
	係る多くの個人	リティ対策のた	リティ対策のた							組織的対応能力の強化へ はたいはこれが終める			
	情報を保有し、	めの統一基準群	めの統一基準群なるない。							眼セキュリティ対策等の V 熱効聯 号 みび担 V 犯号			
	また、マイナンバー制度による	を含む政府機関 における一連の	を含む政府機関 における一連の			にわける情報ングテムの という。)の訓練として、				当幹部職員及び担当役員			
	情報連携が導入	対策を踏まえ、適	対策を踏まえ、適		_					D徹底及び PDCA サイクル 犬況、⑤職員を対象とし			、取組は十分での「よ」証字が
	され、今後その		宜、「独立行政法							∧仇、⑤臧貝を刈家とし ィ対策等に関する訓練等			= ::
	対象が拡大され	人農業者年金基	人農業者年金基			月に実施し、情報セキュ				1 刈水寺に関する訓練寺・規程等の遵守の徹底等		女ヨ(めると)	呼吸のなる。
	ることから、個		金情報セキュリ		1	力に大心し、旧秋に1~	277777777	V) [A] [L] C		こついて、適切な対応が			
	人情報の漏えい		ティポリシー」の						れている。		1142		
	防止に必要な措	し等を行う。	見直し等を行い		1	ュリティポリシーの見直	:L			ムの運用継続計画の訓練	東とし		
	置など情報セキ	情報セキュリ	ます。	検を行っている				の統一基		発生時等における初動対			
	ュリティ対策及		情報セキュリ	***						緊急連絡網の伝達訓練、			
	び個人情報保護	催し、情報セキュ	ティ委員会を上							を利用した掲示板の投稿			
	(以下「情報セ	リティ対策の実			-	金情報セキュリティポリ				をしたことから、b 評定			
	キュリティ対策		開催し、情報セキ						た。	- ,,	-		

kk. 1 , > \ 2.	のよいよんことは	11 11 14 ~	ナムル・ナン	1	I	
等」という。)を	の点検を行い、情	ュリティ対策の	を強化したか。		(37 to 17)	
強化・徹底する。	報セキュリティ	実施状況につい		③ サイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状	(評定区分)	
なお、外部の	対策を総合的に	ての点検を行い、		况	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
状況変化、他機	推進し、PDCA サ	情報セキュリテ		基金 CSIRT に対し、情報セキュリティインシデント対応		
関等における事	イクルによる情	ィ対策を総合的		訓練を令和6年12月9日に実施し、サイバー攻撃等のイン	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
故の発生事例及	報セキュリティ	に推進し、PDCA		シデントに対する組織的対応能力の強化を図った。	る成果がある	
び情報技術の進	対策の改善を図	サイクルによる		また、サイバー攻撃の糸口となる標的型攻撃メールに対	b:取組は十分である	
展等に応じて継	る。	情報セキュリテ		策として、全役職員等を対象に標的型攻撃メール訓練を令	c:取組はやや不十分であり、改善を要す	
続的に見直す。	また、サイバー	ィ対策の改善を		和6年7月と12月に実施した。	る	
【指標】	攻撃に対する組	図ります。			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
○ 情報セキュリ	織的対応能力を	また、基金内の		④ 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員	善を要する	
ティ対策等に迅	強化するため、基	CSIRT について		及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルに		
速かつ適正に対	金内の CSIRT の	も、運用の点検を		よる改善の取組状況		
応できる組織体	組織対応能力を	行い、サイバー攻		情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員		
制の整備状況	強化する。	撃等のインシデ		及び担当役員への定期的な報告、情報セキュリティ関係規		
○ 情報セキュリ	,_ , - 0	ントに対する組		程等の見直し、IT-BCP の見直し等を行うため、情報セキュ		
ティポリシーの		織的対応能力を		リティ委員会及び個人情報保護管理委員会を合同で3回開		
見直し及びサイ		強化します。		催(令和6年9月30日、同年11月26日、令和7年3月27		
バー攻撃に対す		32,12 0 50 7 0		目) した。		
る組織的対応能				また、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画		
力の強化への取り				については、PDCA サイクルによる改善を行うことで、情報		
組状況				セキュリティ対策等の強化、徹底を図っている。		
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				これエフティ内外寺の風山、脈風を囚っている。		
ティ対策等の実				⑤ 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練		
フィガポ等の英				等の実施状況		
当幹部職員及び						
				・令和6年4月5日に、新任職員等を対象として、情報セキ		
担当役員への定し				ュリティの確保及び個人情報の取扱いについて研修を行っ		
期的な報告の徹				た。		
底及び PDCA サ				・令和6年9月~10月に、全役職員等を対象として、一般		
イクルによる改				的なセキュリティリテラシー向上に向けた研修を行った。		
善の取組状況				・令和6年11月から12月に特定個人情報を含む個人情報		
○職員を対象と				の適切な取扱いについて研修を行った。		
した情報セキュ				・令和6年7月と12月に、全役職員等を対象とした標的型		
リティ対策等に				攻撃メール訓練を行った。		
関する訓練等の				・令和6年12月9日に、CSIRT 関係役職員等を対象とした		
実施状況及び法				情報セキュリティインシデント対応演習を実施した。		
令・規定等の遵						
守の徹底等のた				⑥ 法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況		
めの取組状況				・全役職員等の情報セキュリティ対策等の実施状況につい		
				て、基金の情報セキュリティ関係規程等の遵守状況を確認		
				するため、令和6年12月5日から19日に、情報セキュリ		
				ティ対策の自己点検を実施し、点検結果の評価及び分析を、		
				役職員等のパソコン画面に表示(令和7年2月25日から28		
				日までの全4回)することにより情報セキュリティ等の意		
				識向上を図った。		
	(2) 個人情報保	(2)個人情報保護	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	護対策の推進	対策の推進	_	① 第1回個人情報保護管理委員会を令和6年9月30日に	評定 : b	自己評価の「b」評定が妥
	個人情報保護	個人情報保護		開催し、独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規	個人情報保護管理委員会において、不適	
	管理委員会を開	管理委員会を上	<その他の指標>	程の細則の改正及び独立行政法人農業者年金基金におけ	切なアクセスの監視状況及び個人番号利用	_
	催し、個人情報保	半期と下半期に	_	る特定個人情報等の安全管理に関する基本方針の改正に	事務等の実施手順の遵守状況についての点	

護対策の総合的	開催し、個人情報			ついて審議し、令和6年10月29日付けで改正した。	検を行い、個人情報監査 (外部監査) 結果を		
な検討、不適切な	保護対策の総合	<評価の視点>			踏まえ、PDCA サイクルによる個人情報保護		
アクセスの監視	的な検討、不適切	•個人情報保護管理	(2)	第2回個人情報保護管理委員会を令和6年11月26日			
状況及び個人番	なアクセスの監	委員会を開催し、		に開催し、事務所移転に伴う個人情報等文書の保管場所変			
号利用事務等の	視状況及び個人	個人情報保護対策		更にかかる独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管			
実施手順の遵守	番号利用事務等	の実施状況等につ	1	理規程の細則の改正及び特定個人情報保護評価書の変更			
状況についての	の実施手順の遵	いての点検を行っ		について審議するとともに、不適切なアクセスの監視状況	これらのことから、b評定とした。		
点検を行い、PDCA	守状況について	ているか。		及び個人番号利用事務等の実施状況についての確認等を			
サイクルによる	の点検を行い、		1	行った。	(評定区分)		
個人情報保護対	PDCA サイクルに			11 2/0	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
策の改善を図る。	よる個人情報保		(3)	個人情報保護監査(外部監査)を令和7年1月に実施し、	る顕著な成果がある		
また、行政手続	護対策の改善を		1 ~	監査結果を踏まえ、PDCA サイクルによる個人情報保護対	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
における特定の	図ります。			策の改善に向けた取組を行った。	る成果がある		
個人を識別する	また、行政手続			水の以音に同じた状態を行うた。	b:取組は十分である		
ための番号の利	における特定の			特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策につい			
用等に関する法	個人を識別する			ては、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は	こ、政権はイイケーカであり、以書を安り		
律(平成 25 年法	ための番号の利		1	令和7年3月に実施し、点検結果を令和7年3月27日の	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
律 (千成 25 千伝 律第 27 号) に基	用等に関する法		1	個人情報保護管理委員会において報告した。	善を要する		
でき、特定個人情	(平成 25 年法 l		1	四八川松小阪日生女只云にわいて採口した。	日で女 が 分		
報保護評価書に	年 (平成 25 平伝 律第 27 号) に基		(5)	上記の対応について、CIO 補佐官からのアドバイスや第			
和休護計価者に 記載したリスク	作弟 21 方) に基 づき、特定個人情			三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシ			
対策等を適切に	報保護評価書に			ップの下、個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保			
実施するととも	記載したリスク			有個人情報に関連する業務を適切に遂行した。			
に、必要に応じた	対策等を適切に			有個八用報に関連する未務を適切に終行した。			
見直しを行う。	実施するととも						
そのほか、最高	え						
情報セキュリテ	見直しを行いま						
イアドバイザー	たして行いよしま。						
からのアドバイ	そのほか、最高						
スや第三者によ	情報セキュリテ						
る外部監査を取り	イアドバイザー						
り入れつつ、理事	からのアドバイ						
長のリーダーシ	スや第三者によ						
ップの下、基金が	る外部監査を取り						
多くの個人情報	り入れつつ、理事						
を取り扱う機関	長のリーダーシ		1				
であるとの認識	************************************		1				
を全役職員にお	修等を通じて認り						
いて共有し、基金	識を共有し、保有		1				
一体となって、保	個人情報に関連		1				
有個人情報に関	個人情報に関連 する業務を適切		1				
連する業務を適し	9 る果然を適切しに遂行します。		1				
理 9 る 未 榜 2 週 切に遂行する。	に燃打しまり。						
	(2) 瓜攸竺の宝坛	/ ナカウ具的化価へ		ナ亜ね <u></u> 北西な	/ 河中 1. 担加 /		L L
(3)研修等の実	(3)研修等の実施	<主な定量的指標>		主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b co
施施の際見な対象	加 啦 吕 ナ 	_		全役職員等を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研集が刑権を対象に、情報セキュリテ			iの「b」評定が妥
役職員を対象	役職員を対象	/ スの仙の牡蕪へ		標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリテ	全役職員等を対象に、情報セキュリティ	ヨじめると	認められる。
に、情報セキュリ	に、情報セキュリ	<その他の指標>	1	対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守	対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対ける事情を表現し、特別など、リティヤ		
ティ対策等に関	ティ対策等に関	_		散底した。	対する訓練を実施し、情報セキュリティ対		
する研修、標的型	する研修、標的型	/ 事/用の知 とこ	1	特に、新たな試みとして、IT-BCPの教育訓練において、大			
攻撃メールに対	攻撃メールに対	<評価の視点>	規模	莫災害等の発生時における初動対応等として、緊急連絡網	規疋等の遵守を徹低したことから、b評定		

する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する研験等に対策等に関する後職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。 「機能を再のできるとします。また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。」 「ないに同様の研修を行います。」 「情報セキュリティ対策等に関する研験では、対策等に関する研験を実施した。」 「情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、点検結果の評価及び分析を役職員等のパソコン画面に表示(令和7年2月25日から28日までの全4回)することにより情報セキュリティの意識向上を図った。さらに、令和5年度の自己点検結果を踏まえて、役職員等が適切な対応を行うよう。令和6年4月から9月に毎月の役員部課長会における別知、課グループ情報セキュリティをある。 「お知は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある」 「お取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある」 「取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある」 「取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある」 「取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある」 「取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある」 「取組は十分であり、な善を要する者」 「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、	
--	--

1	. 当事務及び事業に関	引する基本情報										
第	7 – 5	情報公開の推進	生・適切な文書管理									
当		<u> </u>				関連する政策		003218				
						ュー						
0	- 主要も欠欠で カ											
2.	. 主要な経年データ	. See It was trave	ts. Ia	- 1				- 1 4 -			/ /> In	Lt. In
	評価対象となる指標	達成目標	参考	5年度	6年度		7年度	8年度		9年度	(参考	
			(前中期目標期	明間最終							当該年	度までの累積値等、必要な情報
			年度値等)									
					I	l	l					
3	タ 車 業 圧 度 の 業 務 に	で		系る自己評価及び主務大	・							
<u>J</u>				1	「正による山間		14 1 0 14 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	## A ¬	⇒π: /π*			<u> </u>
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務	美額・日口	,評価 T			主務大臣による評価
						業務	実績			自己評価		
										В		評定 B
	進・適切な文書	進・適切な文書管	進・適切な文書管									2つの小項目が両方とも
	管理	理	理									「b」評定であり、農林水産
												省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、
												「B」評定
												※2点(b)×1/2×2項目=2.00
												点
												1.5 点以上 2.5 点未満:B
	(1)情報公開	(1)情報公開	(1)情報公開	<主な定量的指標>	<主要な業務実	績>			<評定と根拠	心>		評定 b
	公正な法人運	公正な法人運	公正な法人運	_		び退職手当並び	バに職員の給与の水準	售(令和5	評定: b			自己評価の「b」評定が妥
	営を実施し、法	営を実施し、法人	営を実施し、法人		年度)					洲及び退職手当並びに職		
	人に対する国民	に対する国民の		<その他の指標>	• 資産保有状況					こついて、基金ホームペ	ページで	
	の信頼を確保す	信頼を確保する	信頼を確保する				年度~令和9年度) に	4.徐る事業			の事物	
	る観点から、独 立行政法人等の	観点から、独立行 政法人等の保有	観点から、独立行 政法人等の保有				、情報公開を行った			16年度において、基金で なかったが、45 業務受託		
	立11政伝八寺の 保有する情報の	する情報の公開	する情報の公開		する医型からない	・ / (こ/句戦)し	八 旧秋ム州で行りた。	•0		はかろたが、45 乗務文託 処理遅延が発生した。当		
	公開に関する法	に関する法律(平	に関する法律(平		令和6年度に	おいて、基金で	の事務処理誤りはなっ	かったが、		で生妊娠が光生した。 対しては、該当者等への		
	律 (平成 13 年法	成 13 年法律第	成 13 年法律第							十画 (再発防止策) の提出		
	律第 140 号) 等	140 号) 等に基づ	140 号) 等に基づ				食者等への対応及び業			b評定とした。		
	に基づき、適切	き、役員の報酬等	き、役員の報酬等		画 (再発防止策))の提出を求め	うた。					
	に情報公開を行	及び職員の給与					こおいて重要性の高い					
	う 。	水準、事業計画、	水準、事業計画、	・独立行政法人等の			た場合には公表を行う	等、基金		は十分であり、かつ、目標	票を上回	
	基金や業務受	資産保有情報等			等及び制度の信	頼性確保に努め	める。			香な成果がある これによった。	-	
	託機関における 素数40円割りま	について、ホーム	について、ホーム							は十分であり、かつ、目標	標を上回	
	事務処理誤りや	ページ等で適切に集却な思えた	ページ等で適切に関わる							見がある ナレハズキス		
	事務処理遅延な	に情報公開を行	に情報公開を行							は十分である おみスエムでもり、改美	きた西十	
	ど不適切な事案 が発生した場合	う。 基金や業務受	います。 基金や業務受	づき、役員の報酬 等及び職員の給与					c: 取組に る	はやや不十分であり、改善	で安り	
	ルエエレに勿口	坐亚\未伤又	坐 工 \ 未 伤 又	す及い、概長の和子	I				l る			

においては、業	託機関における	託機関における	水準、事業計画、資		d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
務受託機関と共	事務処理誤りや	事務処理誤りや	産保有情報等につ		善を要する	
有を図るととも	事務処理遅延な	事務処理遅延な	いて、ホームペー			
に、事案の重要	ど不適切な事案	ど不適切な事案	ジ等で適切に情報			
性等に応じて速	が発生した場合	が発生した場合	公開しているか。			
やかに公表する	においては、業務	においては、業務	・基金や業務受託機			
など、基金等及	受託機関と共有	受託機関と共有	関における事務処			
び制度の信頼性	を図るとともに、	を図るとともに、	理誤りや事務処理			
確保に努める。	事案の重要性等	事案の重要性等	遅延など不適切な			
	に応じて速やか	に応じて速やか	事案が発生した場			
	に公表するなど、	に公表するなど、	合においては、業			
	基金等及び制度	基金等及び制度	務受託機関と共有			
	の信頼性確保に	の信頼性確保に	を図るとともに、			
	努める。	努めます。	事案の重要性等に			
			応じて速やかに公			
			表するなど、基金			
			等及び制度の信頼			
			性確保に努めた			
			か。			
(2) 文書管理	(2) 文書管理	(2) 文書管理	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
公文書等の管	公文書等の管	公文書等の管	_	公文書等の管理に関する法律及び独立行政法人農業者年金	評定: b	自己評価の「b」評定が妥
理に関する法律	理に関する法律	理に関する法律		基金法人文書管理規程に基づき、加入者等に関する記録及び	公文書等の管理に関する法律等に基づ	当であると認められる。
(平成 21 年法	(平成 21 年法律	(平成 21 年法律	<その他の指標>	文書等を適切な期間において保存し、マイクロフィルム化す	き、適切に文書管理を行ったほか、文書の電	
律第 66 号) 等に	第66号) 等に基	第 66 号) 等に基	_	るなど、適切な原本文書の管理・保管を徹底するとともに、令	子化を推進したことから、b評定とした。	
基づき、加入者	づき、加入者に関	づき、加入者に関		和5年度の法人文書の管理状況について、令和6年8月に内		
に関する記録及	する記録及び文	する記録及び文	<評価の視点>	閣府へ報告を行った。	(評定区分)	
び文書等を適切	書等を適切な期	書等を適切な期	・加入者に関する記	文書の電子化については、基金内の会議のほか、業務受託機	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
な期間において	間において保存	間において保存	録及び文書等を適	関を対象とする会議においても資料の電子化を進めるなど、	る顕著な成果がある	
保存するととも	するとともに、マ	するとともに、マ	切な期間において	文書の電子化(ペーパーレス化)に向けた取組を推進した。	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
に、マイクロフ	イクロフィルム	イクロフィルム	保存するととも		る成果がある	
イルム化するな	化するなど適切	化するなど適切	に、マイクロフィ		b:取組は十分である	
ど適切な原本文	な原本文書の管	な原本文書の管	ルム化するなど適		c:取組はやや不十分であり、改善を要す	
書の管理・保管	理・保管を徹底す	理・保管を徹底し	切な原本文書の管		る	
を徹底する。	る。	ます。	理・保管を徹底し		d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
また、原本性	また、原本性	また、原本性の	たか。		善を要する	
の確保に配慮し	の確保に配慮し	確保に配慮しな	・文書の電子化を推			
ながら、文書の	ながら、文書の	がら、文書の保	進したか。			
保管・印刷費等	保管・印刷費等	管・印刷費等のコ				
のコスト低減や	のコスト低減や	スト低減や検索				
検索性の向上等	検索性の向上等	性の向上等を図				
を図る観点か	を図る観点か	る観点から、文書				
ら、文書の電子	ら、文書の電子	の電子化を推進				
化を推進する。	化を推進する。	します。				

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(その他業務運営に関する事項)

1	. 当事務及び事業に関する	基本情報									
第	7 - 6	適正な監査の実施等									
当	該項目の重要度、困難度					関連する政	で策評価・行政事業レビ	003218			
						ュー					
2	. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度		7年度	8年度	9年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終							当該年度までの累積値等、必要な情報	
			年度値等)								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣	による評価
				業務実績	自己評価		
4 適正な監査の	6 適正な監査の	6 適正な監査の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
実施等	実施等	実施等	_	令和6年度内部監査計画を令和6年5月13日に策定した。	評定 : B	自己評価の	「B」評定が
内部監査機能	内部監査機能	内部監査機能		同計画では、事務所移転後の情報の保存・管理について重点	内部監査規程に基づき内部監査計画を策	当であると認	められる。
の充実・改善を	の充実・改善を	の充実・改善を	<その他の指標>	的に監査することとしており、これに基づき令和7年2月に	定し、その計画に従って内部監査を適切に		
図り、適正に内	図るため、毎年	図るため、毎年	_	内部監査を実施した。	実施したことから、B評定とした。		
部監査を実施	度策定する内部	度策定する内部		また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き			
し、適切な業務	監査計画及び内	監査計画に重点	<評価の視点>	外部監査人による監査を実施した。			
運営の確保を図	部監査実施計画	項目を設定し、	・毎年度策定する内		(評定区分)		
る。	に重点項目を設	適正に内部監査	部監査計画に重点		S:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	定し、当該計画	を実施し、適切	項目を設定し、適		る顕著な成果がある		
	に従って基金の	な業務運営の確	正に内部監査を実		A:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	各業務について	保を図ります。	施し、適切な業務		る成果がある		
	内部監査を実施		運営の確保を図っ		B:取組は十分である		
	する。		たか。		C:取組はやや不十分であり、改善を要す		
					る		
					D:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
					善を要する		

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(その他業務運営に関する事項)

1	当事務及び事業に関	見する 乱木桂却											
			a . l . I haka										
第	7 - 7	業務運営能力の)向上等										
当記	亥項目の重要度、困難	鮮度 一				関連する政策評	価・行政事業レビ	003218					
						ュー							
2	主要な経年データ												
2.	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年	#	8年度		9年度	(参考情	生土口 \	
	計価対象となる指標	達成日保			0 年度	(4		8年度					to face
			(前中期目標期	間最終							当該牛馬	ままでの累積値	算、必要な情報
			年度値等)										
		•	•	•	•	•				•			
3.	各事業年度の業務に	 に係る目標、計画、業			臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務	宝績・自己	 .評価				 による評価
	1 /21 11/1/	1 /91 1		工。8年1月11日以7		業務実統			ти ти	 自己評価		1.400 / (1.10	ЩПСХОП
	F 类交军尚化士	7 类双字尚处本	2 类交军学化力			未伤关剂	₹					⇒	T D
	5 業務運営能力 の向上等	7 業務運営能力 の向上等	7 業務運営能力 の向上等							В		評定	В
	の同工寺	の同工寺	の同工寺										頁目が両方とも
													あり、農林水産
													こ基づくウェイ 算出した結果、
												トを用いて』 「B」評定	早田 した 桁未、
												-	2×2項目=2.00
												点	2.00
												1.5 点以上 2.5	5 点未満:B
	(1) 研修の充実	(1) 研修の充実	(1) 研修の充実	<主な定量的指標>	<主要な業務実	績>			<評定と根	処>		評定	b
	農業者年金制	ア 農業者年金	ア農業者年金	_	ア農業者年金				評定: b			自己評価の	「b」評定が妥
	度の適切な実施	基金職員	基金職員			農業者年金基金職				施計画を策定し、新任者の		当であると認	(められる。
	を図るために	基金職員の		<その他の指標>		和6年度研修実施記				を実施し、民間研修も活用			
	は、基金の職員	うち新任職員				とともに、新任職員				成を図ったほか、当基金が にないては、研修数字※3			
	のみならず、業 務受託機関の農	については、 年金業務全般	については、年 金業務全般に	研修の実施、民間 研修の活用。		こついての研修を含 して年金制度に係				においては、研修終了後に を実施するなどの取組を			
	業者年金担当者	たついての知	ついての知識			して中亚朋友に依	の別隊で11417千	2月に天	た。	と大心するなどの収配で	111.7		
	の業務運営能力	識の習得を図	の習得を図る	施。	NE O / Co				/=0				
	の向上を図る必	るため、初任	ため、初任者研	研修等の実施計画	また、令和7年	年度研修実施計画	を令和7年3月に第	策定した。	イ 入門研	修会及び新任研修会を明	見地開		
	要がある。	者研修を毎年	修を原則2回	の策定。	業務等のデジ	タル化に適切に対	応し、専門性の高	iい業務を	催、専門	業務研修会をハイブリット	ト形式		
	このため、基	度原則2回実	実施します。	・職員の専門資格取	適切に遂行する	観点から、内閣サ	イバーセキュリテ	ィセンタ	で行い、	会議開催手法にとらわれる	ず開催		
	金の職員及び業	施する。	IT(情報技	得支援。		に役職員延べ 38 名		外部講師	するなど	業務受託機関担当者の研修	修の充		
	務受託機関の担	IT(情報技				課職員専門研修を	=		実に努めて	た。			
	当者を対象とし	術)及び年金				職員等を対象とし	た IT(情報技術)	研修を令	_, _	_ 1			
	た農業者年金制	資産の運用等		・新任者研修、専門			アヤイナッチッ	次人 40 時	これらの	ことから、b評定とした。			
	度、農業者年金	の専門的知識							(証金はい)				
	記録管理システ ムの取扱い及び	を必要とする 業務に携わる	務に携わる職 員については、	間研修も活用しているか。		て、週信講座によ 度の通信講座の実		守ど夫肔	(評定区分)	は十分であり、かつ、目標を	た トロー		
	情報セキュリテ	飛員について	当該業務に係	- 0				うとした資		ェーカ くめり、パラ、日標で ぎな成果がある	ᅩᅜᅼ		

ィ等に関する研 修を実施する。

また、基金に おいて、IT (情報 技術) 及び資産 運用等の専門的 知識を必要とす る業務に携わる 職員について は、当該業務に 係る分野に特化 した専門研修を 実施する。

は、当該業務 に係る分野に 特化した専門 研修を実施す る。その際、必 要に応じて民 間等の機関が 主催する研修 を活用する。

なお、研修 終了後に理解 度テストを実 施する。

また、その 他の研修及び 職員の専門資 格取得支援を 含め、研修等 の実施計画を 策定し、計画 的に職員の能 力向上を図 る。

イ 業務受託機 関担当者

業務受託機 関の農業者年 金担当者の制 度への理解及 び事務処理能 力の向上を図 るため、毎年 度、業務受託 機関の農業者 年金担当者等 を対象とした 研修を実施す

都道府県段 階の業務受託 機関が開催す る業務受託機 関の担当者を 対象とした農 業者年金記録 管理システム 操作及び情報 セキュリティ 等に関する研 修会に講師と

る分野に特化 した専門研修 を実施します。 その際、必要に 応じて民間等 の機関が主催 する研修を活 用します。

施しているか。

か。

いるか。

を策定している

・職員の専門資格取

・年度当初に都道府

機関の新任担当者

を対象とする研修

会を、また、年度上

半期に都道府県段

階の業務受託機関

の担当者を対象と

する専門研修会を

開催したか。

なお、研修終 了後に理解度 テストを実施 します。

また、その他 の研修及び職 員の専門資格 取得支援を含 め、研修等の実 施計画を策定 し、計画的に職 員の能力向上 を図ります。

イ 業務受託機 関担当者

> 年度当初に 都道府県段階 の業務受託機 関の新任担当 者を対象とす る研修会を、ま た、年度上半期 に都道府県段 階の業務受託 機関の担当者 を対象とする 専門研修会を 開催します。

都道府県段 階の業務受託 機関が開催す る業務受託機 関の担当者を 対象とした農 業者年金記録 管理システム 操作及び情報 セキュリティ 等に関する研 修会に講師と して職員を派 遣します。

産運用に関する基本的な研修を令和6年12月24日及び25日 研修等の実施計画 に実施した。

> なお、当基金が主催した研修においては、研修終了後に理解 度テストを実施した。

資格取得支援については、平成21年に策定した資格取得支 得支援を実施して┃援要綱に基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環 境の整備に努めている。

県段階の業務受託 イ 業務受託機関担当者

業務受託機関担当者を対象とする業務研修会について は、令和6年4月に入門研修会、担当者会議、令和6年5月 に新人研修会を現地開催、令和6年6月には専門研修会を 現地と Web を併用したハイブリット方式により実施した。

また、当日の講師の説明をビデオ録画し、基金ホームペー ジに掲載し、業務受託機関の担当者が随時活用できるよう 対応した。

都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の 担当者を対象とした農業者年金記録管理システム操作等に 関する研修会に講師として 27 府県に職員を派遣した。(参 考:令和5年度派遣実績:26 府県)

- a:取組は十分であり、かつ、目標を上回 る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善を要す
- d:取組はやや不十分であり、抜本的な改 善を要する

	して職員を派遣する。					
の業対指務性どで、のた。考っが必高化率にも事きて検等内機す効めを有務象導の及を有委向め 査て多要いす的実に例課、討を及関る果る、当時の大きのでは、対対を対理用業に実 導、、や域なつす把注等の、じ業周ど浸 が、 といれ、 といれ、 といれ、 といれ、 といれ、 といれ、 といれ、 といれ	の業対指委に以施 間査に加く要高機置し考施 よ事べつ者会周な導透委向務象導託行下す中に指つ入、性い関い、査す考り例きい会等知どのを話上受とに業わのる期お導い者指や業に、計指る査把や課て議を徹、効図業 託しつ務れ取。計けのて者導効務重で画導。指握注題、や通底考果る業にいがる組 画る対はがの果受点選的を 導し意等担研じす査の 関考で適よを 期考象、多必が託を定に実 にたすに当修でる指浸	(1) を査は計に務れ取すア お受けの確果事的たま 査把注題担研じす指浸すの 大き では	・考査指導の効果の 浸透。 <評価の視点> ・考査指導実施計画 に従って、業務で ・ 業で ・ では対して対して対して対して ・ 対して対して ・ 対して表する ・ です。 ・ では関いがある。 ・ では、	にかけて17道県に対し、令和6年度は重要な課題である加入推進についてより重点を置き、計画的・効率的に実施した。 (参考) 考査指導実施業務受託機関数(令和6年度計画) 農業会議 : 14機関 農業協同組合中央会: 14機関 農業委員会 : 87機関 農業協同組合 : 35機関 総 数 : 150機関	考査指導については、令和6年度考査指導実施計画に基づき、計画的・効率的に実施したことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(その他業務運営に関する事項)

1	. 当事務及び事業に関	- 関する基本情報											
第	7 – 8	温室効果ガスの)排出の削減										
当	該項目の重要度、困難	推度 —					関連する政策評価・行政事業レビ 0032						
2	. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期 年度値等)	5年度 111最終	6年度	5	7 年度	8年度		9年度	(参考 当該年	情報) 度までの累積値等、必要 ^力	な情報
3	・各事業年度の業務に中期目標	工係る目標、計画、業 中期計画	務実績、年度評価に係 年度計画	える自己評価及び主義 主な評価指標等	5大臣による評価		法人の業務	実績・自己	已評価			主務大臣による評価	H i
						業務	実績			自己評価			
	6 ののけし「務しののき定和日準な計そ組に点対の分割組くが事効の実に計1決実に策基う施行財制果減をたそ業果削行つ画0定行つ定づと状うがまめのにガ減すい(月)可いしくと況。	8 ののけし「務しののき定和閣じ組所7策づと況 6は月し法連排温排たて政及温排た措め3議実に移年定くとのな年、10下開効別組くが事効の実に計10定可い後にそ組に検、に成日独業用巣減をたそ業果削行つ画月)能ての計れを実を令お29に立者ががに実めのにガ減すい(22にな事令画に行施う5、て5定政金ス ス向行、事関ス等べて令日準取務和を基う状。、て5定政金	ののけし「務しののき定和閣じ組所7策づと況ま 度成に排温排たて政及温排た措め3議実に移年定くとのすなに29第の効削組くが事効の実に計10定可い後にそ組に検 やい5た減ガに実めのにガ減すい(22にな事令画に行施行 6、10独立、向行、事関ス等べて令日準取務和を基う状い 年平日立ス向行、事関ス等べて令日準取務和を基う状い 年平日立	< く へ で で で で で で で で で	では では では では では では では では では では	の子で「実は金」。調したりが月上務けそ所分子で「実は金」。調し筒をコに込をに、上るれ転回及き準度況で基定を、でいるので、お図おでは、基定で、で、等明で、み図おに明外に収び措で、計点の29お措を、紙たアメ、、。を、消に、変異で、で、ので、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	工関し温室効計では、ののでは、といて能し、としてではない。というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、ないのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	和はくが「抑下、のを、、、しで令人年事組令立等事 一様 能議紙 一。灯6たりの務を和行の項 ム 書 なへ類 ル ます年。	平農のの、 評S A B C D A B B C D A B B C D B B B B B B B B B B B B B B B B	年 5 月 10 日策定の 金基金における温 のための実行計画 について適切に実 とした。	温室効果ガス排 画」でたことか でたこととか つ、目標を上 り、改善を要 り、改善を要	評定 自己評価の「B」評定が であると認められる。	7. 安当

基金における温	年金における温		
室効果ガス排出	室効果ガス排出		
等のための実行	等のための実行		
計画」で定めた	計画」で定めた計		
計画を実行す	画を実行します。		
る。			

別 紙

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

令和6年度予算

総 括

(単位:百万円)

						L. 日 刀口/
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
収入						
前年度よりの繰越金	784	0	0	784	264	1,049
運営費交付金	2,633	105	733	3,470	1,190	4,660
国庫補助金	691	0	0	691	0	691
国庫負担金	75,384	0	0	75,384	0	75,384
借入金	81,350	0	0	81,350	0	81,350
保険料収入	14,893	0	0	14,893	0	14,893
運用収入	0	1,998	0	1,998	0	1,998
貸付金利息	0	0	0	0	0	0
農地売渡代金等収入	0	0	0	0	0	0
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	175,735	2,102	733	178,571	1,454	180,025
支出						
業務経費	67,768	0	681	68,449	0	68,449
うち 農業者年金事業給付費	8,455	0	0	8,455	0	8,455
旧年金等給付費	57,786	0	0	57,786	0	57,786
還付金	271	0	0	271	0	271
長期借入関係経費	45	0	0	45	0	45
その他の業務経費	1,211	0	681	1,892	0	1,892
借入償還金	98,900	0	0	98,900	0	98,900
一般管理費	1,828	25	15	1,869	1,034	2,903
人件費	378	79	36	494	420	914
計	168,874	105	733	169,712	1,454	171,166

[人件費の見積り]

期間中総額782百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する 範囲の費用である。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係

る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基 金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を 限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して 増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比し て増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

令和6年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	被	保険者経理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	. 日 刀口)
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	136	0	0	136	136	50	187
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	325	30	201	556	556	200	756
国庫補助金	691	0	691	0	0	0	0	0	0	0	691	0	691
運用収入	0	41	41	0	60	60	0	0	0	0	101	0	101
特例付加年金被保険者経理 より受入	0	0	0	525	0	525	0	0	0	0	525	0	525
農業者老齢年金等勘定より 受入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	691	41	732	528	60	587	462	30	201	692	2,012	251	2,262
支出													
業務経費	525	0	525	242	0	242	61	0	186	247	1,015	0	1,015
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	242	0	242	0	0	0	0	242	0	242
特例付加年金受給権者 経理へ繰入	525	0	525	0	0	0	0	0	0	0	525	0	525
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	61	0	186	247	247	0	247
一般管理費	0	0	0	0	0	0	340	7	4	351	351	184	535
人件費	0	0	0	0	0	0	60	23	10	94	94	67	160
計	525	0	525	242	0	242	462	30	201	692	1,460	251	1,711

農業者老齢年金等勘定

												(+12	<u>::日万円)</u>
	被	保険者経理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	336	0	0	336	336	89	424
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	808	75	532	1,415	1,415	537	1,951
保険料収入	14,893	0	14,893	0	0	0	0	0	0	0	14,893	0	14,893
運用収入	0	265	265	0	1,631	1,631	0	0	0	0	1,897	0	1,897
農業者老齢年金被保険者経 理より受入	0	0	0	14,646	0	14,646	0	0	0	0	14,646	0	14,646
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,893	265	15,159	14,646	1,631	16,277	1,143	75	532	1,750	33,186	626	33,811
支出													
業務経費	15,910	0	15,910	7,218	0	7,218	166	0	495	661	23,789	0	23,789
うち 農業者年金事業給付費	996	0	996	7,216	0	7,216	0	0	0	0	8,213	0	8,213
還付金	268	0	268	0	0	0	0	0	0	0	268	0	268
農業者老齢年金受給権 者経理へ繰入	14,646	0	14,646	0	0	0	0	0	0	0	14,646	0	14,646
特例付加年金勘定へ繰 入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	166	0	495	661	661	0	661
一般管理費	0	0	0	0	0	0	828	18	11	857	857	438	1,295
人件費	0	0	0	0	0	0	150	57	26	232	232	188	420
計	15,910	0	15,910	7,218	0	7,218	1,143	75	532	1,750	24,878	626	25,504

旧年金勘定

(単位:百万円)

				· · · · ·	L : / J] /
区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
נית בי	農業者年 金事業	農業者年 金事業	ПΙ	法人共通	
収入					
前年度よりの繰越金	0	304	304	118	422
運営費交付金	0	1,483	1,483	405	1,888
国庫負担金	75,384	0	75,384	0	75,384
借入金	81,350	0	81,350	0	81,350
諸収入	0	0	0	0	0
計	156,734	1,788	158,522	522	159,044
支出					
業務経費	57,834	967	58,801	0	58,801
うち 旧年金等給付費	57,786	0	57,786	0	57,786
還付金	3	0	3	0	3
長期借入関係経費	45	0	45	0	45
その他の業務経費	0	967	967	0	967
借入償還金	98,900	0	98,900	0	98,900
一般管理費	0	660	660	374	1,034
人件費	0	161	161	148	309
計	156,734	1,788	158,522	522	159,044

農地売買貸借等勘定

区別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
前年度よりの繰越金	8	8	16
運営費交付金	16	47	64
貸付金利息	0	0	0
農地売渡代金等収入	0	0	0
諸収入	0	0	0
計	25	55	80
支出			
業務経費	17	0	17
うちその他の業務経費	17	0	17
一般管理費	0	38	39
人件費	8	17	25
計	25	55	80

				1	(平位	<u>[: 白力円)</u>
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
費用の部	76,909	7,287	736	84,931	1,506	86,438
経常費用	76,675	7,287	736	84,697	1,506	86,203
人件費	378	79	36	494	420	914
退職給付費用	10	1	0	11	9	20
賞与引当金繰入	29	7	2	38	31	69
業務費	67,537	56	681	68,274	0	68,274
一般管理費	1,828	25	15	1,869	1,034	2,903
減価償却費	263	0	0	263	12	275
給付準備金繰入	6,630	7,118	0	13,748	0	13,748
財務費用	234	0	0	234	0	234
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	76,909	7,287	736	84,931	1,506	86,438
運営費交付金収益	3,417	105	733	4,255	1,454	5,709
国庫補助金収入	691	0	0	691	0	691
国庫負担金収入	57,834	0	0	57,834	0	57,834
財源措置予定額収益	0	0	0	0	0	0
保険料収入	14,665	0	0	14,665	0	14,665
運用収入	0	7,174	0	7,174	0	7,174
貸付金利息収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	263	0	0	263	12	275
賞与引当金見返に係る収益	29	7	2	38	31	69
退職給付引当金見返に係る収益	10	1	0	11	9	20
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0

令和6年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	初	保険者経理	里	受	給権者経理	1		業務	経理			業務経理	
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	165	730	895	528	60	587	539	32	202	773	2,255	260	2,515
経常費用	165	730	895	528	60	587	539	32	202	773	2,255	260	2,515
人件費	0	0	0	0	0	0	60	23	10	94	94	67	160
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	4
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	5	2	1	7	7	6	13
業務費	0	7	7	242	0	242	61	0	186	247	497	0	497
一般管理費	0	0	0	0	0	0	340	7	4	351	351	184	535
減価償却費	0	0	0	0	0	0	71	0	0	71	71	2	73
給付準備金繰入	165	722	888	285	60	345	0	0	0	0	1,233	0	1,233
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	691	730	1,421	2	60	62	539	32	202	773	2,255	260	2,515
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	462	30	201	692	692	251	943
国庫補助金収入	691	0	691	0	0	0	0	0	0	0	691	0	691
運用収入	0	730	730	0	60	60	0	0	0	0	790	0	790
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	71	0	0	71	71	2	73
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	5	2	1	7	7	6	13
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	4
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	525	0	525	△525	0	△525	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	525	0	525	△525	0	△525	0	0	0	0	0	0	0

農業者老齢年金等勘定

	被保険者経理			受	A 給権者経理	里		業務	経理			業務経理	: 日 万円)
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	1,267	4,703	5,970	13,398	1,682	15,079	1,333	81	534	1,948	22,997	649	23,646
経常費用	1,267	4,703	5,970	13,398	1,682	15,079	1,333	81	534	1,948	22,997	649	23,646
人件費	0	0	0	0	0	0	150	57	26	232	232	188	420
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	4	1	0	5	5	4	9
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	11	5	2	18	18	14	32
業務費	1,267	48	1,316	7,216	0	7,216	166	0	495	661	9,193	0	9,193
一般管理費	0	0	0	0	0	0	828	18	11	857	857	438	1,295
減価償却費	0	0	0	0	0	0	175	0	0	175	175	5	180
給付準備金繰入	0	4,654	4,654	6,181	1,682	7,863	0	0	0	0	12,518	0	12,518
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	14,665	4,703	19,368	0	1,682	1,682	1,333	81	534	1,948	22,997	649	23,646
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	1,143	75	532	1,750	1,750	626	2,376
保険料収入	14,665	0	14,665	0	0	0	0	0	0	0	14,665	0	14,665
運用収入	0	4,703	4,703	0	1,682	1,682	0	0	0	0	6,385	0	6,385
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	175	0	0	175	175	5	180
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	11	5	2	18	18	14	32
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	4	1	0	5	5	4	9
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	13,398	0	13,398	△13,398	0	△13,398	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	13,398	0	13,398	△13,398	0	△13,398	0	0	0	0	0	0	0

旧年金勘定

- DI	旧年金 経理	業務経理	=1	業務経理	A =1
区別	農業者年 金事業	農業者年 金事業	計	法人共通	合計
費用の部	57,834	1,821	59,656	541	60,197
経常費用	57,600	1,821	59,421	541	59,962
人件費	0	161	161	148	309
退職給付費用	0	4	4	3	7
賞与引当金繰入	0	13	13	11	24
業務費	57,600	967	58,567	0	58,567
一般管理費	0	660	660	374	1,034
減価償却費	0	17	17	5	22
財務費用	234	0	234	0	234
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	57,834	1,821	59,656	541	60,197
運営費交付金収益	0	1,788	1,788	522	2,310
国庫負担金収入	57,834	0	57,834	0	57,834
財源措置予定額収益	0	0	0	0	0
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	17	17	5	22
賞与引当金見返に係る収益	0	13	13	11	24
退職給付引当金見返に係る収益	0	4	4	3	7
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

区別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	26	57	82
経常費用	26	57	82
人件費	8	17	25
退職給付費用	0	0	0
賞与引当金繰入	1	1	1
業務費	17	0	17
一般管理費	0	38	39
減価償却費	0	0	0
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	26	57	82
運営費交付金収益	25	55	80
貸付金利息収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
賞与引当金見返に係る収益	1	1	1
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0
臨時利益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	<u> 合計</u>
資金支出	175,735	2,102	733	178,571	1,454	180,025
業務活動による支出	69,974	105	733	70,812	1,454	72,266
投資活動による支出	6,861	1,998	0	8,859	0	8,859
財務活動による支出	98,900	0	0	98,900	0	98,900
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	175,735	2,102	733	178,571	1,454	180,025
業務活動による収入	93,601	2,102	733	96,437	1,190	97,626
運営費交付金による収入	2,633	105	733	3,470	1,190	4,660
補助金等による収入	76,075	0	0	76,075	0	76,075
保険料収入	14,893	0	0	14,893	0	14,893
運用による収入	0	1,998	0	1,998	0	1,998
農地売渡代金等収入	0	0	0	0	0	0
貸付金利息収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	81,350	0	0	81,350	0	81,350
借入金による収入	81,350	0	0	81,350	0	81,350
前年度よりの繰越金	784	0	0	784	264	1,049

令和6年度資金計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	被	保険者経理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	165	41	206	525	60	585	462	30	201	692	1,484	251	1,735
業務活動による支出	0	0	0	242	0	242	462	30	201	692	934	251	1,185
投資活動による支出	165	41	206	283	60	343	0	0	0	0	550	0	550
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	691	41	732	0	60	60	462	30	201	692	1,484	251	1,735
業務活動による収入	691	41	732	0	60	60	325	30	201	556	1,348	200	1,548
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	325	30	201	556	556	200	756
補助金等による収入	691	0	691	0	0	0	0	0	0	0	691	0	691
運用による収入	0	41	41	0	60	60	0	0	0	0	101	0	101
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	136	0	0	136	136	50	187

農業者老齢年金等勘定

												(単1)	ī:百万円)
	被	保険者経理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業		制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	1,264	265	1,530	13,629	1,631	15,260	1,143	75	532	1,750	18,540	626	19,166
業務活動による支出	1,264	0	1,264	7,216	0	7,216	1,143	75	532	1,750	10,231	626	10,856
投資活動による支出	0	265	265	6,413	1,631	8,044	0	0	0	0	8,309	0	8,309
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,893	265	15,159	0	1,631	1,631	1,143	75	532	1,750	18,540	626	19,166
業務活動による収入	14,893	265	15,159	0	1,631	1,631	808	75	532	1,415	18,205	537	18,742
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	808	75	532	1,415	1,415	537	1,951
保険料収入	14,893	0	14,893	0	0	0	0	0	0	0	14,893	0	14,893
運用による収入	0	265	265	0	1,631	1,631	0	0	0	0	1,897	0	1,897
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	336	0	0	336	336	89	424

旧年金勘定

(単位:百万円)

	旧年金 経理	業務経理	=1	業務経理	合計	
区別	農業者年 金事業	農業者年 金事業	計	法人共通		
資金支出	156,734	1,788	158,522	522	159,044	
業務活動による支出	57,834	1,788	59,622	522	60,144	
投資活動による支出	0	0	0	0	0	
財務活動による支出	98,900	0	98,900	0	98,900	
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	
資金収入	156,734	1,788	158,522	522	159,044	
業務活動による収入	75,384	1,483	76,868	405	77,273	
運営費交付金による収入	0	1,483	1,483	405	1,888	
補助金等による収入	75,384	0	75,384	0	75,384	
その他の収入	0	0	0	0	0	
投資活動による収入	0	0	0	0	0	
財務活動による収入	81,350	0	81,350	0	81,350	
借入金による収入	81,350	0	81,350	0	81,350	
前年度よりの繰越金	0	304	304	118	422	

農地売買貸借等勘定

区別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	25	55	80
業務活動による支出	25	55	80
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0
資金収入	25	55	80
業務活動による収入	16	47	64
運営費交付金による収入	16	47	64
農地売渡代金等収入	0	0	0
貸付金利息収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	8	8	16